第32期 第1回 横浜市児童福祉審議会総会

[日時] 平成30年11月16日(金)午後6時30分~午後8時30分 [場所] ホテル横浜ガーデン カトレア

1 こど	も青少年局長あいさつ	
2 委員(の紹介	(資料1)
3 事務/	司の紹介	(資料2)
4 審議	会の概要説明	(資料3)
	正副委員長の選出 部会所属委員の指名	
(1) <u>1</u> (2) {	の開催状況について 里親部会 呆育部会 児童部会	(資料4) (資料5) (資料6)
	事項 平成 29 年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況 報告書について	(資料7)
[資料] 1 2 3 4~6 7	委員名簿 事務局職員名簿 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱、児童福祉 部会報告(里親部会、保育部会、児童部会) 平成29年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書に	
[参考資料		
1	児童虐待による死亡疑義事例検証報告書 (平成29年度発生分)	
2	平成 30 年度 児童相談所一時保護所外部評価報告書	

第32期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

(50音順、敬称略)

I								
氏		所	属	•	役	職	等	
1 アオヤマ デッ	, ペイ 兵	文教	大 * 惟	学 人 教	間	科 授	学 部	
2 アカシ まな 要な	ァイチ 一	千 葉	敬 学	愛		期 ラ 長	大 学	
3 アライ ジョ	ンヨ	こど	も 会	み	-	· 横 長	浜 浜	
4 イシイ 章	七十二	千 葉 明	徳 短 其 教	朝大		育 創授	造学	科
5 イワサ ミッ	アキ 章	社 会 福 祉 泊 横浜市総合リ						
6 オオバ シ 茂	ゲ w 美	横 浜	市 会	会	福祉	- 協 長	議会	
7 オオバ リョ 大 庭 良	ゥジ治	一般社団	法 人 横 会	横浜市		保 育 園 長	園 園 長	会
8 カゲヤマ ヒラ 秀	· 上 人	:	弁	護		士		
9 カミナガミッ神長 美海	* 子	國 學	院 大 教	学 人		開 発 授	学音	ß
10 カヤマ セッカル 山 勢 津	n 子		民 生 養児 童	委 員 <u></u> 委 員		委 員 絡 会	協議代表	会長
11	オサム 理	東海大学	健 康 学 惟	² 部 健 教	康マク	ネジメ 授	ント学	科
12 サクライナック 井 奈 淳	* 3	和泉短	i 期 大 教	、 学	児童	福	上学和	斗
13 シブヤ 書	サシ史	関東	学 院 教	大	学 社	. 会 授	学部	3
14 多カハシ ユニュー 橋 雄	フィチ 一	横 浜 市 立 精 神	大 学 付 医 療		民 総 合 ン タ	医療一	センタ 部 長	
15 多 知 ス 純	きま		祉 法 人 施	、白 根 設	学園	ぶ ど 長	うの	実
16 男 ガ 河 青	ウ <u>ジ</u> 一	社会福祉	法人均園	力 年 保		横 浜 3 長	家庭 学	園
17 デンミョウ ミオ	穂	よこはる世	ま 一 万 話	人 子 人		フォ 代	ー ラ 表	ム
18 ニイボリ ユ * 新 堀 由 美	₹ 子	公益財団男女共同						
19	, 子		市 P 副	T A 会	連	各 協 長	議会	<u> </u>
20 ホソカワ カ 細 川 一	ズ ミ 美		営 利 活 理	動 法 事	人 C A	A P か 長	なが	わ
21	3子	横浜障	害 男 会	を守		- A † 長	荔 議 🤅	会
22 ヤマザキ ト 山 崎 具	t	一般社	. 団 法 副	人会	横浜	市 医	医師 会	会

【第32期任期:平成30年11月1日~平成32年10月31日】

第32期 横浜市児童福祉審議会 部会 臨時委員名簿

平 成 3 0 年 1 1 月 1 6 日 第32期第1回児童福祉審議会総会 【 資 料 1 - 2 】

(50音順、敬称略)

(30百順、敬你哈)		
部会	委員氏名	所 属 · 役 職 等
	荒 巻 正 則	横 浜 市 P T A 連 絡 協 議 会 副 会 長
保育部会	尾木まり	子 ど も の 領 域 研 究 所 所 長
体月前云	木 元 茂	公益社団法人横浜市幼稚園協会会長
	松本純子	東京成徳短期大学幼児教育科教
児童部会	森 山 直 人	千 葉 大 学 学 生 支 援 課 学 生 相 談 室 特 任 専 門 員
	大 野 功	横浜市青少年指導員連絡協議会前副会長・委員
	工藤春治	横浜市子ども会連絡協議会 会 長
放課後部会	世古正樹	横浜市教育委員会事務局学校支援·地域連携課 首 席 指 導 主 事
双珠妆 部云	藤井千佳	横浜市民生委員児童委員連絡協議会緑区主任児童委員連絡会 代 表
	宮 永 千 恵 子	横浜障害児を守る連絡協議会 副 会 長
	柳 澤 潤	横 浜 市 小 学 校 長 会 副 会 長

【第32期任期:平成30年11月1日~平成32年10月31日】

第32期 横浜市児童福祉審議会 下部組織 臨時委員名簿

(50音順、敬称略)

(50音順、敬称略)					
下部組織	委員氏名	所 属 · 役 職 等			
	有 本 梓	横浜市立大学大学院医学系研究科看護学専攻·医学部看護学科 地 域 看 護 学 分 野 准 教 授			
児童虐待による重篤	川崎二三彦	子どもの虹情報研修センターセンター 日			
事例等検証委員会	高 藤 杏 花	神奈川県弁護士会所属弁護士			
	藤田純一	横 浜 市 立 大 学 附 属 病 院 児 童 精 神 科 医			
	淺 羽 幸 雄	教育相談員/スクールソーシャルワーカー			
	飯 島 奈 津 子	神奈川県弁護士会所属弁護士			
児童相談所一時保 護所外部評価委員 会	木 村 秀	共立女子大学家政学部児童学科			
	長 瀬 美 鳥	横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表			
	森里美	神奈川県立子ども医療センター総合診療科医師			
	田 代 宰	神奈川県弁護士会所属弁護士			
児童虐待対応調査 委員	藤田香織	神奈川県弁護士会所属弁護士			
	横溝和子	横浜市人権擁護委員			
	池宗佳名子	神奈川県弁護士会所属弁護士			
特定教育•保育施設	岩城 真佐子	東京都教職員研修センター授業力向上課研修研究支援専門員			
等における重大事故 の再発防止のための	太田恵蔵	一般社団法人横浜市医師会保育園医部会副部会長			
検証委員会	城 所 真 人	東京都社会福祉協議会 理事·保育部会長/社会福祉法人稲城青 葉 会 城 山 保 育 園 南 山 理 事 長 · 園 長			
	木 村 明 子	保育者の専門性研究会 世話人/横浜市立保育所の 民間移管にかかる法人選考委員会 委員			

【第32期任期:平成30年11月1日~平成32年10月31日】

第31期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿

区分	所属		氏	名	
	こども青少年局長	齌	薜	de,	聖
	副局長(総務部長)	出	П	洋	_
	医務担当部長	辻	本	愛	子
	青少年部長	宮	谷	敦	子
	子育て支援部長	抬	JII	直	友
幹	保育対策等担当部長	金	髙	隆	
	こども福祉保健部長(児童虐待・DV対策担当部長兼)	細	野	博	嗣
	中央児童相談所長	菅	原	正	興
事	企画調整課長[総会]	福	嶋	誠	也
	こども家庭課児童施設担当課長[里親部会]	安	藤	敦	久
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長[児童部会]	秋	野	条 緒	子
	保育•教育運営課長[保育部会]	武	居	秀	顕
	障害児福祉保健課長[障害児部会]	遠	藤	文	哉
	放課後児童育成課長[放課後部会]	茨		志	麻
	企画調整課担当係長[総会]	万	年	邦	佳
書	こども家庭課担当係長[里親部会]	石	岡	那 奈	子
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長[児童部会]	竹	内	弥	生
=-	保育•教育運営課運営調整係長[保育部会]	大	槻	彰	良
記	障害児福祉保健課担当係長[障害児部会]	杯	j ¾	羊	平
	放課後児童育成課担当係長[放課後部会]	大	岩	真	人

※所属の[]書きは、担当部会等を記載しています。

【連絡先】

総会	企画調整課 671-4281
里親部会	こども家庭課 671-2364
児童部会	ことも永姓妹 071-2304
保育部会	保育•教育運営課 671-2365
障害児部会	障害児福祉保健課 671-4277
放課後部会	放課後児童育成課 671-4068

第31期横浜市児童福祉審議会 関係行政職員名簿

	所属		氏	名	I	
	子育て支援課長	永	井	由	香	
	保育·教育人材課長	甘	粕	亜	矢	
	保育対策課長	片	山	久	也	
	保育対策課担当課長	旅易	藤	亜	希	
Į į	保育対策課担当課長	池	上	省	吾	
こどもま	こども施設整備課長	Щ	本	淳	_	
青少年	こども施設整備課担当係長	宮	野	太	志	
年局	局 こども家庭課長		口	千	尋	
	こども家庭課親子保健担当課長	丹	野	久	美	
	中央児童相談所副所長	上	原	嘉	明	
	中央児童相談所虐待対応·地域連携課長		沢	賢	治	
	中央児童相談所虐待対応·地域連携課担当係長	石	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	申	光	
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	島	谷	千	春	

平成 30 年 11 月 16 日 第32期第1回児童福祉審議会総会 【 資 料 3 】

〇横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日 条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員 長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の 会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117·一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な 事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。 附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正:平成28年11月1日 こ企第298号(局長決裁)

(総則)

第1条 横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項は、 児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)、同法施行令(昭和23年3月政令第74号)及び横 浜市児童福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第5号)その他の法令等に定めがあるもの のほか、この要綱の定めるところによる。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

(臨時委員)

- 第3条特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。
- 3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員 の任期が満了したときも同様とする。

(部会)

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

対人の力が		部 木				
部会の名称		調				
里親部会	1	里親の認定及び取消に関すること。(第8項第1号関係)				
	2	その他、里親等に関すること。				
保育部会	1	家庭的保育事業等の認可に関すること(第8項第6号関係)				
	2	保育所の設置認可に関すること(第8項第7号関係)				
	3	家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審				
		査に関すること(第8項第8号関係)				
	4	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外				
		保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等(以下、「教育・保育施設等」という。)				
		における重大事故の検証に関すること(第8項第12号関係)				
	5	その他、保育に関すること。(他の附属機関が所掌するものを除く)				
児童部会	1	児童福祉施設(他の部会で所管するものを除く。)の整備補助金交付先及び用地の				
		貸付先の審査に関すること(第8項第10号関係)				
	2	児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。(第8項第2号関係)				
	3	児童の一時保護に関すること。(第8項第3号関係)				

	4 児童虐待等の調査に関すること(第8項第13号関係)
	5 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること(第8項第14号関係)
	6 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること(第8項第15号関係)
	7 その他、児童の処遇に関すること。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(第8項第9
	号関係)
	2 その他、障害児の福祉に関すること。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること
	2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第4号及び
	第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適 用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年7月政令第224号) 第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関すること(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関すること(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及 び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市 条例第 49 号)第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第4条第 1項関係)
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱(平成12年6月制定)第4条の規定に基づき、 里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の傍聴手続等)

- 第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 2 傍聴定員は、先着順で10人とする。
- 3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。
- 4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可な く撮影、録音等を行ってはならない。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会 及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部に おいて処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附即

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

横浜市児童福祉審議会の概要

1 概要

(1) 設置

昭和31年11月1日

(2) 権限

- ア 市長の諮問に答えること
- イ 関係行政機関に意見を具申すること。
- ウ 関係行政機関に対し、その職員の出席説明や資料の提出を求めること。
- エ 個々の児童福祉行政に関し意見を述べること。

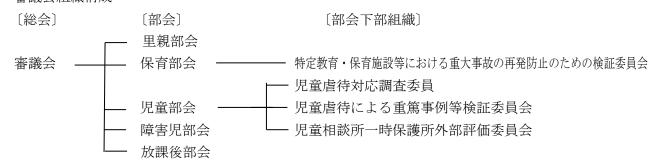
(3) 調査・審議事項

- ・里親等への委託、児童養護施設等の施設への入所等の措置をとる場合、及びこれらの措置を解除、停止、変更する場合、児童やその保護者の意向と一致しないときの意見(児童福祉法第二十七条第六項)
- ・被措置児童等虐待への市の措置に係る報告への意見 (児童福祉法第三十三条の十五)
- ・児童福祉施設の設備又は運営が条例で定める基準に達せず、かつ児童福祉に著しく有害であると認められるときの意見 (児童福祉法第四十六条第四項)
- ・無認可児童福祉施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときの意見 (児童福祉法第五十九条第五項) 等

(4) 委員数

25人以内(任期2年)

(5) 審議会組織構成



2 部会について

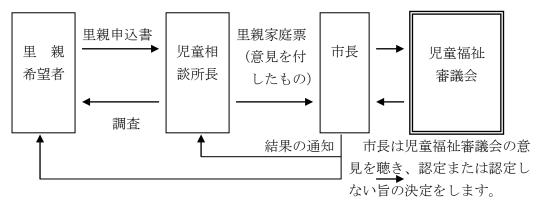
(1) 里親部会(委員5人・随時開催)

里親の認定、その他里親に関することを審議します。

ア 里親の認定

児童福祉法(第6条の4)で定義されている制度であり、この制度の意義は、家庭での養育に欠ける 児童に、その全人格を養護し育成するための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、 児童の健全な育成を図ることにあります。

【里親の認定方法】



イ その他、里親に関すること

里親認定の取消や登録更新等の報告、その他、里親に関することについて審議します。

(2) 保育部会(委員6人、臨時委員4人・随時開催)

保育所、家庭的保育事業等の認可に関すること、家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること、その他保育に関することを審議します。

※下部組織として、『特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会』を設置

ア 保育に関すること

家庭的保育事業等の認可に関すること、保育所の設置認可に関すること、家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること、その他保育に関すること(他の附属機関が所掌するものを除く)を審議します。

イ 下部組織

特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会において、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等における子どもの死亡事故等の重大な事故について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な発生防止策を検討します。

(3) 児童部会(委員4人、臨時委員1人・月1回開催)

児童相談所の措置等にあたっての意見聴取、児童福祉施設(他の部会で所管するものを除く。)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること、その他児童の援助に関することを審議します。

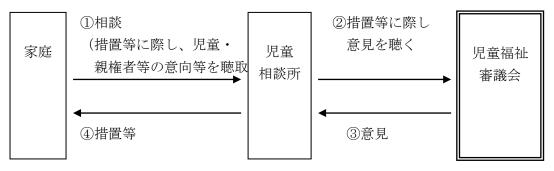
ア 児童福祉審議会への意見聴取の趣旨

児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所における援助の客観性の確保と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようという趣旨によるものです。

イ 児童福祉審議会の意見を聴く場合

児童相談所が相談に応じた事例について、以下の要件に該当する場合は児童福祉審議会に意見を聴かなければなりません。

- (ア)子ども若しくは親権者等の意向が児童相談所の措置と一致しない場合
- (4) 児童福祉法第28条に基づく申立て又は親権停止により施設入所した児童が家庭復帰する場合
- (ウ)その他、児童相談所長が必要と認めるとき



ウ 被措置児童等虐待の児童福祉審議会への報告

横浜市被措置児童等虐待防止対応事務取扱要領(平成 24 年 1 月 12 日制定)に基づき、被措置児童等の虐待状況等について、児童福祉審議会に報告します。

エ 児童福祉施設(他の部会で所管するものを除く。)の整備補助金交付先及び用地の貸付先を審査します。

才 下部組織

(ア)児童虐待対応調査委員

主に施設内虐待について、第三者機関として調査を行います。

(イ)児童虐待による重篤事例等検証委員会

児童虐待による重篤事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を 検討します。

- (ウ)児童相談所一時保護所外部評価委員会
 - 一時保護所の入所児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図るため、居住環境や援助内容について、 外部の有識者による評価を実施します。

(4) 障害児部会(委員3人・随時開催)

障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること、その他障害児の福祉に関することを審議します。その他、障害児の福祉に関する制度改正や主要事業などについて意見交換を行います。

(5) 放課後部会(委員3人、臨時委員6人・随時開催)

放課後児童健全育成事業者への行政指導又は行政処分を行うにあたっての意見聴取、その他設備及び 運営の基準に関することを審議します。

ア 児童福祉審議会への意見聴取の趣旨

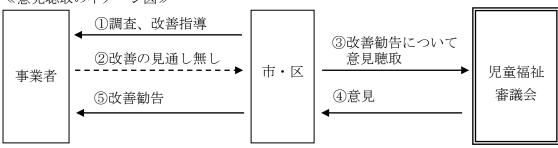
放課後児童健全育成事業者に対して、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号、以下「基準条例」という。)を遵守し、その設備及び運営を向 上するように行政指導又は行政処分を行う際に、専門性や客観性の確保を担保するために意見聴取を行 います。

イ 児童福祉審議会の意見を聴く場合

放課後児童健全育成事業者に対して、基準条例に基づき、最低基準を超えてその設備及び運営を向上 させるため、次のようなときに意見を聴きます。

- (ア) 基準条例を満たさない場合に行う指導の後、改善の見通しがなく、改善勧告を行うとき。※
- (イ)改善勧告を行ったにも関わらず改善の見通しがなく、事業の制限又は停止を命ずるとき。※
- (ウ) その他、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の向上のために必要なとき。
 - ※ 児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、意見聴取を行わずに事業者への措置を講ず ることがあります。

≪意見聴取のイメージ図≫



■第31期 総会開催状況について

	日程	審議事項
第1回 総会	H28. 11. 22 開催	議題
		(1) 正副委員長の選出
		(2) 部会所属委員の指名
		報告事項
		(1) 保育部会下部組織「特定教育・保育施設等における重大事
		故の再発防止のための検証委員会」の設置について
		(2) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の 一部改正について
		(3) 横浜型児童家庭支援センターの開所について
		(4) 平成 27 年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実
		施状況報告書について
第2回 総会	H29. 3.30 開催	報告事項
		(1) 児童虐待対策の推進について
		(2) 神奈川県警察と横浜市児童相談所との連携に関する協定締
		結について
		(3) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準
		に関する条例の一部改正について
		(4) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等
		の一部改正について
		(5) 児童養護施設 横浜中里学園の開所について
		(6) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成30~34年度)の
		策定について
		(7) 平成29年度予算について

第3回 総会	H29.11.28 開催	報告事項
		(1)平成28年度被措置児童等虐待について
		(2) 平成 28 年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実
		施状況報告書について
		(3) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成30~34年度)の策
		定について
		(4) 第3期横浜市障害者プラン中間見直しについて
第4回 総会	H30. 3.26 開催	報告事項
		(1) 児童虐待対策の推進について
		(2)横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成 30 年~34 年
		度)の策定について
		(3) 第3期横浜市障害者プラン(見直し)の原案について
		(4) 平成30年度横浜市こども青少年局予算について
		(5) 横浜教育ビジョン 2030 について
第5回 総会	H30. 7.27 開催	報告事項
		(1) 平成 29 年度 横浜市における児童虐待の対応状況について
		(2) 平成 29 年度 横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入
		調査等の状況について
		(3) 平成 29 年度 被措置児童等虐待について

平成 30年11月16日 第32期第1回児童福祉審議会総会 【 資 料 4 】

第 31 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔里親部会〕

平成 30 年 7 月 28 日~平成 30 年 10 月 31 日

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第6回	平成 30 年 10 月 26 日	1 審議事項
	15:00~16:45	(1) 審議案件
	中央児童相談所	養育里親4件(中央1件、南部2件、北部1件)
	4階中小会議室	養子縁組里親4件(中央2件、南部1件、北部
		1件)
		(2) 審議結果
		8件承認
		2 報告事項
		(1) 里親認定等状況報告
		(2) その他

第 31 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔保育部会〕

平成 30 年 7 月 27 日~平成 30 年 10 月 31 日

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第2回	平成 30 年 8 月 9 日	1 審議事項
	18:10~19:40	(1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人
	マツムラホール	の審査について
		(2) 法人の自主財源による整備に伴う新設保育所の認可に
		ついて
		2 報告事項
		(1)「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」の改正に
		ついて
*** a		
1 22 9 I II I		1
第3回	平成 30 年 9 月 12 日	1 審議事項 (1) 小規模保育事業の認可及び改修费補助会な付先法人の審査
第3回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査
第3回		(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査 について
第3回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査 について (2) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可に
第3回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査 について
第3回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査 について(2) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可に ついて
第3回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査 について(2) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可に ついて(3) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について
第3回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について(2) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について(3) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について(4) 認可保育所の分園の本園化に伴う認可について
第 3 回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について(2) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について(3) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について(4) 認可保育所の分園の本園化に伴う認可について
第 3 回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について(2) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について(3) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について(4) 認可保育所の分園の本園化に伴う認可について
第 3 回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について(2) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について(3) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について(4) 認可保育所の分園の本園化に伴う認可について
第 3 回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について(2) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について(3) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について(4) 認可保育所の分園の本園化に伴う認可について
第 3 回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について(2) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について(3) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について(4) 認可保育所の分園の本園化に伴う認可について
第 3 回	18:10~20:50	(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について(2) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について(3) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について(4) 認可保育所の分園の本園化に伴う認可について

横浜市児童福祉審議会 保育・教育部会の審議結果 (第2回)

1 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について 審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とす ることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日 (予定)
1	東寺尾さくら保育園	(福)明生会	49	31 年4月1日
2	馬場どろんこ保育園	(福)どろんこ会	70	31 年4月1日
3	明日葉保育園綱島園	(株)明日葉	60	31 年4月1日

2 法人の自主財源による整備に伴う新設保育所の認可について 審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日 (予定)
1	キッズパートナー磯子中原	ケアパートナー(株)	60	31 年4月1日

横浜市児童福祉審議会 保育・教育部会の審議結果 (第3回)

1 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について 審議の結果、部会の意見は、2件の審査対象案件のうち、次の1件の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	Maple Nursery WEST	(株)NouRiSH	12	31 年4月1日

2 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について 審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	きらぼし保育園	(株)レガーロ	12	31 年4月1日
2	ロビン小規模保育施設	(特非)自立	10	31 年4月1日
3	ぶれすと元宮ほいくえん※	(株)ブレストインターナショナル	19	31 年4月1日
4	ニチイキッズ桜木町保育園※	(株)ニチイ学館	19	31 年4月1日
5	おおきくなぁ~れ プチベベ保育室※	(有)アルファ薬局	18	31 年4月1日
6	マミングステーション※	アイムワン(株)	19	31 年4月1日
7	ほわいと保育園 きくな※	(株)つばき	19	31 年4月1日
8	マームゆりかご おおふな	(同)グローアップ	11	31 年4月1日

[※]横浜保育室からの移行

3 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について 審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを適当とし、助成金の交付先とす ることを承認しました。

	施設名(仮称)	申請者	定員	事業開始日(予定)
1	もりた保育室	盛田 美樹	5	31 年4月1日
2	ふじやま保育室	橋本 恭	3	31 年4月1日

4 認可保育所の分園の本園化に伴う認可について 審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	うちゅう保育園やました	(福)翠峰会	50	31 年4月1日

5 認可保育所の法人変更に伴う認可について 審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日 (予定)
1	保育園フェアリーつばさ 本園 保育園フェアリーつばさ 分園	(株)オレンジプラネット	70 (うち 分園 42)	31 年4月1日
2	ポポラー横浜和田町園	(株)タスク・フォース ミテ ラ	60	31 年4月1日

第 31 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔児童部会〕

平成 30 年 7 月 27 日~平成 30 年 10 月 31 日

□ 业/.			· > ** + **	
回数	開催日時、会場等	王乃	よ 審議内容等	
第 19 回	平成 30 年 8 月 23 日	1	審議事項	
	15:00~16:40		(1) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判	
	中央児童相談所		所への入所期間更新申立てについて(中央児童	
	中小会議室		相談所)	
		2	報告事項	
			(1) 児童虐待防止等に関する法律第9条の3に	
			基づく臨検・捜索の実施について(中央児童相	
			談所)	
		(2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護		
		の継続承認の家庭裁判所への申立てについて		
		の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)		
			(3) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護	
		(中央児童相談所) (3) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保証の継続承認の家庭裁判所への申立てについて		
			(中央児童相談所)	
			(4) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護	
			の継続承認の家庭裁判所への申立てについて	
			(北部児童相談所)	
			(5) 被措置児童等虐待の受付について(こども家	
			庭課)	
		3	その他	
			(1) 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合	
			対策について(こども家庭課)	

	- b		
第 20 回	平成 30 年 9 月 27 日	1	審議事項
	15:00~15:45		なし
	中央児童相談所	2	報告事項
	中小会議室		(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護
			の継続承認の家庭裁判所への申立てについて
			(北部児童相談所)
		3	その他
			(1) 児童虐待事例等内部検証委員会での結果報
			告について(こども家庭課)
			are a constant
第 21 回	平成 30 年 10 月 25 日	1	審議事項
	15:00~17:02		(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家
	中央児童相談所		庭裁判所への申立てについて(北部児童相談
	 中小会議室		所)
		2	報告事項
		(1) 児童福祉法第 33 条第 5 項に基づく一時 の継続承認の家庭裁判所への申立てにつ	
			(南部児童相談所)
		3	その他
			(1) 被措置児童等虐待の受付について(こども家
			庭課)
			(2) 被措置児童等虐待の受付について(こども家
			庭課)
			(3) 平成 30 年度 児童相談所一時保護所外部評
			価報告書について(こども家庭課)
			(4) 平成 30 年度横浜型児童家庭支援センターの
			運営法人公募について(こども家庭課)
			(5) 平成29年度「横浜市子供を虐待から守る条
			例」に基づく実施状況報告書について(こども
			家庭課) (6) 児童虐待による重篤事例等検証委員会から
			(6) 児里虐付による里馬事例等快証安員芸がらの報告書の提出について(こども家庭課)
		<u> </u>	

STOP! ごども虐待

横浜市子供を虐待から守る条例に基づく平成29年度実施状況報告



平 成 3 0 年 1 1 月 1 6 日 第32期第 1 回児童福祉審議会総会 【 資 料 7 】

[横浜市の体制 (第4条関係)

各区こども家庭支援課の「虐待対応調整チーム」と4か所の児童相談所が協力し、双方の連携強化と人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。

- 1 通告受理機関への職員の適正配置(第4条第4項関係)(P. 2~3)
 - ・26年度から、18区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置
 - ・児童相談所に児童福祉司を12人増員
- 2 区と児童相談所の連携強化、専門的な職員の育成(第4条第4項関係)(P. 3~4)
 - ・児童福祉法等改正をふまえた法定研修の実施【29年度から】
 - ・区虐待対応調整チームへのスーパーバイザー派遣【29年度から】
 - ・児童精神科医によるコンサルテーションの実施
 - ・区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実際を学ぶ実地研修の実施
 - ・専門的な職員育成のための職員研修の実施

Ⅱ 市の責務(第4条関係)

児童虐待防止のため、市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化、広報啓発活動など、必要な施策を実施しました。

- 1 子育て支援事業の充実(第4条第1項関係)(P.4~7)
 - ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施
 - ・育児支援家庭訪問事業による養育者支援の実施
 - ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
 - ・地域子育て支援拠点事業の実施(20→21か所)
 - ・横浜子育てパートナー(地域子育て支援拠点における利用者支援事業)の実施(18→20か所)
 - ・親と子のつどいの広場事業の実施(57→61か所)
 - ・認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施(36→37か所)
 - ・私立幼稚園等はまつ子広場事業の実施(23→28か所)
 - ・乳幼児一時預かり事業の実施
 - ・保育所等での一時保育事業の実施
 - ・横浜子育てサポートシステム事業の実施
- 2 児童虐待の予防・早期発見のための取組(第4条第2項関係)(P.7~10)
 - ・産後母子ケア事業の実施、訪問型母乳相談事業の開始【30年1月から】
 - ・産婦健康診査事業の開始【29年度から】、産後うつ対策支援研修の実施
 - ・子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターをモデル配置(3区)【29年度から】
 - ・母子生活支援施設を活用した、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援のための妊娠期支援事業の実施(2→7施設)
 - ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施
 - ・「にんしんSOSヨコハマ」の運営
 - ファミリーサポートクラスの実施
 - ・医療機関における情報提供書を活用した情報提供による連携の強化

Ⅱ 市の責務(第4条関係)つづき

- 3 関係機関等が行う虐待の防止のための取組の支援(第4条第3項関係)(P.10~12)
 - ・関係機関向け研修の実施【局・児童相談所・区】
 - ・横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)の活動
 - ・各区と医療機関の連絡会の開催
- 4 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項関係)(P.13~14)
 - ・代表者会議(横浜市子育てSOS連絡会)の開催(2回)
 - ・実務者会議(区虐待防止連絡会)の開催(延べ753回)
- 5 精神科等の医療機関との連携、精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項関係)(P.14)
 - ・精神科医や臨床心理士による面接相談等の実施【区】
- 6 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施(第4条第7項関係)(P.14~16)
- ①親になるための準備
- ・小・中学生を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施【区】
- ②虐待による重篤事例の分析・検証
- ・重篤事例等検証委員会を開催し、28年度に発生した虐待による重篤事例1件の検証を実施。29年10月に報告
- ③虐待の予防及び早期発見のための方策
- ・養育者の育児不安や悩みの解消のための区民向け講演会、研修・交流会等の実施【区】
- ④虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
- ・被虐待児支援強化事業:児童相談所職員等に対する専門性向上のための研修の実施
- ・健全育成事業:親子関係改善のための夏季キャンプや調理実習などのレクリエーションの実施
- ⑤学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
- ・スクールソーシャルワーカー18人、チーフスクールソーシャルワーカー4人の合計22人の配置、統括スクールソーシャルワーカーとして担当係長1人配置
- ・教職員に対する児童虐待対策研修の実施
- ・放課後児童育成事業関係者への啓発・研修の実施

Ⅲ 市民の責務(第5条関係)・関係機関等の責務(第7条関係)

市民及び関係機関の責務として、条例の基本理念を理解して、児童虐待防止に努め、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告することとなっています。

- 1 速やかな通告、子供の安全の確認及び安全の確保への協力(第5条第3項関係、第7条第3項関係)(P.20)
 - ・児童虐待に係る通告・相談の経路別件数(総数6.796件)
 - →近隣·知人 568件、家族·親戚 694件、警察等 2,495件、学校 641件、医療機関 197件、保育所 198件、その他関係機関等2,003件
- 2 関係機関等の虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等(第7条第1項関係、第7条第5項関係)(P.17~20)
 - ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組
 - 教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動

Ⅳ 通告及び相談に係る対応等(第8条関係)

通告受理機関(児童相談所、区こども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全の確認を迅速に行いました。

- 1 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項関係)(P.21~22)
 - ・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数(対応件数)
 - 6,796件(区役所:1,971件、児童相談所:4,825件)
- 2 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項関係)(P.22)
 - ・よこはま子ども虐待ホットライン(24時間365日、フリーダイヤル)での相談・通告の受付(受付件数:3,099件)
- 3 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項関係)(P.22)
 - ・児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」からの本市への接続(1,386件)

V 情報の共有等(第9条関係)

子どもを虐待から守るため、市及び関係機関は、情報の共有、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、ケースの最新情報の把握や支援方法の確認を行いました。また他都市との引継ぎ等を行い、要保護児童の継続的な支援を行いました。

- 1 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)(P.23)
 - ・児童相談所と神奈川県警察との児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有(630件)
 - ・市立学校に在籍する要保護児童等の全数情報共有
 - 要保護児童等進行管理会議の開催
 - ・進行管理台帳への登録(年度末4,158件)
 - ・個別ケース検討会議の開催(1,629回開催)
- 2 要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底(第9条第2項関係)(P.24)
 - ・他都市への送付(移管237件、情報提供80件)
 - ・他都市からの受理(移管204件、情報提供98件)
 - •市内移管(356件)

VI 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の健全を図るための支援を行いました。

- 1 関係機関との連携、子供の適切な保護及び支援(第10条第1項関係)(P.24)
 - ・保育所等での被虐待児の見守りの実施
 - ・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援(9→11か所)
- 2 医療機関、学校、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力(第10条第2項関係)(P.25)
 - ・横浜市子育でSOS連絡会の構成員による取組、虐待の通告・連絡等の協力(再掲)
- 3 児童福祉法に基づく権限の行使、警察への援助要請 (第10条第3項、第4項関係)(P.25)
 - ・児童福祉法に基づく一時保護の実施(1,633件、うち児童虐待 887件)
 - ・出頭要求(1件)
 - 警察への援助要請(3件)
 - ・児童相談所における弁護士相談(各児童相談所月1回→2回拡充)

Ⅵ 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)つづき

- 4 措置、一時保護等の解除時の、再統合や家庭的環境での生活等への配慮(第10条第5項関係)(P.26~27)
 - ・施設等退所後児童アフターケア事業の実施
 - 資格等取得支援事業の実施
 - ・里親・ファミリーホームへの委託、未委託里親へのフォローアップ研修の実施

Ⅲ 虐待を行った保護者への支援、指導等(第11条関係)

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。

- 1 虐待を行った保護者に対する子供との良好な関係を再構築するための支援(第11条第1項関係)(P.27)
- ・親子関係の再構築と児童の家族復帰のための家族再統合事業の実施
- ・子どもの養育に不安を持つ保護者へのカウンセリング、相談などの実施【区】
- 2 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項関係)(P.28)
 - ・児童虐待の問題を抱える家庭への養育支援家庭訪問事業の実施(家庭訪問員の訪問、養育支援ヘルパーの派遣)
 - ・医療機関委託による、保護者に対するカウンセリング強化事業の実施

Ⅲ 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第12条関係)

健やかな妊娠と出産のため、妊娠健康診査や歯科健査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。

- 1 母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるための支援(第12条第1項関係)(P.29~30)
- ・妊婦健康診査費用補助券交付・妊婦歯科健康診査無料券交付による受診勧奨
- ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施(再掲)
- ・母親教室・両親教室を全区で実施
- 2 妊娠中の女性の配偶者・同居者の配慮を支援するための取組(第12条第2項関係)(P.29~30)
 - ・夫婦での参加に配慮した土曜日の両親教室の実施、『パパの子育てノート』の発行、新米パパの出産・育児教室等の開催【区】
- 3 産婦人科を有する医療機関における、さまざまな施策等の周知のための取組(第12条第3項関係)(P.30)
 - ・各種リーフレットを、産婦人科医療機関等に配付し、市民に周知 (「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために~横浜市の子育て支援~」など)

区 子供虐待防止の啓発(第13条関係)

局、区、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を拡充して実施しました。

- 児童虐待防止の取組と理解・協力のため、毎年11月を児童虐待防止推進月間、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定める。(第13条第1項関係)(P.31~33)
- ・リーフレット「STOP!子ども虐待〜地域のみんなでこどもを守ろう!〜」の配布、オレンジリボンたすきリレーへの参加・啓発等

每月 **第**月 **5**日は

推進の日

- ・包括連携協定の取組の一環として、 オレンジリボンキャンペーン等を企業と連携して実施【29年度から】
- ・区民向けのイベントや区民まつり等での啓発、講演会等の実施【区】



平成 29 年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく 実施状況報告書

平成 30 年 10 月

横浜市

目次

はじ	めに	1
1	横浜市の体制(第4条関係)	2
(1)通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置(第4条第4項)	2
(2)区と児童相談所の連携強化(第4条第4項)	3
(3)専門的な職員の育成(第4条第4項)	3
2	市の責務(第4条関係)	4
(1) 子育て支援事業(児童福祉法第21条の9に規定)の充実(第4条第1項)	4
(2)児童虐待の予防・早期発見(第4条第2項)	7
(3)関係機関が行う虐待の防止のための取組を支援(第4条第3項)1	0
(4)要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項)1	13
(5)精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項)1	4
(6)調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める(第4条第7項)1	L 4
3	市民の責務(第5条関係)・関係機関等の責務(第7条関係)	L 7
(1)虐待を防止するための施策の協力、早期発見、啓発等に努める(第7条第1項、	
	5項)1	L7
)虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する(第5条第項、第7条第3項)2	
4	通告及び相談に係る対応等(第8条関係)	21
(1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項)2	21
(2)通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項)2	22
(3)通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項)2	22
5	情報の共有等(第9条関係)2	23
(1)保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)2	23
(2)要保護児童の転居に伴う引継の徹底(第9条第2項)2	24
6	虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)2	24
(1) 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める(第10条第1項) 2	24

(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の、適切な保護及び支	え援
についての市への協力(第 10 条第 2 項)	25
(3) 児童福祉法に基づく権限の行使(第10条第3項)	25
(4) 警察への援助要請(第10条第4項)	25
(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮(第10条第5項)	26
7 虐待を行った保護者への支援、指導等(第 11 条関係)	27
(1)虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援 11条第1項)	(第 27
(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項)	28
8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第 12 条関係)	29
(1) 妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるう努める(第12条第1項)、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身份精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する(第12条第2項)	体・ 29
(2)産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る(第12条第3項	
9 子供虐待防止の啓発(第 13 条関係)	
(1) こども青少年局が実施した啓発活動(第 13 条)	31
(2) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動(第13条)	33
資料	34

はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

横浜市のこれまでの取組では、平成23年、24年度の「児童虐待対策連携強化プロジェクト」により示された方針に基づき、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針(以下、「連携強化指針」という。)」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。

これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を 設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児 童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。これまでの児童相談所に加え、 市民により身近な区のこども家庭支援課が、通告受理機関として広く周知されたことに より、児童虐待の早期発見及び未然防止に向けた支援を充実しました。

一方、児童相談所は専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、区に対する必要な支援を行うとともに、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行うなど、子どもの最善の利益を実現するために、区と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所としての役割を果たしています。

さらに、区と児童相談所それぞれの専門性を発揮して児童虐待対応に当たるために、 局こども家庭課は、平成26年度から区と児童相談所の業務実地指導を開始し、連携強化 指針に基づいた業務の遂行を推進しました。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

また、平成28年及び平成29年に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、すべての児童が健全に育成されるよう児童福祉法の理念が明確化されるとともに、市町村及び児童相談所の体制強化等、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図ることが示されました。本市では、この改正を踏まえ、引き続き児童虐待の8つの対策を推進し、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組みました。

以下、本報告書では、平成29年度の条例に関する取組等について報告します。

1 横浜市の体制 (第4条関係)

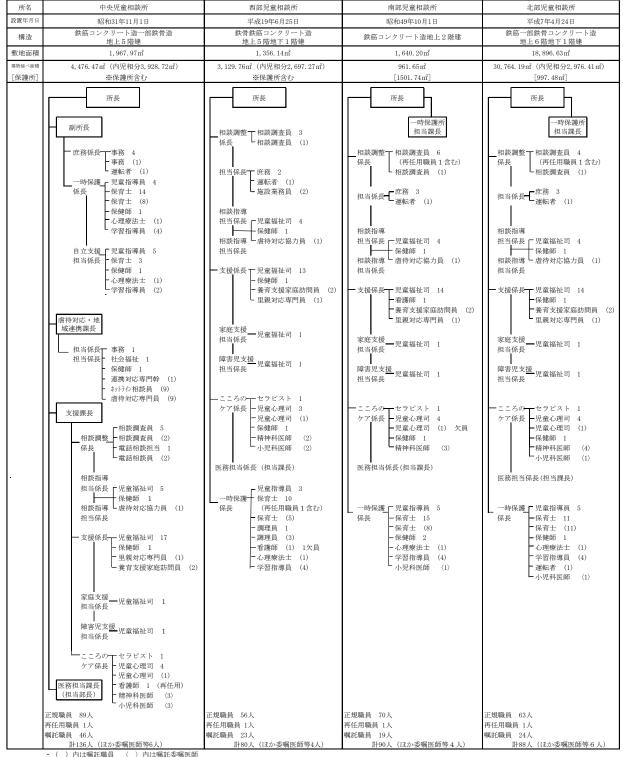
(1)通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置(第4条第4項)

ア 児童相談所組織・構成

平成29年4月現在の職員数は職員 278人です。

【参考】その他職員 計136人 (再任用短時間4人 嘱託112人 嘱託医師20人) 29年度には児童福祉司を12人増員し、初期対応後の継続的な支援、社会的養護に関する支援の充実を図りました。

平成29年4月14日現在



イ 区こども家庭支援課の虐待対応調整チーム職員配置

平成26年度から、各区こども家庭支援課に、担当係長、専任保健師1名、社会福祉職からなる虐待対応調整チームを設置しています。

(2) 区と児童相談所の連携強化(第4条第4項)

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・ 役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区こども家庭支援課と児童相談所職員の実地研修

平成24年度から実施している実地研修は、区こども家庭支援課と児童相談所の連携 強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健 師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区こども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区こども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 実地研修実績

研修参加者内訳	26年度	27年度	28年度	29年度
区こども家庭支援課職員(人)	25	26	25	25
区こども家庭支援課責任職(人)	11	17	14	9
児童相談所職員(人)	18	17	22	18
児童相談所責任職(人)	4	7	4	4

(3) 専門的な職員の育成(第4条第4項)

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の 職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	26年度		27年度		28年度		29年度	
	実施 回数 (回)	参加 人数 (人)	実施 回数 (回)	参加 人数 (人)	実施 回数 (回)	参加 人数 (人)	実施 回数 (回)	参加 人数 (人)
児童相談所 職員研修	165	2, 217	150	2, 226	171	2, 572	188	3, 030
区職員研修 (局主催)	16	845	14	714	13	391	8	366
区職員研修 (区主催)	91	2, 480	163	4, 013	127	2, 844	93	2, 718

イ 法定研修

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法第13条第3項第5号、同条第8項及び第25条の2第8項並びに児童福祉法施行規則第6条第11号及び第12号に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられました。

表 平成29年度法定研修実施状況

(人)

		修了者数
児童福祉司任用前講習会	児童相談所	31
	区こども家庭支援課	18
児童福祉司任用後研修	13	
児童福祉司スーパーバイザー	研修	6

ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区こども家庭支援課の職員が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を行っています。

【派遣回数 平成29年度 15回/年】

エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、実効性のある助言や指導を行う事業を行っています。

【派遣回数 平成29年度 36回/年】

2 市の責務(第4条関係)

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の 予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施し ました。

(1)子育て支援事業(児童福祉法第21条の9に規定)の充実(第4条第1項)

ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委嘱し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者集合研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度 25年度		26年度	27年度	28年度	29年度
訪問件数(件)	26, 409	27, 501	28, 152	27, 723	26, 348

表 訪問員に対する研修の実施状況

	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問員	員委嘱人数(人)	848	897	897	915	928
新任者	実施回数 (回)	2	2	2	2	2
研 修	参加者数 (人)	100	150	109	97	143
現任者	実施回数 (回)	4	3	3	3	3
研 修	参加者数 (人)	743	717	699	749	756
合 計	実施回数 (回)	6	5	5	5	5
	参加者数(人)	843	867	808	846	899

イ 育児支援家庭訪問事業

養育者が、育児ストレス、育児ノイローゼ、産後うつ、精神疾患等の疾病や心身の障害等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭に対して、区こども家庭支援課の保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談支援を行うほか、育児支援へルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
育児支援	訪問世帯数(世帯)	648	639	594	525	526
家庭訪問員	訪問回数 (回)	4, 135	3, 934	3, 782	3, 880	4, 462
育児支援	訪問世帯数(世帯)	48	59	64	58	64
ヘルパー	訪問回数 (回)	1, 137	1, 426	1, 490	1, 423	1, 615

ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的な子どもの預かりを行うことで、子どもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
ショートステイ (件)	56	605	721	400	493		
トワイライトステイ(件)	742	1, 463	2, 570	2, 425	2, 352		
休日預かり(件)	475	995	1, 392	1, 648	2, 204		

エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、

困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

さらに、平成27年度から乳幼児人口の多い区には、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを設置することとし、平成29年度までに3か所の整備を行いました。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施施設数(か所)	18	18	19	20	21
(うち、利用者支援事業実施施設数)	(-)	(1)	(18)	(18)	(20)
延べ利用者数(人)	486, 525	489, 262	494, 598	508, 219	507, 101
延べ相談件数(人)	42, 068	49, 462	52, 099	53, 707	58, 846

オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施施設数 (か所)	47	50	54	57	61
延べ利用者数 (組)	100, 113	105, 265	106, 101	110, 836	107, 218

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施園数 (か所)	33	33	36	36	37
延べ利用者数(人)※	56, 124	61, 159	59, 538	66, 570	64, 410

※子どもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施園数 (か所)	20	19	23	23	28
延べ利用者数(組)	40, 868	38, 010	37, 753	39, 219	41, 160

ク 乳幼児一時預かり事業

子育でに対する負担感や不安感の軽減と、待機児童対策を目的に、理由を問わない 子どもの一時預かり事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施施設数 (か所)	18	19	19	22	22
延べ利用者数(人)	67, 804	78, 223	82, 914	87, 304	85, 150

ケ 一時保育事業 (民間保育所等・市立保育所・横浜保育室)

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を実施しています。

表 一時保育事業(民間保育所等・市立保育所・横浜保育室)の実施状況

	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
民間保	実施施設数(か所)	307	337	351	388	415
育所等	利用者数(人)	130, 441	135, 331	143, 385	137, 790	133, 642
市立保	実施施設数(か所)	47	46	46	46	46
育所	利用者数(人)	11, 890	12, 739	14, 205	15, 172	14, 777
横浜保	実施施設数(か所)	117	107	99	84	52
育室	利用者数 (日分)	17, 508	14, 012	9, 722	7, 731	5, 331

コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
機能強化支部(拠点)事務局(か所)	13	16	17	18	18
区支部(区社協)事務局(か所)	5	2	1	0	0
会員数 (人)	9, 944	10, 622	11, 211	12, 211	13, 138
活動援助実績(件)	45, 799	48, 073	53, 791	55, 767	57, 935

(2) 児童虐待の予防・早期発見(第4条第2項)

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談に加え、各種福祉保健サービスの 提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の援助を受けることが困難で、育児支援を特に要する母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために実施しました。また、産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、乳房マッサージや具体的な相談対応を行う訪問型母乳相談事業を平成30年1月から開始しました。

表 産後母子ケア事業利用実績

	年度	25年度**1	26年度	27年度	28年度	29年度
ショートステ	利用実人数(人)	89	212	142	214	293
イ・デイ ケア	利用延日数(日)	412	1, 045	690	1, 081	1, 363
※2訪問型	利用実人数(人)					85
母乳相談	利用延件数(件)					130

^{※1}平成25年10月~平成26年3月までの実績 ※2平成30年1月~3月までの実績

イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出は、妊娠を行政的に把握し、妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健サービスを実施するための出発点として重要です。

このため、妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握し、妊娠期から養育の支援を必要とする特定妊婦とその家族に対する支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
妊娠の届出者数 (人)	34, 192	34, 455	33, 118	31, 823	30, 603
個別面談実施者数(人)	31, 108	31, 787	30, 216	29, 798	29, 234

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況(各年度3月末現在)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定妊婦登録人数(人)	44	103	149	155	178

ウ 母子保健コーディネーターのモデル配置

子育て世代包括支援センターの機能として、モデル3区の区こども家庭支援課に母子保健コーディネーターを配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

エ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSョコハマ」を委託により運営しました。妊娠に悩む当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて継続支援につなげました。

表 相談実績数

(件)

年度	27年度(※)	28年度	29年度	
相談実績数(件)	69	349	341	

※事業を開始した平成28年1月21日から平成28年3月31日までの期間の相談実績 【相談内容の例】妊娠判定·不安·緊急避妊、妊娠中の心身のトラブル、経済的な問題等

オ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施回数 (回)	271	258	256	253	247
参加者実人数(人)	297	268	314	313	298
参加者延べ人数(人)	1, 039	875	883	981	950

カ 産婦健康診査事業、産後うつ対策

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)を健診項目の1つとすることで、産後うつ等のリスクが高い人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

また、産婦人科、精神科等の医療機関従事者や区福祉保健センター職員を対象に、 産後うつ支援研修を実施しました(平成29年度 5回、557人)。さらに、市民向けに 産後うつ啓発リーフレットを発行しました(平成29年度 8,000部)。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況(件)※平成29年6月から開始

年度	29年度 ※
2週間健診	9, 586
1か月健診	14, 982
合計	24, 568

キ 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的(産前8週、産後8週間)な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者(助産師)が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。平成28年7月からモデル事業として2施設で実施し、平成29年度からは緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しました。

表 実施状況(平成28年度から)

年度	28年度	29年度
入所人数 (人)	4	8
訪問指導者派遣回数(回)	45	30

ク 医療機関における情報提供書を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っておりましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携が加速し、連絡票の受理件数は、平成29年度2、363件で、年々増加しています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況 (カッコ内は診療情報提供書を再掲)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数(件)	1,626(100)	1,783 (322)	1,922(504)	2,363 (900)

(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組を支援(第4条第3項)

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こども家庭課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

ア 関係機関向けの研修

(ア) 児童相談所が実施した研修(平成29年度)

実施回数	参加人数	機関別内訳(参加人数)(人)			
(回)	(人)	民生·児童委員	その他		
92	3, 013	248	703	208	1, 854

(イ) 区こども家庭支援課が実施した研修(平成29年度)

実施回数	参加人数	機関別内訳(参加人数)(人)				
(回)	(人)	民生・児童委員 学校 保育園・幼稚園 その他				
142	4, 212	1, 366	328	1, 004	1, 489	

(ウ) 局こども家庭課が実施した研修(保育・教育人材課と共催)(平成29年度)

日時	テーマ	講師	人数
平成29年	児童虐待の防止に向けた地域で	明治学院大学	
7月6日	の支援と機関連携	学長 松原 康雄氏	370人
13:30~	児童虐待の子どもの心身への影		
16:30	響	研修部長 増沢 高氏	

イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク (YMN) の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられました。医療機関が行った虐待事例の診断や、児童相談所への通告など行政との連携等をテーマに、年3回の定期会議を開催しました。また、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換部会を、時間を分けて開催し、特定妊婦やDV、児童虐待の早期発見・支援について、行政との連携等を検討しました。

さらに、平成29年度は、横浜市における子どもの不審死検証を進めていく目的で、CDR関連部会を立ち上げ、Child Death Review の概論を学ぶと共に、子どもの不審死事例について、医療機関、警察、司法、解剖医の対応の現状を共有しました。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市立みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院(12病院)

◇開催状況

	医療ネットワーク(午後6:30~	8:30)	情報交換会 (午後3:00~5:30)		
日時	テーマ	参加数	テーマ	参加数	
H29. 7. 21 第12回	標準化部会 (CPTの運用 や事例対応の標準化を目的) 〈事例提供機関〉 ① 横浜労災病院 ② 済生会横浜市東部病院	59人	開催なし		
H29. 11. 16 第13回	標準化部会 (CPTの運用 や事例対応の標準化を目的) <事例提供機関> ① 横浜市立大学附属病 ② 横浜市立大学附属病院 市民総合医療センター	57人	 特定妊婦の支援、横浜市のDV施策と医療機関の役割 区こども家庭支援課の専門職種ごとの機能と連携、意見交換 	医療関係者21人	
H30. 2. 16 CDR 関連 部会	子どもの不審死事例に関する 検証について ① Child Death Review 概論 横浜労災病院 佐藤医師 ② 症例紹介 みなと赤十字 病院 菊池医師 ③ 子どもの不審死対応の現 状について共有	28人			
H30. 3. 8 第14回	標準化部会 (CPTの運用 や事例対応の標準化を目的) <事例提供機関> ①横浜市みなと赤十字病院 ②昭和大学横浜市北部病院	61人	これまでの活動の振り返り、30年度の事業計画について	29人	

エ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況(平成29年度)

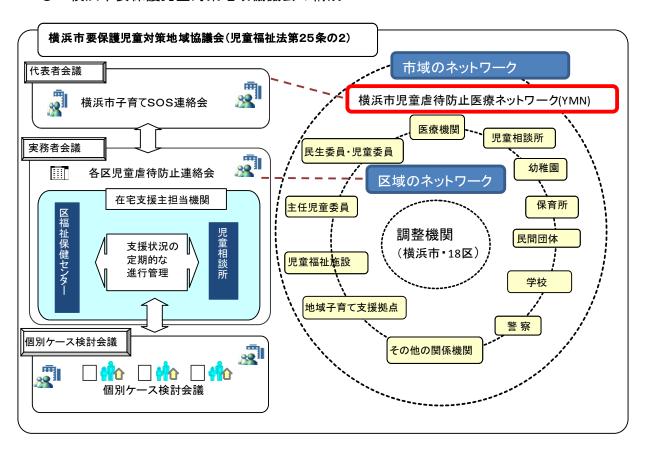
開催日	対象病院	主催(区or病院)	備考(参加者内訳等)
H29.6.5	北部地域療育センター	共催	療育センター3人、緑区7人
H29.6.27	堀病院	区	病院看護師、4区(保土ケ谷区・旭区・泉区・瀬谷区)助産師・養育支援保健師
H29.7.5	戸塚共立病院	区	病院事務局長、師長、助産師、 戸塚区センター長、こども家庭支援係長、助産師、 虐待対応専任保健師 (計7人)
H29.7.5	小川クリニック	区	病院事務局長、 戸塚区センター長、こども家庭支援係長、助産師、 虐待対応専任保健師 (計5人)
H29.7.6	済生会横浜市東部病院	病院	病院(小児科、NICU、精神科、医療相談室)、川崎市、こ青局、鶴見区、神奈川区、港北区
H29.7.25	横浜労災病院	共催	病院8人、港北区4人
H29.7.27	聖マリアクリニック	区	病院事務局長、師長、 戸塚区センター長、こども家庭支援係長、助産師、 虐待対応専任保健師 (計6人)
H29.8.2	横浜医療センター	区	師長、助産師(4人)、MSW、 戸塚区センター長、こども家庭支援係長、助産師、 虐待対応専任保健師 (計10人)
H29.8.7	康心会汐見台病院	区	病院(小児科、産科、相談室)10人、 磯子区8人
H29.10.6	みなと赤十字病院	区	病院(産・小・精・臨床心理士・地域連携)、 中区センター長・課長・係長・チーム・助産師
H29.11.6	マザーズ高田	区	クリニック助産師1人、都筑区3人(助産師1、虐待専任PHN1母子保健コーディネーター1)
H29.11.8	フォレスタベルデ	区	クリニック助産師1人、都筑区3人(助産師1、虐待専任PHN1母子保健コーディネーター1)
H29.11.10	おとめクリニック	区	クリニック助産師1人、都筑区2人(助産師1、母子保健コーディネーター1)
H29.11.10	横浜市大付属病院・南共済病院 ・池川クリニック・山本助産院	区	病院スタッフDr.、金沢区センター長、部長・課長・係長・保健師・助産師・育児支援訪問員・子育て支援 拠点職員・母子訪問員
H29.11.28	仲町台レディースクリニック	区	クリニック助産師1人、都筑区3人(助産師1、虐待専任PHN1母子保健コーディネーター1)
H29.11.28	本間ウイメンズクリニック	区	クリニック助産師1人、都筑区3人(助産師1、虐待専任PHN1母子保健コーディネーター1)
H29.11.29	昭和大学北部病院	区	産科病棟師長1人、都筑区3人(助産師1、虐待専任 PHN1母子保健コーディネーター1)
H30.2.1	済生会横浜市東部病院	病院	病院(小児科、NICU、精神科、医療相談室)、川崎市、こ青局、鶴見区、神奈川区、港北区
H30.2.13	堀病院	区	病院看護師、 旭区、瀬谷区助産師・養育支援保健師

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項)

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等(虐待を受けている子ども等)の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

〇 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議 (横浜市子育てSOS連絡会)

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。平成26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【実績】 開催状況 第1回:平成29年6月15日、第2回:平成29年12月21日

(イ) 実務者会議(区虐待防止連絡会)

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など延べ753回開催しました。

平成28年度から、学校や保育所等の所属機関と要保護児童等の個別の情報共有を行う学校訪問等を実務者会議に位置づけ実施しています。

※進行管理会議、個別ケース検討会議については、「5 情報の共有等(第9条関係)」 P.23に掲載。

(5)精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項) ア 区の取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による 面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりや すくする取組などを実施しました。

表 各区の取組例

	-
鶴見区	専門家相談
神奈川区	かながわ安心子育て支援事業
南区	児童虐待等相談支援事業
金沢区	個別カウンセリング
港北区	子育てママの心の相談
緑区	ママのハートバランス事業
都筑区	コアラの相談
戸塚区	個別ヒーリング
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談
瀬谷区	母親のためのカウンセリング

イ 産婦健康診査事業、産後うつ対策 (P.9 再掲)

(6)調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める(第4条第7項)

ア 親になるための準備

○区の取組

養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会などをとおして、 子育ての不安や負担感を減らすための取組を行いました。また、小・中学校と協働し、 命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来 自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 平成29年度の実施状況

内容	実施区	参加人数(人)
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	4区	376
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	9区	4, 958
小・中学生を対象にした思春期健康教育等	7区	4, 873

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

○重篤事例等検証委員会による検証

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた 児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の 分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事 例検証委員会を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

平成29年度は、平成28年度に発生した児童虐待による重篤事例1件について検証を行いました。平成29年2月~10月に全8回の検証委員会を開催して検証を行い、平成29年10月に報告書を提出しました。

ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、一般市民や養育者向けに講演会等を実施し児童虐待の予防や早期発見につながるよう、広く児童虐待に関する理解について呼びかけを行いました。

【実績】

区民向け講演会 延べ4回 参加人数225人

「がんばるパパママへの応援メッセージ」(中区)、「子どもの居場所づくりシンポジウム」(南区)、「新米パパの出産育児教室」(2回)(磯子区)

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(ア) 被虐待児支援強化事業

被虐待児童支援強化事業では、児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に 関する知識を習得することを目的に、性的虐待等に関する研修を実施しました。被 害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支 援の質の向上に取り組んでいます。

※平成28年度からは各関係機関(警察、検察)に被害確認面接が浸透してきており、本市主催の研修への出席ではなく、各関係機関で独自に研修を実施するようになったため、統計をとっておりません。

丰	汝宇 遊哥	(平成24年度から実施)
表	7仅古唯能曲传976	(十024年度かり天旭)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童相談所職員(人)	14	13	14	15	12
その他関係機関(人)	5	5	6		

(イ) 健全育成事業

健全育成事業では、児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子どもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子供の活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。

表 健全育成事業 各所実績(平成29年度)

	参加人数(人)	内容·行先等
中央児童相談所	89	
西部児童相談所	54	動物国 りゃため 八国笠 この以山 百季 定込
南部児童相談所	52	動物園や水族館、公園等への外出、夏季宿泊
北部児童相談所	48	キャンプの実施、調理実習の実施など
合 計	243	

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全 小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しな がら、区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童 虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭 (全小学校340校に配置)
- ・スクールソーシャルワーカー (4方面教育事務所に区担当) 18名・チーフスクールソーシャルワーカー 4名の合計22名を配置し学校長の要請等により派遣、人権教育・児童生徒課に統括スクールソーシャルワーカーとして担当係長を配置し事案の対応をスーパーバイズ
- ・スクールカウンセラー (小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置)

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 平成29年度の実績

内容	実施日	対象
児童生徒指導方面別協議会 要保護児童等への支援について ~児童·生徒を児童虐待から守るために~	H29.5.25	全児童支援・生徒指導専任教諭

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後3事業に従事するスタッフ対象の安全管理研修において、虐待の恐れのある事象の早期通報について徹底しました。(年3回/延べ参加人数155人)

また、放課後3事業に従事するスタッフ対象の人権研修「こどもの人権尊重、児童虐待防と対応」を実施しました。(年1回/参加人数90人)

さらに、放課後児童育成課の巡回相談員8名が、現場訪問時に随時、情報提供や啓 発を行っています。

3 市民の責務 (第5条関係)・関係機関等の責務 (第7条関係)

(1) 虐待を防止するための施策の協力、早期発見、啓発等に努める(第7条第1項、第5項)

ア 横浜市子育でSOS連絡会構成機関の取組一覧(平成29年度)

横浜市医師会	・虐待を疑う事例について、県立こども医療センター医師による勉強
	会を実施
	・不自然な事故等の場合は児童相談所や区へ情報提供を実施
	・産婦人科医会からの「産後うつ」へのフォローを1か月よりも長く
	行ってほしいとの要望を受け検討
横浜市産婦人科	産後のうつ症状を早期に発見するため、厚生労働省より産後2週・
医会	4週での検診を推奨されるようになった。
	各自治体で補助もあり、横浜市も産婦人科で積極的にハイリスク症
	例を抽出し、こども青少年局への通報もしくは精神科受診をすすめて
	いる。
横浜市精神科医	産後うつや子どもを連れた心中対策として、産婦人科医から、その
会	 ような通報があった場合、すぐに対応できるように、横浜市内の精神
	科でも30か所ほどのネットワークができつつある。
横浜市歯科医師	・6月18日 横浜市歯と口の健康習慣実行委員会が主催する「歯と口の
会	健康週間中央行事」をみなとみらい21クイーンズスクエア横浜にて
	開催。
	- こども青少年局と連携し児童虐待防止のイベントブースを出展
	し、子どもがぬり絵をしたキャッピーの絵を缶バッチにして配布。
	準備した300個はあっという間になくなり、大盛況に終わった。
	キャッピーの着ぐるみも登場し、主に子どもたちに大変人気があっ
	た。
	・11月9日 こども青少年局こども家庭課と「子ども虐待防止ハンドブ
	ック」、「活用マニュアル」の改訂にあたっての「歯科」についての
	内容、ページ等の打合せを開催。
神奈川県弁護士	・児童相談所顧問弁護士、児童福祉審議会委員などの第三者委員の推
会	薦。
	・無戸籍児に関して、法務局との連携協議。
	・子どもの人権相談事業及びお悩みダイヤルによる無料相談事業。
神奈川県警察本	子ども安全110番について
部	○平成18年から運用を開始した児童虐待事案等に関する情報を収集す
	るための専用ダイヤル
	○対応する主な内容
	・児童虐待事案に関する情報
	・誘拐などに発展する恐れのある子どもへの声掛け事案に関する情
	報
	・子どもが被害者となる事件の通報や目撃情報
	○児童虐待に関する情報を認知した場合は、児童相談所や学校等関係
	機関との情報共有や連携した対応を図っている。

横浜地方法務局 児童虐待に関する 人権相談体制 人権擁護課 (1) 「子どもの人権110番」相談電話(フリーダイヤル)の常設 ・法務局職員及び人権擁護委員が対応。 横浜市人権擁護 (2)「子どもの人権110番」強化週間の実施 ・6月26日から7月2日の相談時間延長。 委員 (平日19時まで、土曜日・日曜日10時から17時まで開設) (3) 子ども人権SOSミニレターの配布 ・県内全ての小中学生に対し、学校を通じて10月から11月にかけ ・受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児 童相談所へ連絡し、情報収集及び情報提供を実施。 横浜市民生委員 ◎虐待防止 児童委員協議会 ○関係機関との連携 学校(生徒指導専任・児童支援専任)・保育所・児童相談所・区 役所・保健師・警察署・地区センター・子育て支援拠点・保護 司など ○各種イベントに参加し、オレンジリボンでの啓発 ◎子育て家庭への支援 ○事業の立ち上げ・協力 子育てサロン・子育てママサークル・子育てサポートシステム・ こんにちは赤ちゃん訪問など ◎研修 ○施設見学・勉強会 ◎貧困対策 ○「こども食堂」「学習支援」 ふつうの家庭を応援することが、なによりの虐待防止 ・専門職ではないので、気になる家庭と接する際に、少しでも理解し て信頼してもらえるよう、研修を重ねて勉強する ・関係機関と情報交換しやすい環境を築く よこはまチャイ 29年度は、6,729件の電話があった。虐待かな?と思われる内容もあ ルドライン るが、子どものつらい気持ちを受けとめることに徹している。あまり に内容がひどければ、児童相談所の虐待の電話番号を伝えている。 ・児童相談所による虐待対応件数が増加し続けているなか、保護され 横浜市社協 児童福祉部会 た子どもたちの社会的養護の多様な場の確保と、職員の人材育成を 課題認識している。 ・社会的養護を受けている子どもたちの継続的な支援とアフターケア 横浜市幼稚園協 各支部(行政区単位)代表者等で構成される運営委員会にて、横浜 市の所管課を招き「里親制度」のパンフレット等を配布し、制度等の 会 周知を行った。

横浜私立保育園 園長会

本年度、横浜市私立保育園園長会のホームページを新たにリニューアルしている。その中で「虐待防止」の取組について掲載する方針を決定した。

横浜市内の保育園等に広く周知する。

- ①平成29年4月からの児童福祉法第21条10の5の施行に伴う、要支援 児童の情報提供の努力義務に対応するための関係機関との連携に必 要な「児童虐待防止連絡票」の様式をダウンロードできるようにし て利便性を高めた。
- ②区の児童虐待防止対策協議会に、区内保育園の代表が委員として参加している。
- ③横浜市からの虐待防止啓発ポスターの等の掲示、子ども・子育て世帯に関係する機関、職員等が、児童虐待を予防するという観点を念頭において、横浜市や区単位で企画される、園長、保育士等対象の研修会に参加している。

横浜市立小学校 長会

横浜市立中学校 長会

- ・要保護児童、要支援児童に関わる区役所・児童相談所との定期的な情報共有の徹底。
- ・各区児童支援・生徒指導専任教諭協議会において区役所、児童相談 所担当者との情報共有、研修会の実施。
- ・校長会での虐待防止に関わる情報共有、研修会の実施。
- ・各区児童虐待DV防止連絡会養育支援連携会議等での情報共有、支援体制の確認。
- ・校長会と児童相談所4所長との協議会での情報交換及び諸対応の検証 による連携推進。

横浜市教育委員会

- ・平成29年4月から「要保護児童対策地域協議会」における「進行管理 対象児童」についての区役所及び児童相談所と学校の定期的な情報 共有を新たな様式を用いて実施。学校は、「進行管理対象児童」の状 況を日常的に把握・記録し、区役所・児童相談所と連携しながら見 守りを行っている。
- ・平成29年4月には小中学校・義務教育学校の新任管理職、新任児童支援専任教諭(*)、新任生徒指導専任教諭(*)を対象として、平成29年10月には小中学校・義務教育学校の養護教諭を対象として、①児童虐待とその対応②「要保護児童対策地域協議会」のしくみと機能③守秘義務について④「進行管理対象児童」の区役所・児童相談所と学校の定期的な情報共有についての研修会を実施

市民局人権課

- ・「横浜市人権施策基本指針」において、「第5章様々な人権課題への 取組」の中に「こども」の項目を設け、児童虐待について言及して いる。
- ・下記の機会において児童虐待に関するパネル展示や記事掲載を実施。 (各区区民まつり、人権啓発講演会、人権よこはまキャンペーン、市 民広間における人権啓発パネル展、広報よこはま人権特集)

19

イ 教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動(平成29年度)

実施日	実施主体	事業名	実施回数 (回)
11月16日~	都筑図書館と都筑区	展示「STOP こども虐待」	
11月23日	こども家庭支援課の	都筑区総合庁舎区民ホール・図書館	1
	共催	でのパネルや絵本の展示・貸出。	
11月16日		「おやこで わらべうたで あそぼう〜絵	
		本と保育のおはなし~」	1
		都筑区総合庁舎区民ホールで実施。	

(2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する(第5条第3項、第7条第3項)

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数 (平成29年度)

市全体では警察等からの割合が36.7%となっています。区こども家庭支援課は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が28.9%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が51.6%となっています。

(単位:件、%)

	市全体			区役所			児童相談所		
区 分	28年度	29	年度	28年度	29年	F度	28年度	294	丰度
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
福祉保健センター ※1	798	762	11. 2%	605	570	28.9%	193	192	4. 0%
他都道府県市町村	167	115	1. 7%	155	115	5.8%	12	0	0.0%
児 童 相 談 所	780	791	11.6%	149	136	6.9%	631	655	13.6%
保 育 所	185	198	2. 9%	158	174	8.8%	27	24	0. 5%
児童福祉施設等	65	85	1.3%	19	23	1.2%	46	62	1.3%
警察等	1,874	2, 495	36. 7%	7	7	0.4%	1,867	2, 488	51.6%
医療機 関	218	197	2. 9%	130	122	6.2%	88	75	1.6%
幼 稚 園	20	19	0. 3%	10	9	0.5%	10	10	0. 2%
学 校	526	641	9.4%	226	269	13.6%	300	372	7. 7%
教育委員会等	4	6	0. 1%	2	5	0.3%	2	1	0.0%
児 童 委 員	25	18	0. 3%	24	14	0.7%	1	4	0.1%
家族・親戚	698	694	10. 2%	289	266	13.5%	409	428	8.9%
近 隣 ・ 知 人	699	568	8. 4%	266	184	9.3%	433	384	8.0%
児 童 本 人	33	32	0. 5%	4	4	0.2%	29	28	0.6%
そ の 他	171	175	2. 6%	87	73	3.7%	84	102	2. 1%
合 計	6,263	6, 796	100.0%	2,131	1,971	100.0%	4,132	4, 825	100.0%

^{※1:}区こども家庭支援課が業務(母子健康手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。

[※] 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならない ものがあります。

4 通告及び相談に係る対応等(第8条関係)

(1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項)

通告受理機関(児童相談所、区こども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速 やかに調査を行い、子どもの安全確認を行いました。

ア 児童虐待相談の対応件数

(児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
区役所(件)	868	1,016	1,578	2,131	1,971
児童相談所(件)	3,724	3,617	3,892	4,132	4,825
合計(件)	4,592	4,633	5,470	6,263	6,796

イ 相談種別件数(平成29年度)

市全体では心理的虐待の割合が多く、44.4%となっています。区こども家庭支援課はネグレクトの割合が51.2%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が53.1%と多くなっています。

(単位:件、%)

区分	市全	≧体	区包	设所	児童相談所		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
身体的虐待	1,852	27.3%	502	25.5%	1,350	28.0%	
性的虐待	68	1.0%	2	0.1%	66	1.4%	
心理的虐待	3,020	44.4%	457	23.2%	2,563	53.1%	
ネグレクト	1,856	27.3%	1,010	51.2%	846	17.5%	
合 計	6,796	100.0%	1,971	100.0%	4,825	100.0%	

【注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

ウ 年齢別件数(平成29年度)

市全体では0歳から6歳までの未就学児童の割合が多く、50.6%となっています。 区こども家庭支援課は未就学児童が68.3%と多く、児童相談所では小学生以上が56.6%と多くなっています。

(単位:件、%)

		市全体				区役所		児童相談所		
区	分	28年度	294	年度	28年度	29호	F度	28年度	294	丰度
		件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
0	歳	572	548	8.1%	333	283	14.4%	239	265	5.5%
1 ~	6 歳	2,749	2,889	42.5%	1,163	1,063	53.9%	1,586	1,826	37.8%
7 ~	12歳	1,868	2,137	31.4%	496	512	26.0%	1,372	1,625	33.7%
13~	/15歳	710	811	11.9%	118	95	4.8%	592	716	14.8%
16 歳	战上	364	411	6.0%	21	18	0.9%	343	393	8.1%
合	計	6,263	6,796	100.0%	2,131	1,971	100.0%	4,132	4,825	100.0%

【注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

エ 主たる虐待者別件数 (平成29年度)

市全体では実母によるものの割合が多く、55.3%となっています。区こども家庭支援課は実母の割合が76.2%と多く、児童相談所では実母の46.8%に対し、実父が45.7%とほぼ同じ割合になっています。

(単位:件、%)

			市全体				区役所			児童相談所		
区		分	28年度	29年	度	28年度	294	年度	28年度	29:	年度	
			件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	
実		父	2,014	2,612	38.4%	378	409	20.8%	1,636	2,203	45.7%	
実ダ	以外(の父	289	237	3.5%	38	21	1.1%	251	216	4.5%	
実		母	3,727	3,758	55.3%	1,668	1,502	76.2%	2,059	2,256	46.8%	
実母	以外(の母	38	20	0.3%	8	7	0.4%	30	13	0.3%	
そ	の	他	195	169	2.5%	39	32	1.6%	156	137	2.8%	
合		計	6,263	6,796	100.0%	2,131	1,971	100.0%	4,132	4,825	100.0%	

[【]注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

(2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項)

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受付件数(件)	2,728	2,903	2,856	3,126	3,099

(3) 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項)

ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化(189)に伴う対応

平成27年7月1日から、より迅速に児童虐待の相談・通告を受付け、虐待を早期発見することを目的に、児童相談所全国共通ダイヤルが従来の10桁の番号から三桁化 (189) されました。本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

表 児童相談所全国共通ダイヤル(189)から本市への接続状況

	27年度	28年度	29年度
件数(件)	674	1, 456	1, 386

※平成27年度は7月から開始

5 情報の共有等(第9条関係)

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

(1)保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)

ア 神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に神奈川県警察と児童相談所が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋げています。

表 協定に基づく情報共有件数

	※28年度	29年度
児童相談所から警察に提供(件)	23	553
警察から児童相談所に提供(件)	2	77
計(件)	25	630

※平成28年度は1か月のみの実績。(連携協定開始日が平成29年3月1日のため)

イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関(学校、保育所、幼稚園等)からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを 構築し、学齢期の子どもの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

Z CHILLIAM X						
	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	
要保護児童(人)	3,190	3,945	3,860	4,222	3,980	
特定妊婦(人)	44	103	149	155	178	
計(人)	3,234	4,048	4,009	4,377	4,158	

ウ 個別ケース検討会議(第9条第1項)

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、子どもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。平成29年度は、1,629回開催し、延べ2,572人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数(回)	897	1,281	1,408	1,517	1,629

(2)要保護児童の転居に伴う引継の徹底(第9条第2項)

要保護児童等として支援をしていた児童が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管及び情報提供送付及び受理件数(平成29年度)

	他都市	へ送付	他都市力	市内移管	
担当	移管	情報提供	移管	情報提供	川内物官
区こども家庭支援課(件)	174	27	147	47	172
児童相談所(件)	63	53	57	51	184
合計(件)	237	80	204	98	356

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)

(1) 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める(第10条第1項)

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、 見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所 等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数(4月1日現在)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象児童数(人)	13	20	34	35	41

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

平成29年度は、新たに2か所設置し、11区11か所で実施しています。

<設置区(平成29年度末現在)>

中区、南区、港南区、保土ケ谷区、旭区、磯子区、港北区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区

表 設置数及び相談件数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
設置数(か所)	6	6	6	9	11
相談件数(件)	4, 413	7, 912	10, 547	13, 780	20, 542

(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の、適切な保護及び支援についての市への協力(第10条第2項)

再掲 関係機関の取組一覧 P.17~19参照

(3) 児童福祉法に基づく権限の行使(第10条第3項)

平成29年度、児童相談所では1,633件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は887件で、全体の54.3%となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家庭訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、平成29年度は出頭要求が1件でした。それ以外に子どもの安全を守るために警察への援助要請を3件実施しました。

ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
合 計(件)	1, 352	1, 340	1, 498	1, 558	1, 633
一時保護所(件)	1, 106	1, 113	1, 181	1, 228	1, 361
他機関(件)	246	227	317	330	272
うち児童虐待(件)	678	654	755	849	887

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
立入調査(件)	0	1	0	0	0
出頭要求(件)	0	2	1	0	1
再出頭要求(件)	0	0	0	0	0
臨検・捜索(件)	0	0	0	0	0

ウ 弁護士相談

平成6年度から、子どもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使(立入調査、臨検・捜索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等)に関する助言、相談を委託弁護士にお願いしています。(相談日:平成29年度 各児童相談所月2回)

(4) 警察への援助要請(第10条第4項)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
援助要請件数(件)	0	1	0	9	3

【参考】

- ●出頭要求等(児童虐待の防止等に関する法律第8条の2) 児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために 保護者に対して児童を同行して出頭することを求める(出頭要求)ことができる。
- ●再出頭要求等(児童虐待の防止等に関する法律第9条の2) 保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の 安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める(出頭要求) ことができる。
- ●臨検、捜索等(児童虐待の防止等に関する法律第9条の3) 出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童 の住所若しくは居所に臨検、捜索ができる。

※平成28年5月の児童福祉法等の一部改正によって平成28年10月1日から臨検・捜索 までの手続・時間短縮が図られた。

(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮(第10条第5項)

児童福祉法では児童養護施設等への入所は原則18歳※までとなっています。

施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつくれるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

(※平成28年5月の児童福祉法の一部改正によって自立援助ホームは大学等に就学中に限り22歳年度末延長が可能となりました。)

ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の 案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援を行いました。

施設等退所者、入所児童の居場所として「よこはま Port For」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

表 居場所利用実績

	26年度	27年度	28年度	29年度
居場所利用者数(人)	655	921	902	1, 583

[•]利用登録者数(累計)257人

イ 資格等取得支援事業

施設等退所後の就労につながる資格取得のため、資格等取得支援費、大学等進学自立生活資金の助成を行いました。

表 給付実績

	26年	F度	27호	F度	28호	F度	29年	F度
資格等取得支援費(人)		2		1		4		2
(普通自動車免許取得)								
大学進学等自立生活	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
資金(カナエール)(人)	9	_	6	9	8	9	5	8

[•]初年度納入金 29年度:5人

ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につなげるための説明会や広報啓発活動を行いました。また、里親による児童受入の推進に向けて、里親認定を受けているものの、児童を受け入れていない里親を対象としたフォローアップ研修を実施しました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5~6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況

	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
認定里親数(組)	139	141	149	159	169
委託里親数(組)	37	42	48	61	66
委託児童数(人)	46	51	58	74	81

表 フォローアップ研修の実施状況

	29年度末
実施回数	2
受講世帯数	8

表 ファミリーホームへの委託状況

	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
ホーム数(か所)	8	7	7	7	7
委託児童数(人)	37	34	31	25	24

7 虐待を行った保護者への支援、指導等(第11条関係)

(1) 虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援 (第11条第1項)

ア 児童相談所の取組

(ア) 家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築と児童の家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、子どもや養育者と共有しながら支援をすすめました。

表 家族再統合件数の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
家族再統合件数(件)	109	124	133	104	96

イ 区の取組

- 虐待を行った保護者への支援の中で、一時的に子どもとの分離が必要と区が判断した場合に、緊急的に乳幼児一時預かり事業を活用できる「AOBA 乳幼児デイレスパイト」(青葉区)を実施しました。
- DVや虐待被害者の心のケア、子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

(※以下、第4条第6項と重複)

表 各区の取組例

鶴見区	専門家相談
神奈川区	かながわ安心子育て支援事業
南区	児童虐待等相談支援事業
金沢区	個別カウンセリング
港北区	子育てママの心の相談
緑区	ママのハートバランス事業
都筑区	コアラの相談
戸塚区	個別ヒーリング
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談
瀬谷区	母親のためのカウンセリング

(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項)

ア 児童相談所の取組

(ア)養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援へルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 平成29年度実数197世帯 (平成29年度末実績)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中央児童相談所(回)	720	851	786	765	763
西部児童相談所(回)	730	748	715	852	747
南部児童相談所(回)	793	712	638	617	619
北部児童相談所(回)	573	852	870	600	831
合 計(回)	2,816	3,163	3,009	2,834	2,960

表 ヘルパー派遣実績 平成29年度実数120世帯 (平成29年度末実績)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中央児童相談所(回)	722	1,054	1,534	1,877	2,017
西部児童相談所(回)	1,280	1,823	2,382	2,834	2,561
南部児童相談所(回)	1,801	1,671	1,194	1,022	1,054
北部児童相談所(回)	798	1,444	2,008	2,198	1,925
合 計(回)	4,601	5,992	7,118	7,931	7,557

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関 (精神科クリニック)に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
カウンセリング回数(回)	34	36	48	20	49
(実人数(人))	(10)	(14)	(8)	(5)	(8)

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第12条関係)

(1)妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める(第12条第1項)、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する(第12条第2項)

ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券(以下「補助券」という。)を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的 負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り 扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
補助券利用述べ数(件)	372, 490	382, 677	368, 658	357, 955	347, 850

イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠中は、口の中が変化し、むし歯や歯周病が発生しやすく、また、母親の口の中のむし歯菌が赤ちゃんの口の中に感染することでむし歯になるため、妊婦の口の中を清潔に保つことが重要です。女性の生涯を通じた歯の健康及び赤ちゃんの健やかな成長のため、妊婦を対象に身近な歯科医療機関で歯科健康診査を受診できるよう、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受診者数(人)	9, 779	10, 875	10, 875	10, 615	10, 492
委託歯科医療機関数(か所)	1, 056	1, 184	1, 296	1, 332	1, 351

- ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施(再掲) P.8参照
- エ 母子保健コーディネーターのモデル配置(再掲) P.8参照

オ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、 地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、区づくり推進自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に 配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパ パの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

(単位	: 回/人)	
		Ī

	25	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
年度	実施 回数	参 加延人数	実施 回数	参 加延人数	実施 回数	参 加 延人数	実施 回数	参 加 延人数	実施 回数	参 加延人数	
母親(両親)教室 (局事業)	727	17,523	764	17,809	764	16,942	756	15,014	729	13,855	
土曜両親教室 (区づくり事業)	96	4,076	93	4,259	94	4,650	120	5,138	125	5,369	
合 計	823	21,599	857	22,068	858	21,592	876	20,152	854	19,224	

カ 区の取組

〇健やか子育て応援事業『パパの子育てノート』の発行 (栄区)

子育てを取り巻く環境の変化、妊娠・出産・育児期に母親が父親にサポートしてもらいたいこと、子どもとの遊び方、妊婦の心身の変化、乳幼児揺さぶられ症候群の啓発等を掲載した「パパの子育てノート (パパズノート)」を800冊配布し、母子健康手帳交付時に希望者に配布。

〇新米パパの出産・育児教室 (磯子区)

父親の育児教室の機会を提供し、子育てでも母のよきパートナーになりうるよう 支援するため新米パパの育児教室を開催し、「赤ちゃんのいる生活」や「乳幼児揺さ ぶられ症候群の予防」に関する講話を行いました。(年2回、74人)

(2) 産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る(第12条第3項)

ア 「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために~横浜市の子育て支援~」(リーフレットの配架)

新生児家庭訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、産前産後ヘルパー派遣事業、親子の居場所「地域子育て支援拠点」、育児に関する電話相談窓口「子ども・家庭支援相談」に関する育児支援サービス及び乳幼児揺さぶられ症候群の予防と泣いたときの対応方法を掲載したリーフレット「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために」を毎年度作成し、市医師会、各区医師会の協力を得て、産婦人科医療機関に配付しました。

【平成29年度実績】発行部数:40,000部、うち22,700部を産婦人科医療機関へ配布

イ 「子育てに悩んでいませんか?」(リーフレットの配架)

産婦人科、小児科、精神科に対し、子育てに悩む養育者が早期に相談につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

ウ 「赤ちゃんが泣いて困ったら」(リーフレットの配架)

乳幼児揺さぶられ症候群の予防を目的に、生後間もない時期の理由の無い泣きへの 対処法を説明したリーフレットを作成し、産婦人科、小児科に配布しています。

エ 「ママパパの妊娠・出産メンタルヘルス」(リーフレットの作成)

産後うつ等への理解を深めるための市民向けにリーフレットを作成しました。

9 子供虐待防止の啓発 (第13条関係)

子どもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、 毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月の児童虐待防止推進月間と共に、こ ども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡 充しました。

(1) こども青少年局が実施した啓発活動(第13条)

虐待の基本的な知識、通告義務、条例における市民・関係機関・本市の責務などを紹介するリーフレット「STOP!子ども虐待〜地域のみんなでこどもを守ろう!〜」を作成し、啓発キャンペーンなどの機会を捉えて、市民や関係機関に対して周知しました。

また、日本 KFC ホールディングス株式会社(平成29年3月7日締結)及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社(平成29年10月4日締結)と「地域活性化に関する包括連携協定」を締結し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配布、オレンジリボンキャンペーン等を行っています。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告 (平成29年度)

こども青少年局が、平成29年度に実施した広報・啓発活動は次頁の事業一覧のとおりです。

	実施(予定) 期間・日	実施(予定)事項の具体的内容	備考(開催場所等)
1	通年	金沢動物園管理事務所と「ののはな館」にポスター掲示依頼 (通年掲示)	金沢動物園
2	通年	よこはま動物園スーラシア管理事務所と管理棟1階の公衆電話横 (授乳室の壁)にポスター掲示依頼(通年掲示)	よこはま動物園ズーラシア
3	通年	野毛山動物園管理事務所と授乳室にポスター掲示依頼(通年掲示)	野毛山動物園
4	通年	横浜マリノスにポスター掲示依頼(通年掲示)	横浜マリノス
5	通年	横浜FCにポスター掲示依頼(通年掲示)	横浜FC
6	通年	ドコモCSの市内36店舗のドコモショップにポスター掲示依頼(通年掲示)	ド⊐モCS
7	通年	横浜市歴史博物館にポスター掲示依頼(通年掲示)	歴史博物館
8	通年	ハッピーローソンにて、キャッピーの啓発パネル展示(通年展示)	山下公園ハッピーローソン
9	4月~3月	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLED広告へ掲載	市営地下鉄ブルーライン車内
10	4月~3月	毎月5日にケンタッキーにて啓発リーフレット配布	ケンタッキーフライドチキン 市内42店舗
11	4月~3月	29年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載	
12	4月8日	マタニティ&ベビーフェスタ2017で、啓発リーフレット(300部)配布	パシフィコ横浜 展示ホール
13	4月14日	日本KFC本社にて社員(店長)向けに児童虐待防止についての研修実施	日本KFC本社
14	4月14日	こども青少年局配属職員(新採用、転入)に啓発リーフレット配布(90部)	
15	4月16日	おやこdeおはなしえほんコンサートで啓発リーフレット(30部)配布	新都市ホール
16	5月20日	パパと一緒に!えほんうた・あそびうたライブで啓発リーフレット(30部)配布	新都市ホール
17	6月18日	歯と口の健康週間フェスティバルで、啓発リーフレット(300部)配布	クイーンズスクエア
18	7月30日	「市電ほぞんかんの夏休み キッズイベント2017」(交通局)イベントで、啓発リーフレット(100部)配布	市電保存館(滝頭)
19	8月12日	かながわの子育ち・子育て応援プロジェクトのイベントで、啓発リーフレット(100部)配布	横浜駅東口地下そごう前
20	10月13日	よこはまユースが中学校保護者への研修会において保護者にオレンジリボンを 配布し啓発	松本中学校
21	11月17日~ 11月27日	横浜市庁舎1階での展示ブースで啓発物の展示	市庁舎(市民広間)
22	11月	市民病院にポスター掲示、全職員がオレンジリボンを着用	市民病院
23	11月	損保ジャパン日本興亜の社員等が1か月間オレンジリボンを着用し、 顧客に対し、啓発リーフレットを配布	損保ジャパン日本興亜
24	12月~3月	毎月5日に損保ジャパン日本興亜の社員等がオレンジリボンを着用 顧客に啓発リーフレット配布	損保ジャパン日本興亜
25	11月	開港記念会館のオレンジ色(児童虐待防止)とパープル色(DV)のライトアップと展示コーナーにおいて、啓発リーフレット配布(各100部) (象の鼻パーク 29年11月14日 オレンジにライトアップ)	開港記念会館 象の鼻パーク
26	11月	横浜市営バス全車両900台に啓発ポスター掲示	市営バス全車両
27	11月	横浜市営地下鉄と各駅(ブルーライン32駅、グリーンライン8駅)に 啓発ポスター掲示	市営地下鉄各駅
28	11月	都筑図書館と総合庁舎区民ホールでのパネル展示や絵本の展示、貸出	都筑図書館
29	11月	都筑区総合庁舎区民ホールで「おやこでわらべうたであそぼう」を実施	都筑図書館
30	11月	歴史博物館において、啓発リーフレット配布(各50部)	歴史博物館
31	11月	京急百貨店で啓発リーフレット配布(各100部)、店内へのポスター掲示と 5階こども用品売場の社員全員がオレンジリボンを着用	京急百貨店
32	11月	区役所等と小中・特別支援学校への厚労省からのポスター掲示、チラシ 配布を依頼	
33	11月	局長名で各区局統括本部長宛にオレンジリボン着用依頼文発送 (経営責任職以上の職員に着用依頼)	
34	11月	全職員へEメール署名欄下部への児童虐待防止啓発文言掲載依頼	
35	11月12日	オレンジリボンたすきリレーのゴール地点でのオレンジリボンと啓発リーフ レット配布(各500部)とキャラクターによる啓発	山下公園
36	12月	広報よこはま12月号全市版(人権特集号)に児童虐待防止についての 記事を掲載	

イ 「オレンジリボンたすきリレー」への協力

子どもの虹情報研修センター等による実行委員会が実施するオレンジリボンたすきリレーは、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを「オレンジ色のたすき」に見立てて、渋谷、川崎、二宮町、鎌倉、三浦の5地点から山下公園のゴールを目指してリレーを行い、子ども虐待防止を広く市民に啓発する取組です。

横浜市は実行委員として参加するとともに、ゴール地点での啓発ブースを出店し、 チラシ等の配布を行いました。啓発ブースでは、横浜市主任児童委員会と協働して模 擬店やゲーム等でイベントを盛り上げました。また、各コースの中継点を持つ区のこ ども家庭支援課では、主任児童委員と協力して中継点での啓発を行いました。

(2)区こども家庭支援課が実施した啓発活動(第13条)

各区のこども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 平成29年度 広報等実績

29年度実績	回数(回)	参加人数(人)
区民向けイベント	40	12,354
区民向け広報・啓発	82	11,032
その他(展示等)	12	1,159
合計	134	24,545

◇ 毎月5日の子供虐待防止推進の日を推進するための ロゴマークを作成し、印刷物や名刺等に掲載して周知 を図りました。



◇ 11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、本市経営責任職以上のオレンジリボンの 着用と、職員の名札用バナーを着用の協力を依頼しました。

【名札バナー】



横浜市こども虐待防止のキャラクター 名前は、キャッピー(CAPY)です。 [Child Abuse Prevention in Yokohama] = [よこはま こども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、 ぬりえや缶バッチで啓発し、横浜市の子育てを 応援しています。

また、横浜市内の区民まつりなどにもでかけます。



横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)、市民(市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。)、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号。以下「法」という。) 第2条に規定する児童をいう。
 - (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
 - (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
 - (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
 - (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例(昭和31年10月横浜市条例第42号)第1条 に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例(平成13年9月横 浜市条例第38号)第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

(基本理念)

- 第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格 の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であること を認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しな ければならない。
- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、 健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業(児

童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を 有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護 児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活 性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者 等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に 関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診 療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
 - (1) 親になるための準備
 - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
 - (3) 虐待の予防及び早期発見のための方策
 - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
 - (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(市民の責務)

- 第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。
- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、 かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを 深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければなら ない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に 法第6条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

- 第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。
- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を 持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響 を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければ ならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければな

らない。

6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言 その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

- 第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための 施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努め なければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理 機関に通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る 制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなけれ ばならない。

(通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、 必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うた めの措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都 道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継 ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努め なければならない。
- 3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための 体制の整備を行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転居(住民基本台帳法(昭和42年 法律第81号)第23条に規定する転居をいう。)又は転出(同法第24条に規定する転出を いう。)をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転居先又は転出先の住所地を所 管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童 相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければなら ない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理機関の長(これらの補助機関である職員を含む。)は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護(以下「安全の確認等」という。)、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問(以下「立入調査等」という。)、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)に係る権限その他の法第8条から

- 第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を 得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。
- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

- 第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供 との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。
- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

- 第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法 (昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、 自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
- 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、 当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、 毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。



平成30年11月16日 第32期第1回児童福祉審議会総会 【参考資料1】

児童虐待による死亡疑義事例検証報告書 (平成 29 年度発生分)

平成30年10月 横浜市児童福祉審議会

本報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに十分配慮した取扱いをお願いします。

目次

1 はじめ((1)検証((2)検証(
(1)事例((2)事例(
(1)特定统	央に向けた改善策の提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 妊婦のアセスメントと支援の知識と技術の向上 ども家庭支援課における体制の強化、専門性の向上
4 おわりし	z9
<資料> 資料1	横浜市 区福祉保健センター機構図・・・・・・・・・・・・・・10
資料2	検証委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
資料3	児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領・・・・・・・・・・・・12

1 はじめに

本市において、平成29年度に児童虐待による死亡が疑われる事例が1例発生した。この 事例について、横浜市児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置されている「児童虐待 による重篤事例等検証委員会」(以下「検証委員会」という。)において検証を行い、報告書 としてまとめた。

なお、本報告書は、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように配慮して記載した。

(1)検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項に基づく厚生労働省の通知を踏まえ、児童虐待により子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握や発生要因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することを目的として実施するものであり、関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

なお、本事例は、本市として「児童虐待による死亡であると断定できない事例」であったが、その対応経過を検証することで再発防止につながる教訓を得られると考えられるため、検証対象とした。

(2)検証の方法

本検証は、平成29年度発生の1事例について、検証委員会が関係機関から提供を受けた記録、関係機関へのヒアリング等で入手した情報を基に行った。

ただし、本事例は保護者が逮捕後に不起訴処分となっており、横浜地方検察庁に問い合わせたが、刑事訴訟法に基づき不起訴の事案に関する情報等は公開対象に該当せず、被疑者のプライバシーの観点から提供することは難しいとの回答を得たため、それ以外の限られた情報によって検証を行った。

2 事例の概要

(1) 事例の概要

ア 事例概要

両親が0歳6か月の乳児を自宅に置いたまま外出し、深夜に帰宅した際、本児の反応がなく、救急搬送先の病院で死亡が確認された。本児の死因は明らかになっていない。 両親が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕されたが、その後不起訴処分となった。

イ 世帯の状況

(ア) 世帯構成

実父(20代後半)、実母(10代後半)、本児

(イ) 世帯の状況

実父母はアルバイト就労。本児は妊娠39週で出生。出生時の健康状態は特に問題なし。1か月児健康診査受診以降、医療機関での健康診査は未受診。予防接種は未接種。区役所での4か月児健康診査も未受診。

妊娠 11 週で母子健康手帳を区役所で受け取る際に、妊婦が 10 代であること、出産病院が未定であることなどから、支援が必要な妊婦として、区こども家庭支援課が特定妊婦(*1)として支援を開始していた。

*1「特定妊婦」・・・出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦 (児童福祉法第6条の3第5項)

(2) 事例の経過

	(妊娠 11 週)	区役所に妊婦が来所し、母子健康手帳交付。
	(妊娠 13 週)	区職員が家庭訪問。妊婦から生活状況を聴取。
出	(妊娠 14 週)	区が受理会議を実施。特定妊婦に認定。
出 生 前	(妊娠15週~22週)	区職員が妊婦に6回電話するも不通。
胢		7回目に折り返し電話があり、妊婦健康診査の受診、妊婦の就労状況
丘		を確認。母親(両親)教室の参加を約束。
(妊 娠	(妊娠 23 週)	区が定期的アセスメント会議を実施。
逆		特定妊婦として支援継続の方針決定。
	(妊娠 34 週)	区職員が妊婦に電話するも不通。
	(妊娠 36 週)	区が定期的アセスメント会議を実施。
		特定妊婦として支援継続の方針決定。
	本 児 出 生	妊娠 39 週で、出産予定病院にて出産。
	生後3日	出産病院から区職員へ電話連絡。
		出産の報告と、母子は産後2か月程度県外の親族宅で過ごす希望があ
		ること、病院として気がかりな点があることの報告を受ける。
	生後 17日	区役所に実父が来所し、手当の手続き。
		区職員が、自宅へ戻る予定を確認。
出	生 後 2 4 日	実母から区職員に折り返しの電話連絡。
出生後		親族宅から戻る日時を確認。自宅への家庭訪問を約束。
俊	生後1か月1日	親族宅地域の医療機関にて母子で1か月児健康診査受診。
	生後1か月10日	実母から区職員に折り返しの電話連絡。
		約束していた家庭訪問のキャンセル。翌週以降は実母がアルバイトを
		始めるため、本児を親族宅へ預ける予定とのこと。
		1か月児健康診査は終了しており順調。実母の体調も良好。今のとこ
		ろ困っていることはないと。 2 週間後の自宅への家庭訪問日程を変更
		する。

	生後1か月23日	実母から区職員へ電話。 約束していた家庭訪問のキャンセル。実母が就労している様子を聴取。
	生後1か月25日 ~30日	区職員が実母に電話するも不通。3回目に折り返し電話連絡。 実母が体調を崩し、現在、本児は親族宅に預けている。育児の不安や
	#- 6% O 2	困り感はなし、経済的な困り感を聴取。7日後の家庭訪問を約束。
	生後2か月6日	実母から区職員へ電話。 約束していた家庭訪問のキャンセル。仕事のため本児は親族宅に預け
		ているとのこと。本児は育てやすく問題ないと親族が言っていると。 実母は子育てには困り感なし。
	生後2か月7日	・区職員が親族宅地域の医療機関に電話し、1か月児健康診査受診を 確認。
		・区職員が親族に電話。本児の発育と養育状況を聴取。 ・区が定期的アセスメント会議を実施。
		特定妊婦から、本児を要保護児童に変更し、支援継続の方針決定。
	生後2か月11日 ~12日	区職員が実母に電話するも不通。
	生後2か月13日	区がケース検討会議を実施。 居住実態の確認、保育所と予防接種の案内をする方針決定。
	生後2か月15日	連日、区職員が実母に電話するも不通のため、区職員が家庭訪問(4
	~20 日 生後2か月25 日	回)するも、応答なし。 区職員が実母に電話。
		本児はほぼ親族宅にいる等の情報を聴取。
	生後2か月26日	区職員が親族に電話。区として心配している旨を伝え、見守りと実母
		への連絡方法について協力を依頼。 親族の話で、実父母の育児について心配される点を把握。
	生後2か月27日	・区がケース検討会議実施。
出生後		今後も実母と親族に連絡をとり、本児の安全確認をしていく方針。 ・同日、実母から電話連絡あり、本児は親族へ預けている、実母は本
後	生後2か月28日	日は体調不良で仕事を休んでいるとのこと。 区職員2名で5回家庭訪問するも、応答なし。
	~ 3か月 26 日	
	生後4か月2日	区職員が親族へ電話。
		この1か月は本児を預かっていないとのこと。実母から区へ連絡する よう伝言を依頼。区が本児に会えない場合、親族宅での本児の確認の
	生後4か月9日	協力依頼。 親族から区へ電話。
	,	2日後まで本児を預かっているとのこと。親族宅での本児の確認を依
		頼。親族の話で、実父母の育児について心配される点を把握。
	生後4か月11日	親族宅へ区職員2名で訪問。 実母が本児の引き取りのために親族宅に居合わせ、面接実施。
		両親の就労状況、養育状況、生活状況等について実母から聴取。
	生後4か月18日	区役所に実母が来所し、手当の手続き。
	生後4か月23日 死亡56日前	4か月児健康診査に来所なし。
	生後5か月28日 死亡20日前	区職員間で人事異動に伴う担当事例の引継ぎ。
	生後6か月14日 死 亡 4 日 前	区職員が実母、親族に電話するも不通。
	生後6か月17日 死 亡 前 日	区職員が家庭訪問するも応答なし。
	生後 6 か月 18 日	区が定期的アセスメント会議を実施。
	死 亡 当 日	翌日のケース検討会議で個別に事例検討し、方針確認することとする。 本児死亡
	HJ	イヤノレク ロ レ

(3) 事例検証により明らかになった問題点・課題

~区こども家庭支援課の対応について~

ア 特定妊婦への支援についての課題

① 本事例の調査及び事例の個別性の理解

家庭訪問の結果を踏まえ、妊婦が10代であること、生活環境等から本児妊娠中の 実母を「特定妊婦」と認定したことは適切であった。

ただし、一口に「特定妊婦」と言っても、その背景や課題にはそれぞれ固有のものがある。得られた情報を基に受理会議やケース検討会議等で、本世帯の特徴を踏まえた見立て(アセスメント)を行うと同時に、妊婦とパートナーの関係や生活状況、妊婦の人となりや生活歴、出身家族との関係、出産に向けての準備状況など、不足している情報についてさらに調査を続け、本世帯に対する理解を深める必要があった。

本事例では、そうした点での調査不足もあり、本世帯の個別の事情について十分な議論が行われず、一般的な支援を行うという方針に留まっていたため、当該妊婦が具体的にどのような支援を必要としているかを十分把握できず、本世帯を理解し、妊婦の個別的状況に沿って支援関係を作るという基本的な部分で不十分さが生じたものと思われる。

② 支援方針を実施できない場合の対策、取り組み

母親(両親)教室への参加等を通じて出産準備をサポートし、同時に本世帯について、更に調査する方針だったが、電話が通じにくく、母親(両親)教室にも不参加といった状況が続き、妊婦の具体的ニーズの把握も難しい状況が生まれ、結果として支援が滞ることとなった。引き続きの調査については出産予定病院に依頼することにしたものの、区として妊婦の具体的なニーズに応じた支援が行われないまま推移した。

電話連絡が取りにくく、妊婦の出産準備等の状況が把握できず、区としての対応が難しい状況を踏まえれば、出産予定病院を訪問して協議する、あるいは病院での実母との面接を計画する、更には携帯電話のメール等を活用してやり取りする工夫も考えられた。しかし、時折連絡が取れ、支援や提案への明らかな拒否がないことなどから楽観的な見方に傾き、そうした取り組みも行われなかった。これらは特定妊婦の支援として不十分であった。

その要因として、「なぜこの世帯には連絡がつきにくいのか」といったことも含めて、①で指摘したように妊婦並びに家族に対する理解が深められることがなく、支援のあり方についても組織として十分議論されず、状況に応じた対策が検討されなかった点が挙げられる。

③ 出産前における出産後の支援方針の確立

「出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦」と判断したにもかかわらず、妊娠中に十分な支援が行われていたとは言えなかった状況を踏まえるならば、出産後における支援はますます重要と考えられる。しかし、①、②で指摘した点と共通するが、出産後の支援についての方針が妊娠中に話し合われなかったことが、出産後の支援を迅速に開始することを困難にしたと思われる。

イ 要保護児童への支援についての課題

① 妊娠期から出産後に至る切れ目ない支援

出産は、母親の心身に大きな変化をもたらし、家族関係も変化する重要なライフイベントと考えられるが、区は病院から出産した旨の連絡を受けたものの、実母の入院中に病院を訪問することができず、実母や実父、親族との面接や関係作り、必要な情報を収集する機会とすることができなかった。

また、病院からの情報で母子が県外の親族宅へ帰省することを把握したが、結果とし

て親族宅や自宅への訪問は実施できず、母子面接等も行われなかったため、病院からの間接情報を、区として直接確認することがなされず、本世帯の育児環境や実情を把握できないまま時間が経過した。

本事例では、出産後、実母との電話でのやりとりなどがあったものの、上記の点もあり、本児を要支援児童か要保護児童かを見極める会議の開催が生後2か月以上経過した時期となり、出産後の支援方針が明確にならなかった。この点については、妊娠期に出産後の支援方針が確立していなかったことも背景要因と考えられるが、時折の電話連絡が取れることや、1か月児健康診査を受診し本児の発育等に問題がないことなどの情報が医療機関から確認できたことにより、妊娠期と同様に楽観的な見方が継続した可能性がある。

特定妊婦であった妊婦が出産した後、妊娠期の支援を引継ぎ、養育状況も確認しつつ、家族の変化を踏まえた新たな支援を切れ目なく行う点で不十分さがあった。

② 里帰り出産等が行われる場合の支援のあり方

出産後、母子は複数の親族宅で生活したり、本児のみを親族宅に預けたり、自宅に 戻って生活をすることを不定期に繰り返していたと思われる。区はそうした生活場所 をはじめとして、実父母の養育の実態を適切に把握できないまま本児の死亡に至った と考えられる。

里帰り出産や出産後の帰省は珍しいことではなく、一定期間を過ごす見込みがあれば、里帰りした市町村に当面の支援を依頼することも可能だが、特定妊婦の出産の場合、実家との関係が複雑で、実家で安定して生活することが難しい場合も多いことから、一時的に住居が定まらなくなる場合もないとは言えない。

特定妊婦が、家族関係が安定していない実家で里帰り出産したり、住居が安定しないことも多くの事例で見られ、支援のあり方が課題となっている。本事例も教訓にして、 今後の方策を検討する必要が示されたものと言えよう。

③ 出産後の家族状況の変化を踏まえた見立て

本児の姿を確認できないことから、状況を確認するために親族宅を訪ねたことは評価できる。また、そこで偶然居合わせた実母と会えた機会を捉えて、実母と面接を行った点も必要な対応であった。ただし、この時点の実母の説明からも、訪問先の親族宅で継続して養育できるわけではないことを確認している。

一方、妊娠中に家庭訪問した際の様子から、新生児を養育していく上でそのままの 状態では自宅が適切な環境であるとは言えないことを早くから把握しており、親族と の電話や親族宅訪問による面接で、若年の実母の育児に関して心配な点があることも 予測できたと思われるが、家庭訪問等での養育状況等の確認に至らず、その後の支援 のあり方について組織として検討せず、結果として本世帯のリスクを見落とした可能 性がある。

その背景には、定期的アセスメント会議など、本来ならば本事例を深く検討する会議が、件数の多さなども影響して実質的な議論の場とならず、形式化していた可能性が考えられる。

ウ 区こども家庭支援課の組織的課題

① 所内検討会議や定期的なアセスメントの進め方

受理会議で特定妊婦として支援を決定して以降、出産後に要保護児童として支援を継続するとした時点を含め、ケース検討のための会議の場が複数あったが、それぞれの会議資料などからは、家族の見立てや支援の留意点がどのようなものであったのかが読み取りにくかった。

なお、定期的アセスメント会議で使用される資料の記載内容は、前回会議以降の取組 状況や家族の変化等が分かりにくく、必要十分な検討を行う点で支障が生じる可能性 があり、改善が必要と思われる。 また、支援の終了は、組織的決定の場であるケース検討会議等で決定するものである。 支援対象児童が死亡した場合は、死因の如何にかかわらず、組織としてこれまでの支援 を振り返り、残された家族やきょうだい等へのグリーフケアの必要性や支援を検討し つつ、対象児童の支援の終了を決定する必要がある。しかし、本事例においては、本児 の死亡を、組織全体で共有し、支援の終了を確認する場が適宜適切に持たれておらず、 支援を担ってきた担当者の精神的な傷つきやショック等を軽減する点でも課題があった。

② 日常的な事例検討・共有ができる職場環境の整備

特定妊婦の支援にあたっては、母子保健の視点だけでなく、福祉的な視点も加えた様々な角度からアセスメントを深め、それを踏まえた支援方針を立てることが求められる。しかし、本事例は特定妊婦としての支援が出発点であるとして、主に地区担当保健師のみで関わっていた経過があり、事例を多角的な視点で見立てる点で課題があった。

また、本事例の対応経過において、定期的なアセスメント会議が、地区担当者と虐待対応調整チームの小人数だけで開催されており、こども家庭支援課に保健師だけでなく社会福祉職や助産師などの専門職もいることの強みが発揮されていなかった。

こうした背景としては、以下の点が考えられる。

- (ア) 専門職それぞれの業務が多忙で、丁寧に個々の事例の検討を行うことが難しい こと
- (イ) 区の虐待対応にあたる職員一人ひとりが、事例の特徴や支援のあり方などを的確に判断していく力量を身につけていく点で、発展途上にあること
- (ウ) スーパーバイズを行う責任職や専任職員による新人、転入職員等に対するOJ Tが十分とは言えない可能性があること

まとめると、人員体制の充実、担当職員から責任職に至る全職員の研修の実施等による人材育成、効果的なカンファレンスの習熟などで、課題があった。

3 課題解決に向けた改善策の提言

児童虐待の発生リスクを判断し、具体的に必要な支援を検討していくためには、子どもやその家族に関する情報を十分かつ正確に収集することが必要であること、また、児童虐待のリスク判断は事例に対応する担当者個人の判断のみに委ねられてはならないことは、当検証委員会の過去の報告書でも再三指摘しているとおりであるが、本事例も同じ課題が見受けられた。

本事例でも、結果的には担当者任せになり、組織的な判断、対応が不十分であったことを踏まえ、以下に述べる提言を実施することで、支援者一人ひとりのスキルアップと同時に、組織としてのアセスメントや支援方針の明確化など、対応力を高めるよう努めることが必要である。

(1) 特定妊婦のアセスメントと支援の知識と技術の向上

特定妊婦に対しては母子保健担当者が中心となって支援するとしても、出産後の養育を 見通した上で妊娠期から支援を行う必要があることから、母子保健分野だけでなく、福祉 分野等を含む様々な角度から妊婦とそのパートナー及び当該世帯において予測される子ど もの養育状況等のアセスメントを行うよう、組織としての体制を整え、適切に検討するこ とが望まれる。

特に、特定妊婦の状況について、要保護児童対策地域協議会での情報共有等を図り、不足する情報があれば関係機関に対して情報提供の要請を行うことも検討する必要がある。

特定妊婦の支援においては、妊婦の成育歴や、パートナーを含む家族関係、生活環境、生活状況などに着目しつつ、妊婦の心情を理解するよう心掛け、妊婦との関係作りを意識的に行いながら信頼関係を構築し、妊婦の真のニーズを把握する必要がある。本市のマニュアルにも特定妊婦への支援の視点や方法が書かれているので、それらも参考にしながら、個別の状況に合わせた支援方針を定め、支援に拒否的であったり、関係が築きにくい場合はどのようなアプローチをしていくことが有効かを検討することが求められる。また、具体的な支援を実践するための人材育成ができる組織体制の見直しを図ることも重要である。

出産は、母体への負担、家族状況、家族関係、生活状況の大きな変化を伴うことを自覚し、妊娠期から出産後の養育に至る段階を切れ目なく支援する必要があり、特に、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 出産前に、あらかじめ出産後の変化を予測した支援方針を検討し、確立すること。
- ・ 要保護児童対策地域協議会としての取扱いについては、出産後に面接等を行ってから要保護児童、要支援児童に該当するか否かを検討するのではなく、出産後の支援を前提として、出産後直ちに要保護児童対策地域協議会の対象児童とし、家庭訪問その他の方法で速やかに状況を確認して適切な方針を策定すること。
- ・ 出産前後に里帰りが行われることは珍しくないが、特定妊婦の場合、実家との関係が必ずしも良好ではない場合もあり、一時的に居所が不安定になり、援助機関が把握しきれず支援の盲点にもなり得ることから、実家や滞在先を管轄する市町村との連携を密にすることも含めて切れ目ない支援に心掛けること。なお、こうした事例についての支援のあり方について、引き続き検討されたい。

(2) 区こども家庭支援課における体制の強化、専門性の向上

本事例の検証で明らかになった課題を踏まえ、区こども家庭支援課における体制の強化、専門性の向上を図るために、以下の点を提起したい。

① 「子どもの養育の実態が把握できない」状況は、そもそも児童虐待の実態が明らかでない点で、「児童虐待のリスクが高い可能性がある」、少なくとも「実態を把握する緊急性が高い」と位置付けるべきである。「情報がないので不明」、つまり「確かなリスクが確

認できていない」というだけで虐待の重症度を軽く見てはならず、必要な情報収集、調査を早急に行った上でアセスメントを行い、事例の個別性に合わせた具体的な支援方針を立てるよう徹底されたい。

また、妊娠期と出産後など、家族の変化を踏まえてアセスメントを適宜適切に見直すよう努められたい。

加えて、アセスメントの適切な見直しのために、会議書式の改善についても検討されたい。なお、こうした点を改善していくためにも、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての体制の充実、専門的な判断の知識と技術の更なる向上を図られたい。

- ② 区こども家庭支援課に配属された職員が、最初から専門的な知識、技術を持っているわけではないことに鑑み、担当者から責任職までの職員それぞれが、立場に応じた必要な研修を受講できるよう引き続き環境を整えること。特に、スーパーバイズを行う立場の職員は、家族を深く見立てる力を培い、それを支援に生かすための効果的な事例検討の進め方に習熟することを意識して、スキルアップを図るよう努める必要がある。なお、重篤事例等の知識を蓄積するだけでなく、好対応事例を含めた事例の共有、事例検討等も積極的に取り組まれたい。
- ③ 課内における効果的な連携のあり方について、以下の点を含めて更に検討を行うこと。
 - 多職種の視点を生かし、それらを総合して多角的にアセスメントし、支援方針を決定するための工夫と仕組みの構築。なお、受理から援助方針の決定及び支援の終了等については、適切な時期に必ず組織として決定すること。
 - 担当者が面接や訪問から戻った際に、上司や近くにいる職員に担当者の心情や苦労も 含めて気軽に相談でき、周囲の職員がそれを労い、参考になる意見交換をできるよう なOJTが行われる環境の整備を行うこと。

上記点に取り組み、実現させる上では、多忙な業務量に見合うだけの人員体制が不可欠であり、改善策が絵に描いた餅にならぬよう、組織・人員体制を更に充実、強化すること。

4 おわりに

本事例は、冒頭でも述べたように児童虐待による死亡が疑われてはいたが、虐待死と断定するだけの根拠を確認することができなかった事例である。ただし、死亡に至るまで市の関係機関が関与しており、本事例を検証することで今後の児童虐待対策等に寄与することができると判断して検証を行い、問題点や課題、また改善策を示したものである。

なお、本検証を行っているさなかの本年6月、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉部課長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」が改正され、検証の対象が拡大された。すなわち、「地方公共団体が虐待による死亡であると断定できない事例についても、検証することで再発防止につながる教訓が得られると考えられる場合は、併せて対象とする」とされたのである。その意味でも、今回の検証は国が示す方向とも合致したものと言えよう。

ところで、本事例は、当該児童が生後6か月で死亡したものだが、特定妊婦として妊娠期から区こども家庭支援課などが支援を行ってきた。そこで検証の対象には、本児が生まれてからの期間に限定せず、妊娠期からの支援の状況や取り組み内容も含めた。ただし、事例が明らかになった時点では、市として詳細な特定妊婦に対する支援マニュアルが策定されていなかったこと、過去の検証においても特定妊婦を対象とした事例がなく、今回初めての検討、検証したこともあって、改善策などが必ずしも必要十分なものとなっていない可能性がある。したがって、今後は本検証報告書の提起もふまえつつ、そこに留まらず、特定妊婦に対する支援の具体的な内容や進め方について、より豊かなものとなるよう支援策のさらなる充実を望みたい。

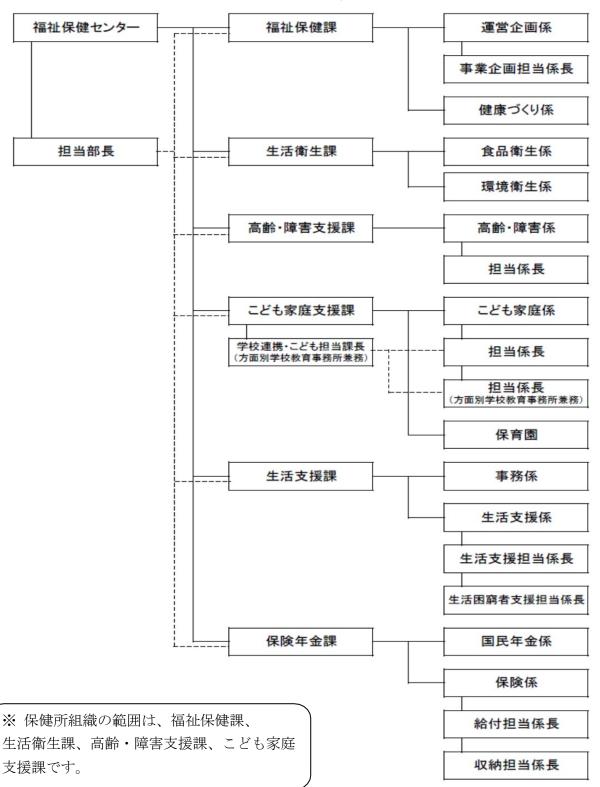
また、特定妊婦の支援に限らず、増大する児童虐待等への区の取り組みについては、要保護児童対策地域協議会としての進行管理や事例の見立てなどに関し、本事例を通していくつかの課題も明らかとなった。これらの中には、過去の検証報告で指摘した点と共通するものもあった。改善が一朝一夕には実現しない難しさがあることもわからないではないが、今現在も支援を必要としている子どもたちが多数いることをふまえると、援助の質の向上を目指すための取り組み、及び体制そのものを充実、強化させる施策を遅滞なく推し進めることが強く求められていると考える。

本事例が虐待死と断定できないとしても、生まれてわずか半年あまりの子どもが不幸にして死亡したという事実には重いものがあり、本児の冥福を祈りつつ、本検証のまとめとしたい。

横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会 委員長 川崎 二三彦

横浜市 区福祉保健センター機構図 (標準形)

社会福祉法に基づく「福祉に関する事務所」及び地域保健法に基づく「保健所支所」の機能を 有する福祉保健センターを、18区役所に設置しています。



『横浜市福祉保健センター業務運営指針』から抜粋

検証委員会の概要

1 検証委員

第31期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会委員

50 音順·敬称略

	氏	名	職名
	有本	梓	横浜市立大学医学部看護学科 地域看護学領域 准教授
	加山	勢津子	横浜市主任児童委員連絡会 代表
0	川﨑	二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
	澁谷	昌史	関東学院大学 社会学部 教授
	東	玲子	神奈川県弁護士会 弁護士
	藤田	純一	横浜市立大学附属病院 児童精神科医師

◎印…委員長

2 開催概要と検証経過

第31期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会

第13回 平成30年5月9日……検証事例の概要、検証の進め方の検討

★関係機関へのヒアリング……・平成 30 年 5 月

第14回 平成30年6月18日…・ヒアリング結果の報告

第15回 平成30年7月17日…・問題点・課題の整理

第16回 平成30年8月21日…・改善策の検討と報告書作成の方向性の検討

第17回 平成30年9月18日…・報告書案の検討

第18回 平成30年10月1日…・報告書の完成

児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領

制 定 平成 20 年 3 月 28 日 (局長決裁) 最近改正 平成 29 年 3 月 21 日 (局長決裁)

(目的及び設置)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律 第4条第5項に基づき、虐待を受けた児童がその心身に 著しく重大な被害を受けた事例について事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策 を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例等検証委員会(以下「検証委員会」という。) を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置する。

(構成)

- 第2条 検証委員会の委員は、横浜市児童福祉審議会委員及び横浜市児童福祉審議会運営要綱第3 条に基づく臨時委員7人以内をもって構成する。
- 2 検証委員会に委員の互選による委員長を1名置く。

(業務)

- 第3条 検証委員会は、次の業務を行う。
 - (1) 児童相談所または区が関与していた虐待による重篤事例等及びこども青少年局で検証が必要と認める事例につき、必要な検証を行う。
 - (2) 検証の結果は、報告書を作成のうえ、児童福祉審議会児童部会において報告する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は児童福祉審議会委員の任期とする。

(検証方法)

- 第5条 検証は、次の方法により行う。
 - (1) 事例ごとに行うが、複数例を合わせて行うことも差し支えないこととする。
 - (2) 区、児童相談所、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じて、関係機関ごとのヒアリング、現地調査等を実施する。
 - (3) 調査結果に基づき、課題等を明らかにし、再発防止のために必要な事項を検討する。

(守秘義務)

第6条 検証委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、同様とする。

(会議の非公開等)

第7条 プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができる。

(事務局)

- 第8条 運営に必要な事務は、こども青少年局こども家庭課が行うこととする。
 - 附 則 (平成20年3月28日 ここ第5443号) この要領は、平成20年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成28年10月31日 ここ第3908号) この要領は、平成28年11月1日から施行する。
 - 附 則 (平成29年月3月21日 ここ第7885号) この要領は、平成29年3月21日から施行する。

児童虐待による死亡疑義事例検証報告書 (平成29年度発生分)

平成 30 年 10 月

横浜市児童福祉審議会

平成30年11月16日 第32期第1回児童福祉審議会総会 【参考資料2】

平成 30 年度 児童相談所一時保護所外部評価報告書

平成 30 年 10 月 横浜市児童福祉審議会

児童相談所一時保護所外部評価報告書

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
2	評価委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
	(1) 児童相談所一時保護所外部評価委員	
	(2) 評価方法	
	(3) 評価の内容とポイント	
	(4) 対象施設	
	(5) 評価委員会の開催日程と検討内容	
3	領域ごとの評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
	(1) 子どもの権利擁護	
	(2) 子どもの特性に応じた適切な援助	
	(3) 学習援助・教育への配慮	
	(4) 安全で快適な生活	
	(5) 施設運営	
4	総合的評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
5	資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 8
	(1) 入所児童アンケート用紙	
	(2) 児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価表 (平成 30 年度使)	用)

1 趣旨

横浜市では、児童虐待の増加に伴い、一時保護を要する児童も増え、平成 25 年 9 月 には北部児童相談所一時保護所を開設したことにより、児童相談所に付設する一時保護 所は 4 か所 (定員 161 人) となっている。

一時保護所は、子どもの安全を確保する場所として、"子どもにとって最後の砦"とも言われる場所であり、一時保護中の子どもの最善の利益が十分考慮され、その人権が尊重される事が重要であり、基本となる。

そのため、本市では一時保護中の子どもの権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図るため、児童福祉審議会児童部会一時保護所外部評価委員会において外部評価を行っている。各児童相談所一時保護所の運営については、毎年度、自己評価を実施するとともに、本委員会では、1か所の一時保護所について外部評価を行うこととしている。

本年度は、南部児童相談所一時保護所を外部評価の対象とし、その運営について外部 評価を行った。

なお、同一時保護所については20年度及び25年度に評価を行っている。

2 評価委員会の概要

(1) 児童相談所一時保護所外部評価委員 (◎:委員長)

児童福祉審議会委員及び臨時委員である6名の委員により構成する。

◎淺羽 幸雄 委員 (元中学校長、元教育相談員)

大﨑 克之 委員 (神奈川県弁護士会 弁護士)

木村 秀 委員 (共立女子大学家政学部児童学科 専任講師)

長瀬 美鳥 委員 (横浜市主任児童委員連絡会 副代表)

水鳥川 洋子 委員 (協同組合千葉県若人自立支援機構 専務理事)

森 里美 委員 (神奈川県立こども医療センター総合診療科 医師)

(2) 評価方法

「児童相談所一時保護所による自己評価」、「利用者である子どもによる評価」、「外部委員による評価」を組み合わせて、委員会として総合的な評価を行った。 また、子どもによる評価については、外部委員による実地調査でのヒアリングと ともに、学齢児に対してのアンケート調査を実施した。

【一時保護所の自己評価】

②評価表をもとに、一時 保護所全体で議論し、 全員参加により評価する (外部委員による評価と同 一の評価表使用)。

【子どもによる評価】

◎学齢児にアンケート調査を一斉に実施する。 また、必要に応じて外部委員によるヒアリングも行う。

【外部委員による評価】

◎外部委員が現地で ヒアリング等を行いながら 評価表に基づいて評価 する。

(3) 評価の内容とポイント

別添の評価表により、「子どもの権利擁護」、「子どもの特性に応じた適切な援助」、「学習援助・教育への配慮」、「安全で快適な生活」、「施設運営」の5つの領域について評価を行った。

1	子どもの権利擁護	子どもの人権への基本的な考え方と取組姿勢やプライバシーの保護、
1	」 ○ ○ ▼ / TE(中) 19年10支	体罰の禁止などに対する取組を評価する。
		特に配慮が必要とされる子どもを中心に、一人ひとりの特性に
2	子どもの特性に応じた適切な援助	応じて、的確なアセスメントや支援プログラムが提供されているか
		評価する。
		保護所からの通学はできないため、学習権の保障の視点から学習
3	学習援助・教育への配慮	空間や教材、プログラムについて(幼児については保育活動も含む)
		評価する。
		子どもが安全で快適な生活を送るために、住環境や食事などに
4	安全で快適な生活	おいて、どのような配慮がなされているか、必要な支援が提供
		されているかを評価する。
_	长乳蛋 类	職員の人材育成や危機管理など、質の高い支援を行うために必要と
5	施設運営	される施設の運営面について評価する。

(4) 対象施設

横浜市南部児童相談所一時保護所

(5) 評価委員会の開催日程と検討内容

第1回 平成30年6月29日(金)

一時保護所自己評価結果の報告(全保護所分) 入所児童アンケート結果の報告

南部児童相談所一時保護所の概要説明

第2回 平成30年8月9日(木) 南部児童相談所一時保護所の現地調査 (施設の視察、書類の調査とヒアリング)

第3回 平成30年8月27日(月) 評価・調査結果の分析とまとめ

第4回 平成30年9月18日(火) 評価報告書案の検討と修正

第5回 平成30年10月25日(木) 一時保護所への評価結果のフィードバック

3 領域ごとの評価結果

(1) 子どもの権利擁護

ア 意見 (評価できるもの)

- ・一人ひとりの子どもの状況、課題が職員間で共有され、ハード面での制約があるなかでも、子どもへの配慮がなされている。
- ・意見箱の数を増やしたり、こども会議を月1回開催し、第三者委員も参加する など、入所児童の意見表明を大切にしている姿勢は評価できる。
- ・「CARE (ケア)」、「トラウマインフォームドケア」等の適切な養育技術の研修を実施し、子どもの特性を理解する取組を行っている。

イ 意見(改善が必要なもの)

- ・一時保護所運営マニュアルに記載されている権利擁護や個人情報保護、体罰禁 止やセクシャルハラスメント防止対策等の内容についての記述が十分ではない。
- ・施設面で個室の数が十分でないなど、プライバシーの配慮や個別対応が必要な 子どもの対応について、職員の努力だけでは難しい部分もある。

ウ 提案事項

- ・一時保護所にも、スーパーバイズができる立場の職員を専任で配置できるよう 検討してほしい。
- ・一時保護所運営マニュアルやガイドラインを、児童相談所全体で、定期的に見 直すよう、取り組んでほしい。
- ・職員研修等において、体罰の禁止やセクシュアルハラスメントの防止を子ども の権利擁護に結び付けながら取り上げる方法を検討してほしい。

(2) 子どもの特性に応じた適切な援助

ア 意見 (評価できるもの)

- ・書面で引継ぎを行ったり、ブロック会議やケース会議を実施し、職員間の連携 がよくとられている。
- ・児童相談所と一時保護所が離れているが、職種を超えた連携がよくとられている。
- ・医師との連携が密に取れており、所内定期受診は大変良いシステムである。心理的配慮についても、きめ細かく対応されている。
- ・食物アレルギーへの対応が徹底されており、食材の成分や配膳時のダブルチェック、トリプルチェックが行われている。
- ・外出プログラムが多数あり、長期入所児童への配慮がなされている。近隣に散

歩ができる公園があるなど、環境的に恵まれている。

・外出時には付添職員を十分に配置するなど、安全面の確保が図れている。

イ 意見(改善が必要なもの)

- ・一時保護所は、子どもによっては初めて安全・安心を感じる「とても大切な場」 である。特に幼児では愛着関係を形成するためのスキンシップが大切である。 子どもの求めに応じた十分なスキンシップも必要ではないか。
- ・一時保護を行う際に子ども本人への動機づけや、所内での約束ごとを確認する 必要がある。その意味や理由を伝え、子どもが納得できるように努めてほしい。
- ・エレベーターがないなど、施設全体がバリアフリーではないため、身体が不自 由な子どもに対応することが困難である。

ウ 提案事項

- ・公平・平等に子どもと接しようとする姿勢は理解できるが、愛着形成の重要性 を踏まえ、一時保護所における職員と子どもとの距離やスキンシップの取り方 について、児童相談所全体で議論してほしい。
- ・興奮する子どもへの対応 (ホールディング等) において、職員の経験に頼るだけでなく、エビデンスに基づく養育支援プログラムの活用も検討してほしい。
- ・現在の施設では、個室が不足しているため、個別対応が必要な子どもは個室で の対応ができるよう、環境整備を行うことを検討してほしい。

(3) 学習援助・教育への配慮

ア 意見 (評価できるもの)

- ・入所時に学習レベルの確認を行い、個人の学習記録をとり、個々に学習の進め 方を変えるなど、学習支援が丁寧に行われている。定期試験に向けた指導も行っている。
- ・中高生では、学校と連携をとり、一時保護所で在籍校の定期試験を受けられる 環境を整えるなど、一時保護の実施により、進級・進学等の面で子どもに不利 とならないよう配慮している。
- ・園庭は狭いが、幼児は毎日近くの公園に散歩に出かけるなど、周辺の環境を生かした工夫をしている。小中学生は、遠足や社会科見学なども行っている。
- ・限られたスペース、時間の中で、絵本や玩具を生活の中にうまく取り入れている。

イ 意見(改善が必要なもの)

・意見なし

ウ 提案事項

・子どもの学習権に不利益が生じないよう、児童福祉司と連携し、学校とのつながりが途切れないよう取り組んでほしい。

(4) 安全で快適な生活

ア 意見 (評価できるもの)

- ・児童アンケートから、生活全般に充実している様子が感じられる。
- ・食事が楽しみという子どもが多く、職員も食事の場を生活の中での大切な時間 として雰囲気作りに配慮している。おかわりができることで、子どもにとって は心が満たされると感じられた。
- ・幼児には声掛けを行い、箸での食事や食べ方のアドバイスがされている。
- ・自由時間の過ごし方や外出について、自由度が高いよう配慮がなされている。

イ 意見(改善が必要なもの)

・ハード面の課題として、個室が十分に確保できていないと共に、入所が増加した際などには、一人ひとりの専有スペースの確保が難しい状況にある。

ウ 提案事項

- ・幼児の衣服について、子どもがいろいろな服を着ることができるため、着回し しているとのことだが、持ち物で自他の境界をつける面もあることから、個人 所有にすることも含め、改めて児童相談所として検討してほしい。
- ・プライバシーを守れる空間として、個室を確保できるよう検討してほしい。
- ・学童には、簡単な調理実習などの体験について検討してほしい。

(5) 施設運営

ア 意見 (評価できるもの)

- ・朝・昼2回の引継書を使った引継ぎや、児童相談所内の連絡会の定期的な実施、ケースカンファレンスの随時の実施など、情報共有が丁寧に行われている。
- ・援助技術の向上のため、新任者向けの研修や、希望する職員が他の一時保護所 で実習する機会を設けている。
- ・医療職が2人体制で、服薬管理やアレルギー対応、うがい・手洗いによる感染 症対策やワクチン接種など、十分に対応している。

イ 意見(改善が必要なもの)

・安全管理対策などのマニュアルは、各所で適宜見直しを行っているとのことだ

が、児童相談所全体でも、定期的に見直しをする体制が必要である。

ウ 提案事項

・嘱託員やアルバイトを含め、職員がシフト勤務で子どもに接している。正規職員にはストレスチェック等が行われているが、アルバイト等を含め職員全員に対するメンタルヘルス対策にも取り組んでほしい。

4 総合的評価結果

一時保護所の役割を職員全体で認識し、誇りをもって誠実に職務にあたっているように感じられた。児童相談所と離れた場所にあるが、安全で安心できる環境の確保や、職員間の情報連携などに様々な工夫をしている。

近隣に公園があるなど恵まれており、幼児が毎日散歩に出かけたり、戸外での学童の日課活動が行われるなど、園庭が狭いなどの制限がある環境の中でも、生活を豊かにする工夫がなされている。

児童アンケートでは、一時保護所の生活の不自由さを感じながらも、食事や日課、学習を楽しみにしている様子が感じられた。職員はよく相談に乗ってくれるという回答もあった。子どもの立場から、安心して生活できる場となっていると評価できる。

設備面では、児童の居室について個室が少なく、虐待を受けた子どもや年長の女子学童など個別対応を必要とする子どもへの対応が十分とは言えない。また、入所者用のエレベーターがなく、バリアフリー対応となっていない。今後、十分な広さの園庭の確保を含め、設備面の改善を期待する。

学習支援については、在籍校の校長や学級担任、児童・生徒指導専任教諭等との連携により、一人ひとりに応じた教科指導や一時保護所内での定期試験が行われている。私立校等との連携に難しさもあるようだが、本人の意向を踏まえた支援がされるよう、引き続き学校との連携に努めてもらいたい。

一時保護所は通過施設であり、そのため子どもとの距離感をとることを大切にし、愛着関係を作りすぎないよう意識しているとのことだが、一時保護所は、子どもにとって安心を得ることのできる場所であるべきであり、大人に大切にされたという体験が、その後の子どもの生活にとって大きな力となる。子どもの求めに応じたスキンシップの取り方を、児童相談所全体で考えてほしい。また、職員の経験だけに頼らない援助技術の手法の導入などについて、さらに積極的に取り組んでもらいたい。

そのためにも、児童相談所としては、職員の援助技術の向上やスーパーバイズを行うことができる体制を確保し、職員異動や入所児童の増加に適切に対応できるよう、取り組んでほしい。

5 資料編

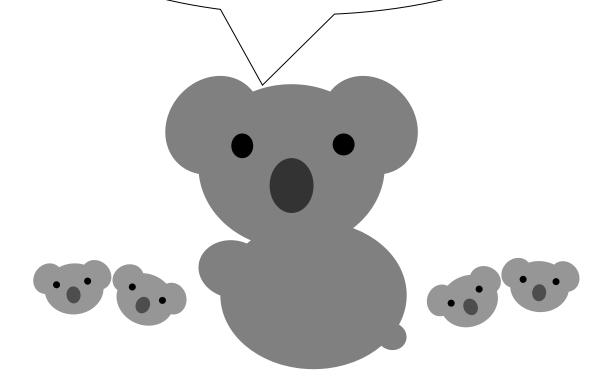
- ◆入所児童アンケート用紙
- ◆児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価表 (平成 30 年度使用)

アンケート(一時保護所の生活について)

一時保護所での生活を「安全で安心できる所」にするために、

皆さんが感じていることや思うことを聞かせてください。

質問に対し、〇をつけたり記入欄に言葉で書いたりしてください。
わからない場合は答えなくてもかまいません。



↓あなたのことをお聞かせください。

※ 保護所に来た日 (平成 年 月 日)

** 学年 (小学1~3年・小学4~6年・中学・中卒以上)

** あなたの性別 (男 ・ 女)

2	①多い ②ち	ょうど良い	③少ない	
	゚自由時間にできること(ゲーム、ト	・ランプ、将棋	、読書 など) 0	D種類は多いですか?
	①多い ②ち	ょうど <mark>と</mark> い	③少ない	
3	がくしゅういがいのかつどう (デモングの活動等)の			
Ū		ょうど良い ようど良い		
1	がくしゅういがい かっとう 学習以外の活動 (午後の活動等)の			
4	子自以外の治勤(干板の治勤等)の ①多い ②ち			
_ +	①多い ②ら がくしゅう 学習の時間は多いですか? ①多い			③少ない
		(2) 5	ようと良い	③少ない
6	がくしゅう ないよう 学習の内容はむずかしいですか?			
	①むずかしい ②わ	かりやすい	3やさしい	
الم	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
▼ 頂 7	養事・おやつについて 食事はおいしいですか? 〔)おいしい (②ふつう	③おいしくない
8			②ちょうど良い	
	メニューはいろいろあり食事が楽			
9			うぎし 1:0	③楽しめない
10	おやつはおいしいですか?			
11	おやつの量はどうですか? ①)多い (2	ちょうど <mark>良い</mark>	③少ない
たの 楽 し	体について いことはありますか? ①よ どんなことですか?	くある ②詩グ	₹ある ③あまり	ない
	-#		+ -	
	なことや困っていることはあります どんなことですか?	けか?①あまり	ない ②少しさ	ある ③たくさんあ)
(ある ③たくさんあ)
いや	どんなことですか?	^{もうだん} 相談にのってく	゙れますか?	
いや	どんなことですか? なことや困っていることに職気は	^{もうだん} 相談にのってく	゙れますか?	
いや	どんなことですか? なことや困っていることに職 [、] 賞は くのってくれる ②少しはのってく	**** 相談にのってく : れる ③あ	.れますか? まりのってくれな	in)
いや	どんなことですか? なことや困っていることに職気は	**** 相談にのってく : れる ③あ	.れますか? まりのってくれな	in)
いや	どんなことですか? なことや困っていることに職 [、] 賞は くのってくれる ②少しはのってく	**** 相談にのってく : れる ③あ	.れますか? まりのってくれな	in)
いや	どんなことですか? なことや困っていることに職 [、] 賞は くのってくれる ②少しはのってく	**** 相談にのってく : れる ③あ	.れますか? まりのってくれな	in)
いやのまここ	どんなことですか? なことや困っていることに職 [、] 賞は くのってくれる ②少しはのってく	精談にのってく れる ③あ うなればいいな	えれますか? まりのってくれな と慰うことがあれ) い れば書いてください。)

日課について 1 自由に過せる時間は多いですか?

平成30年度 児童相談所一時保護所による自己評価

児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価 評 価 表

<目次>

評価領域 I 子どもの権利擁護

評価分類 I -1 権利擁護の意識・人権への配慮

評価分類 I -2 プライバシーへの配慮

評価分類 I -3 意見表明

評価分類 I -4 子どもを守る取組

評価領域 Ⅱ 子どもの特性に応じた適切な援助

評価分類Ⅱ-1 子どもの状況把握とアセスメントの的確さ

評価分類Ⅱ-2 一人ひとりに応じた適切な対応

評価分類Ⅱ-3 入退所時の対応と所内他部門との連携

評価領域皿 学習援助・教育への配慮

評価分類Ⅲ-1 学習権への配慮

評価分類 II - 2 子どもに応じた学習支援

評価分類 3 保育活動

評価領域Ⅳ 安全で快適な生活

評価分類Ⅳ-1 適切・快適な生活への配慮

評価分類Ⅳ-2 いきいきと遊べる空間の確保

評価分類Ⅳ-3 快適な生活が営まれる住環境への配慮

評価分類Ⅳ-4 食事の工夫

評価分類Ⅳ-5 衣服の着用と管理

評価分類Ⅳ-6 適切な入浴

評価分類Ⅳ-7 安心できる睡眠の確保

評価分類Ⅳ-8 適切な排泄指導

評価領域 V 施設運営

評価分類 Ⅵ −1 職員間の情報共有・連携

評価分類 V-2 職員の技術の向上、人材育成

評価分類 Ⅵ −3 健康管理・安全管理

評価分類 V-4 地域や関係機関との関係

評価分類 Ⅵ -5 実習・ボランティアの受け入れ

評価領域 I 子どもの権利擁護

- ・子どもの人権を守るという立場は、「生存権が保障されること」、「ひとりの人間として 尊重されること」など、児童相談所一時保護所外部評価の全ての評価領域の基となる考え 方です。
- ・横浜市では、この「子どもの権利擁護」を一時保護所の外部評価において、最も重視した い評価領域に位置づけました。
- ・安心して生活ができること、成長・発達が保障されるような十分なケアや教育が受けられること、自分たちの意見が自由に表現でき、それが受け止められること等、子どもたちがすこやかに育っていくための基本要素は、すべて子どもたちの権利として捉え直すことができるものです。
- ・この評価領域では、子どもの人権への基本的な考え方と取り組み姿勢の評価とともに、子 どもの入所中の生活において、実際に対応が必要となってくる尊厳への十分な配慮やプラ イバシーの保護、体罰の禁止などに対する取り組みを評価します。

一時保護所の評価の仕組みとして、第三者による外部評価を行います。第三者により、一定の客観的な評価基準に準拠して評価してもらうことにより、一時保護所の自らの点検と気づきが促進されます。子どものケアの質を高めるために何をどうすべきかを考え、保護所運営を改善していくためにも、外部評価は必要と言えます。

<u>評価分類 I - 1 権利擁護の意識・人権への配慮</u>

《評価のねらい》

- ・人権の擁護は、施設の特性上、また、入所者本人は子どもであることから非常に重要な観点の ひとつです。具体的な取組を把握しながら、適切な対応がなされているかどうかを評価しま す。
- ・一時保護所の基本的な考えが明示され、内容が子どもの権利擁護にふさわしいものかどうかを確認します。
- ・また、理念や基本方針を掲げるだけでは実効性に欠けるため、それが職員に十分周知され、理解されていて、具体的に実践・展開されているかどうかについて評価します。

評価項目 I - 1 - (1)

権利擁護についてマニュアル等に定め、職員への周知を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	一時保護所の運営マニュアルなどに子どもの最善の利益等の観点から権利擁護	
	を盛り込み取り組んでいる。※	
Α	標語などの掲示により、権利擁護について職員に周知している。	
	運営マニュアルなどの定期的な見直しを行っている。	
	職員会議での検討や権利擁護の研修を行い、取り組んでいる。	
	子どもに対する権利侵害を行う職員がいた場合、適切な指導を行う体制が整っ	
	ている。	
	Aの中の※に該当したうえに、Aの中の他のいずれ2つに該当する。	
В		
С	Aの中でいずれか1~2つに該当する、または全く行っていない。	
その化	也の工夫事例等:	

- ◆手引きや運営方針に、掲げる理念・基本方針が、「児童本人を尊重したもの」になっているかを確認 します。
 - ・「子どもの人権保障」「個人の尊厳」「本人の意思」等の表現があるか。(児童の権利に関する条約 第3条1」参考)
- ◆一時保護所が子どもの権利擁護について、どのように捉え、職員へどのように指導し、浸透させているかを評価します。意見交換会、研修などいろいろな手法がありますが、対応の工夫や実態などをヒアリングしながら評価します。
 - ・権利侵害を行う職員への対応方法について、日頃から、入所児童福祉施設等の実例を把握し、実際 の指導方法について検討しているか、ヒアリングで確認します。
- ◆職員がその考え方をどの程度理解し、また、周知のためにどのような取り組みが行われているかを把握します。
 - ・一時保護所の運営マニュアルを定めたり、見直しに際しての職員の参画状況を確認します。
 - ・職員への周知の前提として、理念や基本方針が明文化されていることが必要です。
 - ・周知・理解のための方法としては、作成時の職員の参画状況、施設内への掲示、職員証等への記載、研修での説明等が考えられます。
- ◆非常勤職員も含め、理念や基本方針がしっかりと理解されていることが重要です。
 - ・責任職とは別に職員への聴き取りを実施し、理解度を確認します。
- ◆その理念や基本方針が、日常のひとつひとつの業務のベースとなって具現化されているかについて は、後段の具体的な業務の評価を踏まえて再度吟味してください。
- ◆入所児童は、幼児から高校生まで、その年齢や生育段階には大きな幅がありますので、年齢に応じた 援助内容が異なるため、基本理念や基本方針が、実際の対応に反映されているか、確認する必要があ ります。

評価項目 I - 1 - (2)

権利について、子どもへの説明・周知を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)			
	次の項目のうち全てに該当する。 子どもが一時保護の理由を理解し、了解するよう、年齢に応じた説明をしてい				
	る。				
А	一時保護所の手引き、標語などの掲示などにより、権利に関する考え方について、子どもに周知している。				
	権利擁護の取組として、意見箱を投函しやすい場所に設置し、提案された内容 については早期に対応している。				
	入所中の権利擁護の取組について、子どもへ一時保護所のしおり等を活用して、年齢に応じて説明している。				
В	Aの中でいずれか2つは該当する。				
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。				
その	その他の工夫事例:				

- **《評価の視点・ポイント》** ▶一時保護所が、子どもの権利を擁護するために、子どもに対する取り組みをどのよう行っているのか ・一切とし、コモはの説明、音目窓や一時保護所のしおり等の手法がありますが、対応の工夫や を評価します。入所時の説明、意見箱や一時保護所のしおり等の手法がありますが、対応の工夫や 実態などをヒアリングしながら評価します。 ・一時保護所に対して意見や要望を伝える方法があることを、一時保護所が積極的に子どもに伝えて

 - いるか、具体的な取り組みを聴取し評価します。 ・意見を伝えたい子どもが不利益を受けることがないことをアピールするなど、希望や意見を言いやすい雰囲気をつくる努力をしているかを聴取し、評価します。

評価項目 I - 1 - (3)

子どもの呼び方や叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもに対して、威圧的な言葉を使ったり、無視が行われないよう、職員間で 相互に配慮している。	
Α	せかしたり強制したりせずに、おだやかに分かりやすい言葉で話をしている。	
	子どもの気持ちや発言を受け入れられるように配慮している。	
	体罰はもとより、子どもの人格を辱めるような罰を与えたり、自尊心を傷つけるような指導を行ってはならないことを、全職員が認識している。	
	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その	也の工夫事例:	

- ◆子どもの人格を尊重した言葉遣いや態度を、一人ひとりの職員が心がけることと同時に、職員間で相 互に検証しあっているかが重要です。
 - ・子どもを呼び捨てにせず、○○さん、○○ちゃんという呼び方している。
 - ・自分自身の言葉遣いや態度について、研修にロールプレイングをとりいれるなどにより検証している。
- ◆生活の場面を観察し、職員が相手により言葉遣いや声のトーンを適切に使い分けているか、子どもから の呼びかけに対し落ち着い態度で接しているか、一時保護所内の見学時及びヒアリングで確認します。
- ▶子どもの気持ちへの配慮や発言に対し受容的な熊度で臨んでいるかどうか、ヒアリングで確認します。
- ◆子どもの人格を辱めるような罰や自尊心を傷つけるような指導が行われないよう、職員が学ぶ機会を 持っているか、研修記録などで確認します。
 - ・大勢の前で叱る、他の子どもと比較するなど、子どもの自尊心を傷つける指導が行われていないか ヒアリングで確認します。
 - ・職員間のやりとりの中で、人権を尊重しあう姿勢についても観察します。

評価項目 I - 1 - (4)

性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	生活の役割、持ち物、服装などで性別による区別をしていない。	
	順番、グループ分けなど、必要がある場合を除き、性別にしていない。	
Α	子どもに対して、父親・母親の役割を固定的にとらえた話し方、表現をしない	
	ようにしている。	
	無意識に性差による固定観念で指導をしていないか、職員同士で反省する仕組	
	みをつくっている。	
	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その作	他の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆施設内での生活、活動において性別を区別しないような取組みを評価します。
 - ・「女らしく、男らしく」といった固定観念で支援を行っていないかヒアリングで確認します。
 - ・日常生活や行事での役割分担や持ち物、服装に性別による固定観念がないか確認します。
 - ・行事内容を記録した報告書、写真、ビデオ等があればそれで確認します。
- ◆子どもに対し責任職や一時保護所職員が、無意識に性差を固定させる言動を行っていないかについて 確認します。
 - ・「父親は外で仕事をして、母親は家庭を守る」、「男は泣かない」、「女らしくしないさい」等の 言葉を無意識に使わないよう、職員同士で検証しあう仕組みを作っているかヒアリングします。
- ◆性差別について研修を行うなどの取り組みをしているか、研修資料等で確認します。
- ◆一時保護所内に委員会等を設置して、職員研修の実施、生活支援での性差に関わる問題に対処するなどの取組みがあれば、評価します。

評価項目 I - 1 - (5)

個人情報の取り扱いや守秘義務について、職員等に周知しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	守秘義務の意義や目的を全職員(ボランティア・実習生含む)に周知徹底して	
	いる。	
Α	個人情報の取り扱いについてガイドラインをつくり、全職員に周知徹底してい	
	■ る。 ■ 個人情報に関する記録(パソコンを含む)は施錠できる場所に保管、管理して	
	いる。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その	也の工夫事例:	

- ◆一時保護所が保持する個人情報は膨大な量となり、その保護には慎重な取扱いが求められます。
 - ・守秘義務について全職員が理解するため、職員ミーティングや研修生・ボランティアの受け入れ時などに、繰り返し注意を促しているか、ヒアリング等で確認します。
- ◆個人情報の取扱いに関するガイドラインが盛り込まれているマニュアルがあり、全職員に周知<u>徹底</u>しているかヒアリングで確認します。
 - ・職員が守秘義務に違反した場合の罰則規定があるかどうかチェックします。
- ◆個人情報に係る書類は、日常から鍵のかかる場所に保管されているかを確認します。また、施設内の 視察の際、不適切な場所にそれらの書類が放置されていないか確認します。
- ◆パソコンは盗難対策やパスワード設定をするとともに、ウィルス対策や外部からのアクセスに対する 対策を講じて管理しているかどうか確認します。

<u>評価分類 I - 2 プライバシーへの配慮</u>

《評価のねらい》

・プライバシーの保護は、施設の特性上、また、入所者本人は子どもであることから非常に重要な観点のひとつです。具体的な取組を把握しながら、適切な対応がなされているかどうかを評価します。

評価項目 I - 2 - (1)

子どものプライバシーの保護に配慮しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どものプライバシーの保護についてのマニュアル、手引き等を作成してい	
	5.	
	子どものプライバシーの保護に関するマニュアル等について定期的に検証し必	
Α	要な場合は見直しを行っている。	
	プライバシーの保護について職員に徹底している。	
	プライバシーの保護について具体的な例を示し、子どもに周知・説明してい	
	る。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	

《評価の視点・ポイント》

- ◆施設の姿勢として、子どものプライバシー保護を尊重しているかを確認します。
 - ・「個人のプライバシーは権利である」ことの理解を全職員に徹底しているか、研修記録等で確認します。

評価項目 I - 2 - (2)

居室がプライバシーの保護に配慮されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	入室にあたっては、声かけやノックなどをして、子どもの了解を得ている。	
	原則として、居室には、同性職員が入る等の配慮をしている。	
Α	年齢に応じて、プライバシーに配慮した少人数の部屋や個室の整備を進めてい	
	る。	
	同室児とは必要に応じてパーティションや区切り等でプライバシーに配慮した	
	工夫をしている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
O	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その作	也の工夫事例:	

- ◆職員は、居室の入室時に声かけをして、本人に入室の可否について確認しているか、また、本人が外 出中の場合は基本的に入室は行わないようにしているか、ヒアリングで確認します。
- ◆個別の空間を確保するための工夫等が行なわれているか、確認します。
 - ・間仕切り等を有効に使うなど、個別の空間の確保についてレイアウト等で工夫されているか評価します。

評価項目 I - 2 - (3)

私物の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)	
	次の項目のうち全てに該当する。		
Α	同性職員が行っている。		
	子どもの了解を得ている。		
	子ども同席で行っている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
	上記のいずれにも該当しない。		
その	その他の工夫事例:		

《評価の視点・ポイント》

- ◆私物の点検は、原則として、行わないこととなっていますが、一時保護所内で盗難が発生した場合や 無断外出から戻ってきた場合など、特別な事情に限って、個人の持ち物を確認せざるを得ないことが あります。
 - ・私物の点検は理由のある場合のみ行われ、必ず本人の承諾を得ているかヒアリングで確認します。
 - ・虐待ケースの場合、保護者との接触や通信の制限がある場合もあり、配慮が必要ですが、子どもあての手紙は、必ず本人に直接渡されているか、職員が本人の承諾無しに開封することが無いか、ヒアリングで確認します。

評価項目 I - 2 - (4)

見学者を受け入れる場合、生活をしている子どもに配慮した対応を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	時間帯や日課を配慮した受け入れを行っている	
۸		
A	見学者に会いたくない子どもへの配慮を行っている。	
	見学者に保護されている子どものプライバシーの守秘義務について説明してい	
	る。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例:		

《評価の視点・ポイント》

◆見学者など外部者の見学などがあった場合、生活している子どもたちへの配慮をしたうえで、受け入れているのか、ヒアリングで確認します。

評価分類 I - 3 意見表明

《評価のねらい》

- ◆子どもの自主性を尊重することにより、自立を支援するために、子どもが自由に意見表明ができるよう生活指導しているかを評価します。
- ・子どもの希望や意見を受け止めた上で、問題点の抽出や整理、より良い方向への誘導を 行っているかヒアリングで確認します。
- ◆子どもの持つ長所や特色を大切にし、肯定することで、社会的な役割を果たしていけるよう、子ども自身の成長を援助しているかを評価します。
 - ・子どもの持つ長所や特色を認め、肯定しているかヒアリングで確認します。

評価項目 I - 3 - (1)

生活全般について子どもが自由に意見を表明し、自主的に考える活動を推進している。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員との信頼関係づくりに取り組んでいる。 子ども自身が、自分たちの生活全般について自主的・主体的な取り組みができるようなこども会議等の活動に取り組んでいる。 子どもの個性を尊重し、子どもの希望や意見に可能な限り応えている。 子どもの希望に応えることが難しい事柄でも、職員会議等で検討の上、応えられない理由を子どもに説明している。	
	Aの中でいずれか2つは該当する。	
	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例:		

- ◆日常生活を送る中で、生活上決定が必要な事柄や、様々な課題に対応していく必要がありますが、解 決手段や対応方法について職員の考えを子どもに強制するのではなく、子ども自身が話し合い、決定 するように導くことが大切です。
 - ・決定が必要な事項や課題の解決について、子どもが自主的・主体的に話し合い、決定しているか、ミーティングの記録等で確認します。
- ◆子どもから要望や意見が出された場合、子どもと十分に話し合いを行った上で、援助の方向を決めているかヒアリングで確認します。
- ◆子どもの希望に添えない場合には、職員全員に図り子どもへの伝え方を決定した上で、きちんとその 理由を説明しているかを確認します。
 - ・子どもや保護者の思想や信条は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されているか確認します。
 - ・子どもの希望は内容によって、対応できる場合と出来ない場合がありますが、対応出来ない場合には、職員全員が出来ない理由を確認しあった上で、子どもに対し理由を説明しているか、ヒアリングで確認します。
 - ・意見を伝えたい子どもが不利益を受けることがないことをアピールするなど、希望や意見を言いや すい雰囲気をつくる努力をしているかを聴取し、評価します。

評価項目 I - 3 - (2)

子どもが要望・苦情を訴えやすい仕組みになっているか。

	判断基準	(A • B • C)
第三者的委員 等について早 子どもに対 き、早期に対 権利擁護の取	で、次の項目のうち全てに該当する。 はに、直接苦情を申し立てることができ、第三者的委員からの意見 期に対応している。 して、意見箱・懇談会・アンケート等で積極的に要望や苦情を聞 が応している。 対応して、子どもが意見を提案し、検討できる場(子ども会議な 、会議で提案された内容については早期に対応している。	
B 要望・苦情を受ける。	付ける担当者が決まっており、事前に子どもや家族に説明されてい	
C 要望・苦情の受付 その他の工夫事例:	窓口が明確にされていないなど、取り組みが不十分である。	

- ◆要望・苦情に対しては、施設が対応することが基本ですが、要望のレベルや内容、子どもや家族の状況等によって、申し出しやすい方法や適切な解決方法は一様ではないため、一時保護所内での仕組みが整えられていることはもちろん、複数の受付窓口や解決のルートが確保されていることが必要です。
- ◆要望や苦情の受付担当者が決まっており、明記されているか、子どもや家族にその内容が説明されているかを、子どもや家族への説明方法についてのヒアリングや一時保護所内の掲示物で確認します。
- ◆一時保護所に配置されている「第三者委員」の活動状況や、子ども及び家族に対し第三者的な委員へ の連絡先などが具体的に周知されているか等をヒアリングし、子どもが直接要望を伝えられる状況な のか確認します。
- ◆要望・苦情を出しやすくするため、いくつか手段が取り入れられていることが必要です。
 - ・意見箱の設置や懇談会・アンケートの実施状況と要望等の収集実績をヒアリング、記録で確認し、 実際に活用されているかを評価します。
- ◆要望・苦情を出しやすくするため、それぞれの手段で工夫や配慮がされているか確認します。 (意見箱の設置場所、投函方法、他児への配慮等)

評価分類 I - 4 子どもを守る取組

《評価のねらい》

- ・体罰を行わないように徹底しているか、また、いじめなどから子どもが守られるような対応を 行っているかなどを評価します。
- ・子どもに対するセクシャルハラスメントを行われないように徹底されているかを評価しま す。
- ・警察官による聴取については子どもの人権に配慮して行っているかを評価します。
- ・男子女子児童間のトラブルが起こらないように、行っている取り組みの評価を行います。

評価項目 I - 4 - (1)

体罰を行わないよう徹底しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	体罰は禁止、所内の規程等に明記して職員に説明している。	
	体罰の起こりやすい状況や場面について把握し、職員会議などで、子どもたち	
Α	の扱い方、対応について話し合っている。	
	体罰を伴わない子どもたちの扱い方、対応について研修を行っている。	
	職員による体罰の禁止について、子どもや保護者に周知している。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その化	也の工夫事例:	

- ◆子どもの人権を尊重し、しつけのための行為という名目で人が人を殴る等の行為は容認されるべきものではないということを、職員に具体例をあげて周知徹底しているかを会議の議事録等で確認します。
 - ・問題行動をおこす子どもへの対応方法について、職員が共有し、責任職に相談できる体制を整えて いるか、具体的な事例を踏まえ確認します。
 - ・体罰を行わない、適切な指導を目指すため、様々な事例研究を参考にして、職員会議で話し合ったり、職員研修を行っているか確認します。
- ◆事態の大小に関わらず、不適切な言動や態度等を見聞きしたら直属の上司へ速やかに連絡、報告する 体制があるか確認します。
- ◆体罰が発生した場合、適切な事後対応がなされる体制があるか確認し評価します。
 - ・体罰が発生した場合の対応方法等が整っているか確認します。

評価項目 I - 4 - (2)

いじめなどから子どもが守られる適切な対応を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
Α	次の項目のうち全てに該当する。 職員会議などで子どもの力による支配等の問題や子どものサインの早期発見について話し合い対応している。 課題を持った子ども等の入所の場合、観察を密にし個別援助を行っている。 一時保護所のしおりなどで子どもたちといじめをテーマに人権意識を育むような話し合いをしている。 問題が起きた時、課長等が中心になり、全職員で対応している。 一時保護所での対応が困難と判断した場合、児童相談所全体に協力を要請して	
В	いる。 Aの中でいずれか3つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1~2つは該当する、または全く行っていない。	
その	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆いじめの未然防止、発見、対処のために行っていることをヒアリングします。
 - ・いじめなどを早期に発見するために、具体的に実施していることをヒアリングします。
 - ・いじめのサイン、兆候などを職員が共有しているかどうか確認します。
 - ・いじめの未然防止のための、話し合いやカリキュラムの内容についてヒアリングします。
 - ・実際にいじめが起こった時の職員の対応や、一時保護所、児童相談所としての対応について確認し ます。

評価項目 I - 4 - (3)

子どもに対するセクシャルハラスメントを行わないよう徹底しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	セクシャルハラスメントの禁止を、職員に対し具体的な例を挙げてマニュアル 等で示している。	
١.	セクシャルハラスメントの禁止について、職員に対し研修を行っている。	
Α	セクシャルハラスメントの禁止を職員に徹底するため、行われていないことを 日常的に会議等で確認している。	
	セクシャルハラスメントがあった場合を想定し、責任職は事実確認を行った上 で対応や処分などを行う仕組みを整えている。	
	セクシャルハラスメントを回避するため、必要に応じて同性処遇に配慮している。	
В	Aの中でいずれか3つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1~2つは該当する、または全く行っていない。	
その行	也の工夫事例:	

- ◆子どもに対するセクシャルハラスメントは「児童虐待」にあたり、一時保護所でこのような行為が行 われることは許されません。
 - ・セクシャルハラスメントに関する研修会等を開催し、職員に問題意識を持たせているか、確認しま す
 - ・研修会では、具体的な事例を取り上げ、セクシャルハラスメントについて認識を深めているかを、 議事録や配布資料等で確認します。
- ◆セクシャルハラスメントに対する認識は個人差が大きいため、施設全体でセクシャルハラスメントの 禁止を徹底するためには、常に職員に意識を徹底させる必要があります。
 - ・セクシャルハラスメントについて、職員会議等で定期的に議題として取り上げられているか議事録 等で確認します。
- ◆セクシャルハラスメントが発生した場合、適切な事後対応がなされる体制があるか確認し、評価しま
 - ・セクシャルハラスメントが発生した場合の対応方法が整っているか確認します。
- ▶セクシャルハラスメントを回避するため、必要に応じて、同性処遇を行っているかどうかを確認し、 評価します。

評価項目 I - 4 - (4)

入所児童が警察官による聴取を受ける場合は、人権に配慮した対応を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
Α	一時保護中に来所した警察官の聴取を受ける場合、適切な場所と時間を設定している。	
	警察官が来所する際には、私服や一般車両を使うように依頼している。	
В	警察官の聴取を受ける場合、原則として職員が同席している。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その化	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆警察が介入する場合、警察官による一時保護所入所児童への聴取は、児童に配慮した形で行われているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆一時保護所職員の対応だけでなく、児童福祉司に依頼して対応している場合も含めて判断します。

評価項目 I - 4-(5)

男子・女子児童間のトラブル防止に向けての配慮がされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	夜間、男子児童・女子児童が互いの居室へ行き来できないよう、トラブルの防止策が講じられている。※	
Α	年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう援助し	
	ている。	
	年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意している。	
	性教育についての職員の研修・学習会を実施している。	
	Aの中で※に該当したうえに、Aの中の他のいずれか1つに該当する。	
С	Aの中でいずれか1~2つに該当する、または全く行っていない。	
その化	也の工夫事例:	

- ◆入所期間が長期化する児童の場合、児童の年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているかどうか確認します。
- ◆施設のハード<u>面</u>や運営上の工夫による夜間の居室への互いの行き来の制限などの対応を確認します。
- ◆職員への研修、子どもへの教育が実施されているかを確認します。

評価領域Ⅱ 子どもの特性に応じた適切な援助

- ・一時保護所は、その性格上、集団生活を前提としたプログラムにより運営されています。 しかし、一時保護所に入所してくる子どもたちは、一人ひとりが固有の重い課題を抱え ており、その課題や特性に応じたケアが求められています。障害のある児童や被虐待児 童、健康上特別な配慮を必要とする児童など、様々な状態に応じた対応が必要です。
- ・ここでは、一時保護所として特に配慮が必要とされる子どもへの支援を中心に、一人ひ とりの特性に応じて、的確なアセスメントや支援プログラムの提供、職員間の情報共有 など、どのような対応をしているかに焦点をあてます。

評価分類Ⅱ-1 子どもの状況把握とアセスメントの的確さ

《評価のねらい》

- ・利用者本人を尊重したサービスの提供とは、利用者一人ひとりのニーズに沿ったサービスを提供 することであり、アセスメントに基づく支援の実施という形で行われます。
- ・ここでは、最初のステップである、アセスメントの実施とそれに基づく支援について評価を行い ます。
- ・入所にあたっては、一時保護理由をふまえ、子どもの状況把握やニーズの確認をしたアセスメン トの実施や具体的支援方法の決定という過程を評価します。
- ・日常的なサービス提供の場面で、子どもの状況に応じた支援の見直しが行われているかを評価し ます。

評価項目Ⅱ-1-(1)

子ども(必要に応じて家族)に面接し、子どものニーズを正しく押さえたうえで、解決すべき課題の 把握(アセスメント)を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	アセスメントにあたり所定の様式により子ども一人一人の身体状況・生活状況	
٨	を把握し具体的に明記している。	
Α	アセスメントにあたり、子ども(必要に応じて家族)と面接している。	
	アセスメントに複数の職員が参加している。	
	アセスメントにあたり担当児童福祉司と必要に応じた調整をしている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その	也の工夫事例:	

- ◆どの職員がアセスメントを行っても、状況の把握に差が出ないようにするため、一時保護所として統一的な様式を用意していることが重要です。
 ・記録する所定の様式が定められ、常に利用されているかどうか、その活用状況を把握・評価しま

 - ・様式は、一時保護所として統一のものがあれば特に定めはありませんが、概ね下記のような項目があることを確認します。 ・記載項目に空欄が多くないか、記載内容が具体的かなど、様式が適切に活用されているかどうかを
 - 確認します。

標準項目名	項目の主な内容(例)
子どもに関する基本情報	氏名、性別、生年月日、住所、学校名、家族の概要、子どもの概要について 記載する項目
一時保護に関する基本情報	一時保護理由、以前の児童福祉施設の入所歴を記載する項目
子どもの意向	子どもが一時保護所を利用するにあたっての希望や将来への希望・考え 方を記載する項目
保護者の意向	保護者が子どもを一時保護させるにあたっての今後の考え方を記載する項目
保育所・学校などの意見	保育所・学校の所見を記載する項目
児童福祉司との協議内容	児童福祉司との協議内容(入所期間の見通し、退所の目標)を記載する項目
子ども・保護者への説明事項	見学、説明について記載する項目

- ◆客観的情報を正確に把握し、子どもと家族の意向を次のステップである「自立支援計画の作成」に反映させていくために、子どもと家族との面接が必要です。
 ・面接の時期、面接相手、内容等について記録等で確認します。
 ・子どもと家族との面接はどの時期に、誰が行うのか、また、そのことがルール化されているかについて聴き取りを行います。
 ◆情報の分析、課題の抽出は、様々な角度から行う必要があります。そのためには、複数の職員(複数の職種)の参加が求められます。
 ・アセスメントの参加者について記録等で確認します。
 ・アセスメントに参加する職員の決め方、人数、役割分担等がどうなっているのか、また、それらがルール化されているかについて聴き取りを行います。

評価項目Ⅱ-1-(2)

子ども一人ひとりの発達の段階に応じた対応をし、その記録があるか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
_	子どもや家庭の個別の状況・要望を決められた書式に記録している。	
Α	子どもの記録内容は関係する職員に周知している。	
	重要な申し送り事項が記録され、勤務職員が変わる時に伝達されている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その	他の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもや家族の状況・要望が、決められた書式に記録されているか確認します。
 - ・子どもや家族の状況・要望の記載欄で記録の状況を確認します。
- ◆どの職員も子どもに対し同一の対応を行うことができるよう、記録内容や対応方法について職員間で 共有する必要があります。
- ・子どもに関する情報が関係する職員間で共有化されているか、日誌やケース記録の記載及びヒアリ ングで確認します。 ◆変則勤務職員間においても、一貫した支援が行われる必要があります
- - ・勤務職員間の申し送りが出来ているか、ケース記録の記載及びヒアリングで確認します。

評価項目Ⅱ-1-(3)

子どもへの支援上で必要な情報が職員間で共有化されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。 上記のいずれにも該当しない。	
その何	他の工夫事例:	

- ◆子どもへの支援が、目標にかなった方法で、誰が行っても同様に支援されるためには、子どもの支援 に関係するメンバーによる会議を行い、会議の内容や支援に必要な情報が、職員間で共有化され、い つでも確認ができる状態にある必要があります。
 - 会議の実施状況や内容について記録で確認します。
- ▶一貫した子どもの支援を行うには、子どもに関する情報が職員間で共有化され、活用されていること が必要です。
 - ・ケース記録は職員が共有化できるように、保管場所等に配慮しながら閲覧できる状態にあるか確認
- ・子どもへの支援上で必要な情報は、日誌等で記録され職員が共有できる状態にあるか確認します。
- ◆支援は、子どもの心理状況や生育状況に応じたきめ細かな配慮・対応も大切です。
 - ・支援方法を変更する必要が生じた場合に、職員間で必要な合意がとれているか、変更内容、変更理 由が記録として残されているか確認します。

<u>評価分類Ⅱ−2 一人ひとりに応じた適切な対応</u>

《評価のねらい》

- ・一時保護所に入所している子どもは、その多くが不適切な養育により、精神的、肉体的に不安定な生活を送ってきたケースが少なくありません。
- ・また、近年の入所理由で多くを占めている、虐待を受けた子どもに対しては、特に支援上の 配慮が必要となっています。
- ・ここでは、一時保護所として特に配慮が必要とされる子どもへの支援を中心に、一人ひとり の特性に応じて、どのような対応をしているかに焦点をあてます。

評価項目Ⅱ-2-(1)

被虐待児童に対し、適切に対応しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。 心理的な支援が必要な子どもへの対応に関する研修やスーパービジョンが行わ れている。	
А	必要に応じて心理の専門家から直接支援を受ける体制が整っている。 強引な引き取りへの対応について、職員に周知徹底するとともに、緊急時には	
	協力できるよう、警察との連携を図っている。 引き取りの可否について担当児童福祉司との連絡を適宜行っている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その作	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆虐待や不適切な関わりを受けた子どもは身体的な傷だけでなく心理的な傷(心的外傷後ストレス障害—PTSD)も残します。それはさまざまな症状や行動として現れてきます。そのことを十分理解し、適切な対応がされているか聴き取ります。
 - ・虐待等を受けた子どもに多くみられる行動特性等について、職員への研修がされているか確認します。
 - ・子どもに直接対応する職員がその援助に疲れてバーンアウトしないように、上司や外部の専門家の スーパービジョンを受けられる体制であるかどうか確認します。
- ◆被虐待児の支援については、一時保護所の職員だけでは対応しきれないことが往々にしてあります。 そのような場合、随時外部の専門家の援助を受けることも必要です。
 - ・必要に応じて所内他部門の支援を受け、チームで対応する体制が出来ているか、具体的な協力体制 についてヒアリングにより確認します。
- ◆保護者の同意なく一時保護している場合は、保護者が児童相談所に対し子どもの引渡しを求めてくる ことがあります。そのような場合の保護者への対応方法、職員間の連携体制、警察との連携・連絡体 制をどのようにとっているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆被虐待児への保護や援助については、一時保護所だけでなく所内各部門との連携が不可欠です。日頃から子どもの様子を注意深く観察し、その結果内容が所内で共有されているかをヒアリングします。
 - ・子どもへの援助や虐待の状況に関する記録があるかどうか確認します。
 - ・必要に応じて報告やカンファレンスが行われているか確認します。

《被虐待児への対応への留意点》

- ・虐待を受けていた、もしくはその疑いのある子どもは、一時保護所の生活や職員との関わりにおいて、反抗的もしくは混乱を招く言動を繰り返す傾向があります。職員がそのような子どもへの対応 方法について、十分な知識がなかったり、適切な助言が受けられなかった場合には、職員が多大な ストレスを抱え、子どもへの処遇に影響を及ぼすことがあります。
- ・虐待を受けた子どもに対してケアを行う場合、職員に対するスーパービジョンや研修が十分行われていることが必要です。

評価項目Ⅱ-2-(2)

障害のある子どものための環境整備、支援内容の配慮を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	医療機関や専門機関から助言や情報が得られる体制をとっている。	
Α	障害の特性を考慮し、支援が行われている。	
	障害児支援について全職員で話し合える体制ができている。	
	障害児と障害のない子どもとの関わりに配慮をしている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その	也の工夫事例:	

- ◆障害のため医療依存度の高い入所児については特に、医療機関との情報交換や伝達が綿密に行われているか確認します。また、障害の特性により専門機関との情報交換が行われているか確認します。
- ◆障害は多様であり、障害の特性により、また、一人ひとりの発達や置かれている状況により、対応が 異なります。子どものよりよい発達をめざし、適切に対応するためには個別に支援を行うことが必要 です。
 - ・ハード面の設備などの工夫について確認し、評価します。
 - ・具体的支援にあたって、外部の医療機関や専門機関から必要な助言や情報を参考にしたり、場合によっては会議に参加しているかどうか確認します。
- ◆職員が障害の知識を理解するために会議等で研修を行っているか、ヒアリングします。
- ◆障害児の支援においては、子どもが混乱しないように、対応を一貫させることが特に重要です。子どもに関わる全職員が、一人ひとりの子どもの状態や状況についての情報を共有し、対応について検討が行われているかを確認します。
 - ・会議等の記録で、職員間での話し合いの内容について確認します。
- ◆障害のない子どもが障害児と生活を共にする中で、障害について理解し、互いを尊重し合う人間関係 づくりが図られているか、ヒアリングにより確認します。
 - ・部屋割り、日課、日常生活の役割分担やルールについて、障害のない子どもや障害を持つ子どもから不満が出ないように、理解させているか、確認します。
- ◆とりわけ発達障害のある児童は、その特性から行動や態度が「自分勝手である」とか、「変わった 児童である」と周囲から誤解されることも少なくありません。
 - 発達障害の種類や程度、児童の年齢や性格、実生活の中で困難なことや苦手なことのちがいや、1人 ひとりの特徴に応じた支援が行われているか確認します。

評価項目Ⅱ-2-(3)

健康上配慮を要する子どもに適切に対応しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	健康上特別配慮を要する子どもには、医療機関と連携して日頃から注意深く観	
	察するとともに、必要な情報を職員間で共有している。	
	服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら、確実な服薬が	
	できるように支援を行っている。	
Α	服薬管理の必要な子どもについては、誤薬を起こさないように工夫を行ってい	
	る 。	
	緊急時に対応可能な医療機関と連携を図り、対応方法について職員間で共有し	
	ている。	
	職員間で医療や健康に関して学習し、知識を深める努力をしている。	
	誤薬を起こした場合の緊急対応の体制が整っている。	
В	Aの中でいずれか3つは該当する。	
С	上記のいずれか1~2つは該当する、または全く行っていない。	
その化	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆健康上配慮を要する子どもや、服薬管理の必要な子どもについては、直接子どもに関わる職員全員が、常に同水 準の措置を行うことが可能なように、対応方法を共有する必要があります。
 - ・日頃の観察や服薬、薬歴のチェックが行われて、更に職員間で適切に引き継がれているかどうかを、日誌等で 確認します。
- ◆緊急時には児童相談所の医師、嘱託医、子どものかかりつけ医による迅速な対応を行うため、緊急連絡体制が決 められ、職員間で共有されていることが必要です。
 - ・緊急連絡体制がどのようにとられているか、どのように職員間に周知されているか、について具体的な方法を ヒアリングで確認します。
- ◆職員が基本的に配慮すべき事項について学習することは、健康上配慮を要する子どものケアにあたって必要とな ります。
 - ・職員が子どもの病気の特性や注意点について、打ち合わせの議題として取り上げたり、研修対象としているか

評価項目Ⅱ-2-(4)

アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	医師や子どものかかりつけ医の指示を受け、適切な対応を行っている。	
	除去食の必要な子どもに対しては、確実な除去ができ、栄養面にも配慮した適	
	切な食事を提供している。	
Α	除去食や代替食の提供において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	直接子どもに接する職員全員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が	
	周知されている。	
	症状悪化時(ぜんそく発作、アナフィラキシーショックなど)の緊急体制が	
	整っている。	
В	Aの中でいずれか3つは該当する。	
С	上記のいずれか1~2つは該当する、または全く行っていない。	
その	他の工夫事例:	

- ◆アレルギーの原因は多様であり、一人ひとりに対してどのように対応しているかは重要な事柄です。 かかりつけ医の指示のもと、適切な対応がなされているかをとらえます。
- ・かかりつける医師の診断書や指示書の有無を確認し、どのように対応しているか、ヒアリングします。
 ◆アレルギー対応用に除去食や代替食を用意しているか、調理員にヒアリングで確認します。
 ◆子どもによっては、他の子どもと違う物を食べることに疎外感を感じる場合があります。子どもたちがお互いを理解しあえるよう、どのように説明し配慮しているか確認します。
 ・具体的な取り組みについて実例をヒアリングします。
- ◆アレルギー性疾患の症状は一人ひとり異なり、場合によっては生命に関わる危険性も持っています。 アレルギー疾患に関する知識や情報を全職員が持っていることが重要です。
 - ・一時保護所の研修や会議の記録で、アレルギーに関する学習をしているか確認します。

評価項目Ⅱ-2-(5)

非行等の問題がある子どもに適切に対応をしているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	問題行動のある子どもの改善に向けて、一時保護所としての方針がある。	
Α	問題行動のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共	
	有化し、連携して対応している。	
	必要に応じて、所内各部門と協力し、対応している。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれも該当しない。	
その化	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆問題行動を起こす子どもは、一時保護に至るまでに、家庭内における様々な問題に直面してきており、行動原因の究明と改善に向けた適切な対応が必要です。
 - ・問題行動を起こす子どもについて、施設としてそれぞれの子どもに対応した一定の方針をもって対 処しているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆子どもの問題行動は具体的には、万引き、器物破損、他者への暴力的行為などの行動に表れますが、 このような行動に対して施設全体として取り組むことが、問題の早期解決と子ども本人の状況改善の 道筋となります。
 - ・問題行動への対応方法を、一時保護所として共有化しているか、問題行動が発生した場合の連携体制はどのようになっているかをヒアリングします。
 - ・会議等で問題や情報の共有化を行っているかを、会議録等で確認します。
- ◆子どもの問題行動として、破壊や暴力、万引きなど、地域に直接影響を与える可能性もあることから、日頃から地域社会との連携をどれだけとっているかも、一時保護所の取り組みとして重要です。
- ◆子どもの問題行動の内容、頻度によって、一時保護所だけで解決できない問題の場合、適切な処置や 対応について所内他部門に相談しているか、ヒアリングにより確認します。

評価項目Ⅱ-2-(6)

無断外出発生時の対応

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	無断外出に備え、マニュアルなどを用意して、捜査や連絡調整等について適切	
	かつ迅速に対応するように努めている。	
	無断外出中の行動について詳細に聞き取り、無断外出の背景を把握し今後の指	
Α	導に生かしている。	
	無断外出があった場合、面接や作文等による振り返りのプログラムが用意され	
	ている。	
	無断外出から帰った際の心身状態のチェックと所持品の点検については、本人	
	の了解を得て行っている。	
	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その化	也の工夫事例:	

- ◆無断外出の理由は、単に家に帰りたいと言うだけでなく、一時保護所の集団生活(人間関係)の軋 轢や疎外等様々です。また、最近は理由もない「遊び型」の無断外出も見られます。
- ◆無断外出を完全に止めることはできませんが、予防したり、発生した時の迅速な対応への準備について確認します。
- ◆帰ってきた児童については、しっかりと反省ができる対応とともに、今後につながる支援が具体的 に行われているかをヒアリング等により確認します。

評価項目Ⅱ-2-(7)

外国籍等の子どもに対して適切な配慮がされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。 宗教や文化(言語・表現・食事)、生活習慣、考え方の違いを認め尊重している。 宗教や文化、生活習慣の違いを他の子どもたちが理解できるよう配慮している。	
В	意志疎通が困難な場合は、個別な対応に配慮している。 Aの中でいずれか1つは該当する。	
C そのf	上記のいずれにも該当しない。 也の工夫事例 :	

《評価の視点・ポイント》

- ◆宗教や文化、生活習慣などの違いの尊重に、どのように取り組んでいるかについて評価します。
 - ・入所している外国籍の子どもの言語や宗教、文化、生活習慣、タブーについてどの程度知っている かを確認します。
 - ・文化や習慣の違いについて、意識しているか否かに関わらず、日本の習慣を強制してはいないか、 ヒアリングします。
 - ・宗教上の制約により食べられないものがある場合、どのような配慮をしているかヒアリングします。
- ◆異なった文化や生活習慣について、子どもにどのように説明しているか、また、子どもが偏見を持たず、興味や関心を示すようにするためにどのような取り組みをしているか、ヒアリングします。
- ◆子どもや保護者が日本語を理解せず、意思疎通が困難な場合にどのような対策を講じているかヒアリングします。
 - ・通訳などの福祉ボランティアの利用について確認します。

評価項目Ⅱ-2-(8)

幼児への対応

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。 幼児のサインへ適切な対応をするため、観察を重視し、代弁者たり得る対応を している。 会議等を通して幼児への対応の仕方を検討するとともに研修機会を設けてい る。 職員との愛着関係を育むため担当職員を決めスキンシップや一緒にいる時間を	
В	大切にしている。 Aの中でいずれか1つは該当する。	
C その(上記のいずれにも該当しない。 他の工夫事例:	

- ◆言葉が十分に発達していない幼児の行動で表すサインを適切に読み取れる観察力を職員が身につけ、対応しているかをヒアリングで確認します。
- ◆会議や研修を通して、幼児への対応の仕方を検討、向上させているかを記録や研修報告等で確認します。
- ◆安心、安定した生活をするためには、職員との愛着関係を形成することが大切です。そのための工 夫をヒアリングで確認します。

評価項目Ⅱ-2-(9)

子どもに対し必要な生活習慣の習得を援助しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。 発達段階に応じて、食事、入浴、排泄等基本的生活習慣が身に付く支援をしている。	
А	発達段階に応じて、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。	
	発達段階に応じて、必要な身支度、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
そのイ	他の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもの年齢や発達段階に応じた、生活技術の習得について支援がされているかを評価します。子ども一人一人の成長や発達の状況により、生活技術の習得目標レベルは異なるため、個々の子どもにあった指導が行われていることが重要です。
 - ・指導方法について、ヒアリングで確認します。
- ◆居室の整理整頓や清掃等について、ルールづくりや指導の工夫がされているかを、清掃当番表や生活 予定表などで確認するとともに、ヒアリングで実施状況について確認します。
- ◆身支度や身体の健康について、子どもの担当職員や養護に関わる職員が、日常生活の中で適切な指導を行っているかを、ヒアリングや一時保護所内見学時の職員と子どものやりとり等で確認します。

評価項目Ⅱ-2-(10)

入所が長期化する子どもへの対応

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	長期化に対応し、所内授業の工夫や学校と連携して学力が低下しないよう配慮 している。	
Α	長期化に配慮し、子どもの意見を反映した特別な個別援助プログラム(外出、 調理実習、手芸等)を作成し、閉塞感の緩和に努めている。	
	子どもに一時保護の長期化の状況を説明し、ある程度の現状認識や見通しがも てる努力をしている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その化	也の工夫事例:	

- ◆児童相談所の運営指針では、2か月以上の入所を「長期入所」としていますが、児童への影響を配慮して、ここでは1ヶ月以上の入所を「長期入所」と考えます。
- ◆一時保護の長期化による不利益を最小限にとどめ、目標を持って生活できるよう配慮しているかを確認します。
- ◆施設入所が必要な子どもたちにとって、各種施設の入所状況が厳しいため、一時保護所での生活の長期化が顕著で、子どもたちにとっても厳しい状況があります。
- ◆対応にも限界がありますが、限られた中でそれなりの工夫があるかを確認します。

評価分類Ⅱ-3 入退所時の対応と所内他部門の連携

《評価のねらい》

- ・一時保護所への入退所という、子どもにとって大きな精神的負担となる事態にたいし、それを軽減し、安心感を持って安定して生活を送れるよう、どう取り組んでいるかを評価します。
- ・入所中の児童相談所内での担当児童福祉司や児童心理司等、一時保護所以外の部門との 連携、チーム対応についても評価します。

評価項目Ⅱ-3-(1)

所内と他部門と適切な連携をとっているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	火の項目のうち全てに該当する。	
	必要に応じて、担当児童福祉司と密接な連携をとっている。	
Α	子どもの支援について、担当児童福祉司や児童心理司と協議を行い、必要な場合はチームで対応する体制ができている。	
	施設入所が必要な児童については、担当児童福祉司と連携して、施設や学校、 地域等の人間関係との分離不安に配慮している。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その	2の工夫事例:	

- ◆子どもの入所から退所に至るまで、担当児童福祉司と一時保護所は常に連携していくことが重要です。
 - ・児童福祉司との情報交換の頻度や内容をケース記録や日誌等で確認します。
- ◆子どもの支援の方向性などについて、児童福祉司や児童心理司と協議を行っているか、ケース記録やヒアリングで確認します。
- ◆施設入所は、転校や、友人との別れを伴います。新しい学校や新しい友人関係などに対する子どもの 不安を和らげるため、面接、カウンセリング等を児童福祉司と連携して行っているか、日誌、ヒアリ ング等で確認します。

評価項目Ⅱ-3-(2)

入所時に一時保護所の援助内容について子どもに判りやすいよう、工夫して説明されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	親しみやすい言葉かけをしたり、目線の高さを合わせて話をするなど、子ども の気持ちを理解し、共感するよう取り組んでいる。	
Α	一時保護所での生活について、リーフレット等を用いて、年齢や発達段階に応 じて説明をしている。	
	一時保護所の運営方針、援助方針とともに、面会、帰宅、外出、外泊等の規則 や衣服、玩具、学用品等の取り扱いについて、具体的に説明し納得してもらっ ている。	
	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その作	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもは一時保護に際し、児童福祉司から一時保護所の説明を受けていますが、一時保護所で生活することへの戸惑いや不安があります。その解消のためにも施設利用の説明は丁寧に行うことが求められます。また、入所について子ども及び家族が了解し、受け止められる説明がされていることが大切です。
- ◆保護による緊張や恐れを和らげるために、可能な場合、事前に見学を行ったときや入所時などに、子 どもが施設に早く慣れるような声かけなどをしているかをヒアリングし、評価します。
- ◆一時保護所での生活について、わかりやすく子どもに説明されているかを評価します。
 - ・生活のしおり、リーフレット等が準備され、内容が分かりやすいものかを確認します。
 - ・保護所での生活についてどのように説明されているかヒアリングで確認します。
- ◆保護所の運営方針や援助方針、生活上のきまりが、わかりやすく子どもに説明されているかを評価します。
 - ・生活のしおり、リーフレット等で運営方針や援助方針、面会、帰宅、外出、外泊等の規則や、家族 から子ども個人に渡された、物品等の取扱いについて、子どもに説明されているか、ヒアリングし 評価します。

評価項目Ⅱ-3-(3)

退所に向けての準備が適切に支援されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。 児童福祉司と連携をとりながら、子どもの適切な退所時期について常に情報交換している。	
А	施設入所が必要な子どもについては、一時保護所として、子どもと十分話し合うとともに必要な資料や情報提供をしている。	
	家庭復帰する子どもに対しては、子どもの気持ちの切り替えや家庭生活再開の 意識を高めていく支援につとめている。	
	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その作	也の工夫事例:	

- ◆子どもの退所の時期にあわせて、適切な援助がされているかを確認します。
 - ・退所に向けて個々の子どもに対し担当職員が決められ、相談に応じているかどうかを確認します。
- ◆入所する施設について適切な情報提供がされているかどうか確認します。
- ◆家庭復帰する子どもについて、本人の意思確認、家族の意思確認を担当児童福祉司と調整しながら、 適切に行っているかどうかを、ケース記録などで確認します。

評価領域皿 学習援助・教育への配慮

- ・学齢に達した入所児童は、一時保護所から学校へ通うことができないため、入所中の学習 の機会の確保は大きな課題です。また、学習活動はそれ自体が、意欲の向上や情緒の安定 にも大きく影響するので、生活プログラムの中でも重視すべき項目となります。
- ・この領域では、一時保護所入所児童への学習権の保障という視点から評価します。
- ・学習空間の整備状況や教材の有無や一人ひとりに応じたプログラムなどについて評価します。
- ・また、併せて幼児への保育活動についても評価します。

評価分類Ⅲ-1 学習権への配慮

《評価のねらい》

・子どもの安全の確保と落ち着いた環境の提供の観点から、一時保護所の生活の中で子どもが学校に通うことは基本的にはできません。現在、一時保護が長期化する傾向が続いており、子どもたちの学習権を最大限尊重することが必要になっています。子どもの学習権を尊重するために、どのような配慮がされているかを評価します。

評価項目Ⅲ-1-(1)

教育を受ける機会が確保されているか

- ◆学校と違い、理科室や音楽室等の専用教室を確保することは困難ですので、全く同様の科目を組むことはできませんが、小学生においては国語、算数、理科、社会の4教科が、中学生においてはこれに英語を加えた5教科の学習が保証されているか、時間割表で確認します。
- ◆学習権を保障するためには、生活を援助する職員だけでなく、教員の経験があったり、教員免許を持っている専任職員が指導することが必要です。実際に学習に携わっている専任職員の有無や人数について、ヒアリングで確認します。
- ◆一時保護所には、幅広い年齢層の児童が入所していますが、児童が一時保護所を出るときに困ることがないよう、その学年で学ばなければならない必要な学習に繋げるような指導の工夫がなされているか、ヒアリングで確認します。
- ◆授業を受けるスペースについても重要です。生活空間と別の場所に学習室が確保されていることはも ちろん、小学生低学年から中学生までの幅広い年齢層の子どもたちが学習するためには、ある程度の 年齢層に分かれたスペースが確保されているかどうか。実際に学習室を見て確認します。
- ◆保護期間が長期化していることもあり、中学生年齢の子どもの場合、在籍校の定期試験の時期に重なることがあります。この場合、在籍校と連携しながら、定期試験を実施し、不利にならないように配慮することが必要です。定期テストの実施方法等についてヒアリングで確認します。

評価分類Ⅲ-2 子どもに応じた学習支援

《評価のねらい》

・一時保護所に入所してくる子どもたちの学習の獲得レベルは、千差万別です。また、在籍校では子どもの獲得レベルに応じた指導を十分に受けられなかった子どももいます。一時保護所は学校と異なり、少人数での学習が可能なことから、その子どもに応じた学習支援を行うことで、分からないことを理解する喜びや問題を解くことができるようになった達成感等を子ども自身が獲得することができます。一人ひとりの子どもに応じた学習支援ができているかを評価します。

評価項目Ⅲ-2-(1)

カリキュラムやプログラムが整備されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
Α	次の項目のうち全てに該当する。 判定テスト等により、子どもの学習獲得レベルをチェックできている。 個々のレベルに応じたカリキュラムやプログラムが整備されている。 子ども一人ひとりの学習状況が記録され、糖員間で共有されている。	
B C	子ども自身の希望を取り入れた学習プログラムが組まれている。 Aの中でいずれか2つは該当する。 Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その	他の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもの学力を判定することは、一時保護所における学習の基本となるものです。今後の学習プログラムを講じるためにも判定テストが実施されているかどうか確認します。
- ◆一時保護所では学年の異なる子どもがある程度まとまって同じスペースで学習しています。 また、同じ学年でも子どもによって学習の獲得レベルは異なっています。個々のレベルに応じたカリ キュラム等が用意されているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆学校では同じ先生が継続して学習指導をしていますが、一時保護所の場合は、学習担当職員や児童指導員等が交代制勤務の中で指導しています。個々の子どもたちの毎日の学習状況を職員が共有するこ

評価項目Ⅲ-2-(2)

用具・教材が整備されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その作	也の工夫事例:	

- ◆一時保護所の入所に際して、勉強道具を用意してくる子どもはあまり多くありません。親と子どもの 関係によっては、自宅に取りに行くことが困難な子どももいますので、学年に応じた教科書が用意さ れている必要があります。実際の状況を学習室等で確認します。
 - ・学習に必要な子どもの文房具類がきちんと入所児童に手当てされているか確認します。
- ◆教科書だけでなく、ワークブックなども学習に必要なものです。様々な教材が用意されているか、実際の状況を学習室等で確認します。
- ◆学年が異なる子どもたちが同じスペースで学習することになるので、黒板に向かって教えるパターンよりは個別の課題プリントによる個別指導が必要になります。課題プリントの整備状況を実際に見て確認します。
- ◆子どもの自尊心に配慮した個別指導ができているか確認します。

評価分類Ⅲ-3 保育活動

《評価のねらい》

・一時保護所の幼児ブロックには、2歳から6歳までの未就学児が入所しています。幼児の発達 段階に応じて楽しく遊べるように工夫しているか、多様な保育メニューを用意しているかを確 認します。

評価項目Ⅲ-3-(1)

年齢に応じた保育活動を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	年齢に応じた保育を行っている。	
Α	戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。	
	職員や他の子どもとのふれあい遊びや模倣遊びを通して、情緒の育成を図り、	
	人との豊かなかかわりができるように配慮している。	
	楽しく遊ぶことができるよう心がけている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆年齢の異なる幼児に対し、どのような点に注意を払って保育しているかをヒアリングにより確認します。
- ◆屋外で自然の色やにおいを感じることは子どもの五感や好奇心の刺激となります。個々の子どもの体調や安全性に配慮したうえで、積極的に屋外に出るようにしているかを記録で確認します。どのくらいの頻度で出掛けているか、出掛ける場所や職員体制を確認し安全性への配慮も評価します。
- ◆どのような遊びを取り入れていくかなど、遊びの内容について職員会議などで検討し、職員間での意見交換を行っているかを会議記録で確認します。
- ◆子どもが遊ぶことに集中できるように心がけているかを、ヒアリングや実際に遊んでいる様子から評価します。

評価項目Ⅲ-3-(2)

遊具が整備されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
Α	次の項目のうち全てに該当する。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その何	他の工夫事例:	

- ◆子どもの好奇心を引き出し、喜んで遊べるようなものを選んでいるかを確認します。 また、おもちゃの購入頻度や購入のポイントをヒアリングで確認します。
- ◆子どもは絵本を読んでもらうことが大好きです。場面の切り替わりに絵本を利用したり、就寝前の クールダウンなどに意識して活用しているかをヒアリングにより確認します。また、子どもの興味 を満たすビデオ等が充分用意されているかも確認します。
- ◆子どもにとっては散歩だけでなく、園庭や室内の遊戯室等で思いっきり体を動かせることも必要です。そのためのスペースが確保されているか、遊具は充分に用意されているかを遊びの場面やヒアリングによって確認します。

評価領域Ⅳ 安全で快適な生活

- ・一時保護所で生活する子どもたちにとって、生活の安全性と快適性は欠かすことのできない大きな要素です。子どもが安全で安心して生活できる場とするために、生活のリズムを組み立てていく上での配慮や職員の対応が大切です。また生活の基本である住環境の整備や衣服、食事や行事などのプログラムの充実が重要です。
- ・この領域では、入所児童が安全で快適な生活を送るために、どのような配慮がなされているか、また必要な支援・サービスが提供されているかどうか等を評価します。

評価分類Ⅳ-1 適切・快適な生活への配慮

《評価のねらい》

・一時保護所は、子どもが安全で安心して生活できることを目的とした場であるため、自由に外出することができません。また、学習時間が設定されているため、自由時間も一律になってしまいます。このような制約された生活における自由時間の過ごし方について、子どもが一定程度、生活内容を主体的に計画し運営することは、単調になりがちな生活に潤いをもたらすとともに、生活への積極性を育む手助けとなります。

評価項目Ⅳ-1-(1)

子どものニーズに合わせた日課運営が行われているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。	
	Aの中でいずれか1つは該当する。 上記のいずれにも該当しない。	
そのイ	也の工夫事例:	

- ◆一時保護所の場合は、入所期間が短期間であり、その時によって子どもたちの顔ぶれが変わりますし、いつ退所するかも不確定な子どもも多いため、行事を企画する際に継続的に子どもを交えていくことはできません。そのような中でも子どもが楽しめる行事を企画しているか、その際には可能な範囲で子どもたちの意見も聴くように努力しているか確認します。
- ◆行事の実施にあたっては余裕をもって計画をたてているか、実施計画書等で確認します。
- ◆体調が悪かったり、精神的に不安定になったりしていて行事に参加することがかえってマイナスになる場合も想定されます。子どもの希望にすべて添える訳ではありませんが、状態を見極めた上で、無理な強制になっていないかをヒアリング等で確認します。

評価項目Ⅳ-1-(2)

行事・遊びなどの工夫がされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	夏のプール、遠足や七夕等、季節に応じた行事が用意されている。	
А	学齢児童に対しても、公園や体育館等で思い切り体を使って遊べるメニューが 用意されている。	
	図書やテレビ・ビデオ・CDカセット等を備え、子どもの希望や発達段階に応	
	じて、自由時間に使用・閲覧できるようにしている。また、トランプ、将棋、 ゲーム機等が用意されている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その付	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆自由な外出はできませんが、子どもが閉塞感や圧迫感を感じないように、季節に応じた行事を実施することが重要です。また、行事をとおして子どもの違う側面の観察も可能です。年間計画やヒアリング等でどのような行事が実施されているかを確認します。
- ◆読書やビデオ鑑賞、音楽鑑賞などは、子どもの生活の質を高め、余裕のある生活を提供します。一時 保護所内に図書やテレビ・ビデオ・CDカセット等が備え付けられているか、自由時間に使うことが 出来る状態になっているか確認します。
- ◆自由時間の過ごし方の中で、子どもたちにとってゲーム機は大変人気のある遊びです。子どもの希望に応じて使うことができるように用意されているか、確認します。ただし、テレビの視聴時間と同様に、ゲーム機の使用時間や使用ルール等を守ることは、子どもにとって絶対に必要なことなので、ルール等が明確になっているか、守らせるための工夫はどうしているか等をヒアリングによって確認します。

評価項目Ⅳ-1-(3)

子ども同士の関係づくりへの配慮がされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	居室を決める際には、年齢だけでなく、子どもの状況に配慮するとともに、子 ども同士の関係性を見極めながら適時適切に居室変更を行っている。	
Α	学習場面での机の配置について、学年だけでなく子ども同士の関係性を考慮して になる である である である である でん でんしょ といる でんしょ といる でんしょ といる でんしょ といる でんしょ といる でんしょ といる	
	子ども同士のいじめやトラブルが生じないように、自由時間にも必ず職員が様子を見て確認している。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
そのイ	他の工夫事例:	

- ◆居室をどう組み合わせるかは子ども同士の関係に大きな影響を与えます。入所当初は子どもの状況を 配慮しながらもある程度年齢で決めていく部分がありますが、ある程度の期間を経た後には、子ども 同士の関係性を考慮した上での部屋替えが必要になります。また、その後も適宜、全体のバランスも 配慮しながら、適切な部屋割に努めているかどうかをヒアリングで確認します。
- ◆起きている間に一番多く一緒にいるのは学習場面です。学習場面は男女が一緒であり、学年も近い子どもたちで構成されていることから、子ども同士の関係への配慮が必要です。座席の決め方について、工夫している点についてヒアリングにより確認します。
- ◆一時保護所の中では子どもたちの距離が近いために、トラブルが発生しやすい状況になりがちです。 子ども同士の良好な関係を維持するために、職員が常に様子を観察していることが必要になります が、気をつけている点や課題などについてヒアリングにより確認します。

評価分類Ⅳ-2 いきいきと遊べる空間の確保

《評価のねらい》

・一時保護所は、子どもが安全で安心して生活できることを目的とした場であるため、基本的には外出することができません。公園への散歩や行事など様々な工夫をしていますが、一時保護所内部で生活することが基本となるため、内部でいきいきと遊べる空間を確保することが必要になります。子どもが閉塞感に陥らないような環境が整備されているかを評価します。

評価項目Ⅳ-2-(1)

園庭の確保、部外者からのプライバシーの保護等について配慮されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	体を思いきり動かすことができる園庭等が整備されている。	
Α	園庭が通行者等から見られないような工夫がされている。	
	一時保護所内で楽しめるような遊具が用意されている。	
	雨天のときに室内で遊べるようなスペースが確保されている。	
В	Aの中でいずれか2つは該当する。	
С	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その	也の工夫事例:	

- ◆在宅のときに比べて子どもの行動範囲は非常に狭まっています。一時保護所での生活が長引く傾向が 続いており、子どもの閉塞感も強まってきます。その解消のためにも体を思い切り動かすことができ る空間が必要であり、園庭のスペースや遊具等を実際に見て確認します。
- ◆入所中の子どもの安全を確保するためには、園庭で遊んでいる様子を外部から見て子どもが特定できるようなことがあってはなりません。そのための工夫がどうされているかを実際に見て確認します。
- ◆鉄棒やバスケットゴール等、園庭で遊ぶための遊具が確保されているかを確認します。
- ◆梅雨時や秋の長雨等のときには公園や園庭で遊ぶことが出ない期間が長引きます。そのときには室内であっても充分に体を動かして運動できるスペースが必要です。スペースが確保されているか、室内用の遊具が用意されているかを確認します。

評価分類Ⅳ-3 快適な生活が営まれる住環境への配慮

《評価のねらい》

- ・一時保護所は子どもにとって生活の場です。快適な住環境への配慮やプライバシーへの配慮が しっかりなされているかを、主にハード面から評価します。
- ・施設が老朽化しているなど、ハード面で不備が見受けられる一時保護所についても、室内の清掃や整理整頓、可能な範囲でのメンテナンスが行われ、入所している子どもが快適に過ごすことができているかを評価します。

評価項目Ⅳ-3-(1)

快適な生活が営まれるような住環境(清潔さ、採光、換気、照明等)への配慮がなされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。 共有スペース、個人のスペースとも、常に清潔に保たれている。 共有スペース、個人のスペースとも、換気、温度、採光、照明等への配慮がな されている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その作	他の工夫事例:	

- ◆子どもにとって一時保護所は短期間であっても日常生活の場です。また、在宅では劣悪な住環境に 置かれていた子どもも少なくありません。清潔さ、温度、採光・照明など、快適な住環境が確保さ れていることが重要です。
 - ・評価者自身も自分が実際に毎日生活することを想像し、温度は適切かや不快なにおいはしないか 等を自身の五感で受け止めながら一時保護所を見ましょう。
 - ・築年数が新しいか古いかのみにとらわれず、隅々まで清掃が行き届いているかどうかなどを目で 確認するとともに、快適さを保つために工夫している点を聴き取ります。
 - ・個人スペース・共有スペースの清掃頻度や方法についても、聴き取りをしながら取り組みの様子 を把握します。

評価項目Ⅳ-3-(2)

必要に応じてプライバシーが守れる空間を確保できるような工夫がされているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
Α	共有スペース、個人スペースとも個人のプライバシーは守られている。 個人のスペースには、必要最小限の私物持込みができるよう配慮されている。	
	家族や学校の先生との面会等ができるスペースが確保されている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例:		

- ◆集団で生活することになる一時保護所においては、個人の「尊厳を守る」視点から、日常生活の中で 子ども個々人のプライバシーを確保するための工夫・取り組みが重要となります。
 - ・居室は少人数の定員となっているか、年長児童に対しては、個室化などの配慮をしているか、一時 保護所内を見学しながら自分の目で確認することが必要です。
- ◆一時保護所は、短期間であっても子どもにとっては日常生活の場であり、集団生活の限界はあるものの、家での生活に近い快適性が求められます。
 - ・個人のスペースにどこまで私物を持ち込めると決めているのか、また、そのことを子どもにどう伝 えているか聴き取りを行います。
 - ・個人のスペースの広さは一時保護所により異なりますが、それぞれの一時保護所の設備やスペース、他の子どもとの関係も勘案して、私物を最大限持ち込める工夫をしていれば可とします。
- ◆入所している子どもにとって、家族や学校の先生との面会は、これからの生活を考えたり、通えていない学校の状況を知る上で大切です。他の子どもに気兼ねなく自由にできるスペースが確保されていることが大切です。
 - ・居室以外のどのスペースで面会することができるのか、また実際の利用頻度等の聴き取りを行います。
 - ・他の子どもに対してプライバシーを守る観点から、個別に扉のついた部屋を利用できるようにする など、配慮している点を聴き取りにより確認します。

評価分類Ⅳ-4 食事の工夫

《評価のねらい》

- ・一時保護所の生活の中で、食事はもっとも大きな楽しみといえます。また、家庭では食事を与えられていなかったり、家族団らんの中で食事をすることができなかった子どもも多くいます。
 - 一時保護所においては3食の食事が提供されているだけでなく、疾病やアレルギー等に配慮した 食事の提供、好みに配慮した食事の工夫などが行われているかどうかを評価します。

評価項目Ⅳ-4-(1)

個々の子どもの心身状態に合わせた食事提供を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
Α	年齢や体調、疾病やアレルギー等に配慮した食事を提供している。	
	好き嫌いをなくす工夫や子どもの好みなどを献立に反映させている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その作	也の工夫事例:	•

- ◆年齢や体調・体質等に配慮しながら、食事の提供が行われているかを評価します。
 - ・食事の内容について、献立表が作成されているかどうか確認します。
 - ・年齢にあわせて、食材を食べやすく(肉に切り込みを入れる、硬いものは小さめに切る)調理しているかを、食事の場で実際に確認します。
 - ・食物アレルギーのため除去食療法を行っている子どもには、除去すべき食物の混入を防止するため、材料票や調理手順を確認しているか、提供時に別トレーにするなど、誤食を防止する工夫がどうされているか、ヒアリングや帳票等により確認します。
 - ・体調の悪いときや疾病時には、おかゆ等を供するなど、子どもの体調に柔軟に対応しているかどうかを、ヒアリングで確認します。
- ◆にんじんやピーマンなど子どもが苦手とする食材について、小さく切ったり、好きなものに混ぜるなどの工夫をしているか、ヒアリングにより確認します。

評価項目Ⅳ-4-(2)

食事を楽しめるような工夫や子どもの好みを献立に反映させているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
_	子どもの食事の好みを、アンケート調査などの工夫で献立に反映させている。	
A	食事は温かいものは温かく、冷たい物は冷たくした状態で提供されている。	
	旬の食材を取り入れ、誕生会や行事等には特別なメニューを出している。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その	他の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆一時保護所において食事は子どもにとってもっとも大きな楽しみであり、また家庭では充分にできて いなかった食習慣を身に付けるという要素もあります。そのために献立や栄養のバランスだけでな く、食事を楽しめる環境づくりがなされているかどうかも評価します。
 - ・献立については、定期的な嗜好調査やアンケート調査を行い、実際に献立に反映させているかどう かを、アンケート結果や献立表などで確認します。
- ◆食器は、材質は壊れにくいプラスチック製だけではなく、陶器等も使用しているか、確認します。 また、食事は最初から盛り付けられたものがトレーで配られるのではなく、家庭と同じように一人ひ とりその場で盛り付けがされているか、訪問調査時に確認します。
- ◆面会等で食事時間に遅れた場合でも、同じ内容の献立が適切な状態で供されているかどうかを、ヒア リングにより確認します。
- ◆七夕会、夏祭り、年末お楽しみ会等の行事の際には、バイキング形式等の特別なメニューが提供され ているかヒアリングにより確認します。

評価項目Ⅳ-4-(3)

個々の子どもの発達段階に合わせて必要な食事習慣を習得させているか。

		判断基準	評価 (A・B・C)
	次の	項目のうち全てに該当する。	
		一般的な食習慣を身に付けるため、食事時間が適切な時間に設定されている。 (夕食は6時以降等)	
Α		はしの使い方など、発達段階に応じて習得させている。	
		年齢に応じて、調理・配膳・片づけなどに関わらせている。	
		一週間のうち2回以上、手づくりのおやつが提供されている。	
В	$A \mathcal{O}$	中でいずれか2つは該当する。	
O	$A \mathcal{O}$	中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
スのん	#1 AD T	- 丰東例:	

ての他の工大争例:

- ◆子どもの年齢や発達段階に応じた食習慣の習得を目的とした、適切な指導が行われているかを評価し ます。
 - ・食事時間が一般的な家庭と同様の設定になっているか、また、夕食から朝食までの時間が長すぎな いかなどを確認します。
- ◆食事の技術の習得は、マナーとしても大切です。
 - ・幼児に対して、はしの使い方について適切な指導が行われているかを、ヒアリングや訪問調査時の 食事時に確認します。
- ◆家庭的な生活習慣を食生活の中に取り入れているかを評価します。
 - ・片付け、配膳について、年齢に応じた「お手伝い」を習慣付けているかなどを、日誌、当番表、ヒ アリング等により確認します。
- ◆一時保護所で提供する食事には、調理済冷凍食品は使用しないようにしています。これは家庭的な手 づくりの食事を提供することが大切であることとアレルギーの子どものことを考慮しているからで す。調理済冷凍食品を安易に使用していないか、手づくりのおやつが適宜提供されているか、献立表 やヒアリングにより確認します。

評価分類Ⅳ-5 衣服の着用と管理

《評価のねらい》

・自由に外出することのない一時保護所の生活の中では、衣類も家庭内で生活する服装が基本となります。私物を使用することもできますが、新しく補給することは困難ですので、大多数の子どもは一時保護所で用意した衣服を利用することとなります。それらについて、子どもの好みを尊重しているか、気候に合わせた衣服を用意しているかなどを評価します。

評価項目Ⅳ-5-(1)

必要な衣習慣の習得を援助しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
そのイ	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆子どもによっては、清潔で充分手入れされた衣服を与えられていない場合もあります。自分の発達段 階にあった清潔な衣服を用意する必要があります。
- ◆子どもの年齢や発達段階に応じて、限られた範囲であっても、子どもの好みに合わせた衣服を個人に 用意しているかを確認します。
- ◆気候などに配慮できる習慣を身につけさせるよう指導しているか、確認します。
 - ・気候にあった服装や清潔に保たれた服装をしているかを確認します。

評価項目Ⅳ-5-(2)

衣服の管理の習得を援助しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
^	下着の洗濯やたたみができるよう指導している。	
A	個々の収納スペースを確保し、「自分の服である」という所有感を持たせるとともに、 衣類の整理、保管などについて自己管理ができるように援助している。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その作	也の工夫事例:	

- ◆子どもの年齢や発達段階に応じて、自己の衣服類の管理を適切に行うよう指導しているかを評価します。
 - ・学童は、下着の洗濯や衣類たたみを自分で行っているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆個人用のたんす類が備え付けられ、年長児は整理整頓を自分で行っているか、ヒアリングにより確認 します。

評価分類Ⅳ-6 適切な入浴

《評価のねらい》

・一般に子どもたちは、幼児、学童を問わず体を動かすことが多く、たくさん汗をかきます。 在宅のときには適切な入浴機会が与えられておらず、皮膚疾患や頭じらみ等の症状を呈して いる子どももいます。一時保護所に入所した子どもたちは、適切に入浴する機会が与えら れ、身体の清潔に心配りができる生活を保証することが必要です。

評価項目: Ⅳ-6-(1)

入浴の時間・回数、安全面の配慮等は適切に行われているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。 毎日入浴できる、または入浴日以外でも子どもの希望により毎日でも入浴や シャワー浴ができる。	
	子どもの年齢に応じて、安全に入浴できるよう職員の体制が整えられている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その	他の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆入浴の時間や回数に関し、子どもの希望にどの程度応えようとしているかを確認します。
 - ・清潔さを保つ観点から、汗をかいた状態で就寝することのないよう、毎日入浴できているか、少なくとも子どもの希望に応じて入浴やシャワー浴が出来るように配慮しているか、ヒアリングにより確認します。
- ◆不慮の事故が起こりやすい入浴場面では、子どもの年齢に応じて安全面に配慮しているかを確認します。
 - ・一人での入浴が困難な幼児については、職員が一緒に入浴するか、入浴の介助を行っているかヒア リングにより確認します。

評価項目: Ⅳ-6-(2)

入浴に関して、子どもの自尊心やプライバシーに配慮しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
А	脱衣は必ず、ドアやカーテンを閉めた浴室内の脱衣所で行われている。	
_	希望があれば個別入浴に対応している。	
	年齢により入浴時間等の配慮を行っている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その化	也の工夫事例:	

- ◆思春期の子どもや身体的に事情のある子どもにどのような配慮をしているかを評価します。
 - ・脱衣が異性や職員の視野に入らないように、専用のスペースがドアやカーテンで確保されているか を確認します。
- ◆個々の体調や対人関係に配慮の必要な子どもに対し、個別の入浴を許可しているかを評価します。
 - ・生理時や身体面で、他の子どもと一緒に入浴を希望していない子どもに対し、個別の入浴を許可しているかをヒアリングで確認します。
- ◆子どもの成長や生活時間を配慮した入浴時間の設定になっているかを評価します。

評価分類Ⅳ-7 安心できる睡眠の確保

《評価のねらい》

・一時保護所に入所している子どもたちの中には、虐待を受けていた子どもも多く、入眠時に過去 の体験を思い出して寝つけなかったり、泣き出す場合があります。また、寝入った後でも怖い夢 を見たり、うなされたりして起きてしまう場合もあります。職員が付き添って安心させて寝かし つけるなど、愛情あふれたきめ細かな対応が必要になります。

評価項目: Ⅳ-7-(1)

夜間の不安やぐずり等に対して適切に対応しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	入眠時に不安や不眠を訴えた子どもに対しては、職員が付き添って話しを聞い たりしながら寝かしつけるようにしている。	
Α	定期的に寝ている状況を観察し、起きている子どもに対しては声かけしながら 状況を観察し、必要な対応をしている。	
	必要に応じて、夜間のトイレ等に付き添って声かけ等を行っている。	
	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その化	也の工夫事例:	

- ◆入眠時の対応について子どもの希望にどの程度答えようとしているのかを確認します。
 - ・子どもの状況によっては、寝付くまでそばにいてほしいとか、話しを聞いてほしいとか希望する場合があります。他の子どもたちの入眠状況等、全体の状況を把握しながら個別の希望にどう答えているのか、ヒアリングにより確認します。
- ◆子どもたちは入眠後もうなされたり飛び起きたりすることも多くあります。同室で付き添っていなくても、子どもたちの様子を定期的に観察したり、子どもに動きがあったときには機敏に対応できる体制が必要になります。
 - ・職員が一晩中寝ずに付き添う、いわゆる夜勤体制にはなっていない現状の中で、どのように対応しているのか、ヒアリングにより確認します。

評価分類Ⅳ-8 適切な排泄指導

《評価のねらい》

・一時保護所に入所している子どもたちのうち、幼児について大多数が排泄が自立していず、紙おむつを着用しています。入所後に発達に応じて排泄の自立に向けた指導を行っています。また、学齢児童についても、自立していずにおむつを着用する子どもや、夜尿してしまう子どももまれにいます。子どもたちの自尊心を傷つけないような配慮が必要になります。排泄についてどう指導しているのか確認します。

評価項目: Ⅳ-8-(1)

おむつ着用児や夜尿児童への配慮、プライバシーの配慮がされているか。

		判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該	当する。 ・着用する場合については本人が十分納得するよう話し合っ	
		子どもに分からないように、風呂場の脱衣室等で着脱させ	
Α		低については、予防のために夜中に定期的に起こすなどの支にた、してしまったときには、他の子どもに分からないよう 当等をしている。	
	幼児については就寝 替えをさせている。	夏中も職員が常に確認して、おむつから漏れていた場合は着	
	幼児のうち排泄が自 ど、自立に向けた指	日立できそうな子どもについては、昼間は布パンツにするな 一導が行われている。	
	Aの中でいずれか2つは		
С	Aの中でいずれか1つは	該当する、または全く行っていない。	
その化	2の工夫事例:		

- ◆学齢児童でおむつをすることは自尊心を非常に傷つけることになります。どうしても着用しなければならないときでも本人と話し合い、納得した上で着用させているかヒアリングにより確認します。また、着脱の際も他の子どもの目に触れないような場所で行っているか確認します。
- ◆排泄自立のための指導も必要であり、就寝時の排泄指導はもとより、夜中も決まった時間に起こして トイレに誘導するなどの指導も必要になります。また、夜尿した場合でも他の子どもの目に触れない ように処理するなどの配慮が必要であり、どのように行っているのかヒアリングで確認します。
- ◆幼児については自立に向けた指導をどう行っているかを確認するとともに、就寝中におむつから尿が 漏れたままにしておかないことも必要です。
 - ・職員が一晩中寝ずに付き添う、いわゆる夜勤体制にはなっていない現状の中で、どのように対応しているのか、ヒアリングにより確認します。

評価領域 V 施設運営

- ・子どもが安全で安心に生活できる状況をつくるためにも、また子どもへの安定した支援を 行うためにも、一時保護所という施設の運営面についての評価をすることが必要です。
- ・この領域では職員の人材育成の視点や危機管理の視点など、一時保護所として質の高い支援を行うために必要とされる施設の運営面について評価します。
- ・また、関係機関との良好な関係やボランティアの受入などの外部との連携についても評価します。

<u>評価分類 V - 1 職員間の情報共有・連携</u>

《評価のねらい》

・保護所の業務はシフト勤務ということもあり、職員間の情報共有の不徹底がその後の援助に支 障をきたすことが少なくありません。その点で一時保護所の運営において職員間の情報共有に 関する工夫が他の職場にも増して求められます。

業務日誌、経過記録、児童観察記録、連絡帳等の様々な記録について、職員間で共有化されていることが必要です。

評価項目 V - 1 - (1)

子どもへの支援内容や対応方法が共有化されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
	係会議が定期的に行われている。	
Α	すべての職員が、業務日誌等で支援に必要な情報を職員間で共有する工夫がされている。	
	日々の業務の引き継ぎが適切に行われている。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その何	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆定例的な係会議を開催し、一時保護所の運営状況を係全体で確認するとともに、課題の解決に向けて 全員で取り組んでいるか、その姿勢を評価します。
- ◆一貫した子どもの支援を行うには、子どもに関する情報が職員間で共有化され、活用されていること が必要です。
 - ・子どもへの支援上必要な情報は、業務日誌等で記録され職員が共有できる状態にあるか確認します。日々の引継ぎの際には、入所児童の状況、学習時間中の様子、具体的な対応について、学習指導員等も含め職員間での情報共有がされているか確認します。

評価項目 V - 1 - (2)

児童相談所内の児童福祉司等他の職種との連携が図られているか

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。 担当の児童福祉司が、適時適切に一時保護所と連携しながら児童の支援にあ たっている。	
A	必要に応じて医学的診断や心理学的判定を受け、日常の支援に生かしている	
В	児童精神科医との日常的な連携が取れている。 Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その化	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

◆児童相談所は、多職種の職員が多角的・総合的に児童の課題に対応し、解決していく組織体である。 具体的には、児童福祉司、児童心理司、保育士、医師、看護師、保健師、事務担当などがおり、それ ぞれが有機的に連携して課題に対応しています。

この項目では、一時保護所に入所している児童の支援に、児童相談所の他部門の職種の職員がどのように連携しているかを評価します。

評価分類 V-2 職員の技術の向上、人材育成

《評価のねらい》

- ・一時保護所の運営においては、入所児童一人ひとりの個性や状態に合わせた支援を行う「個別化」と、いつ誰が行っても同じ水準のサービスが提供できる「標準化」を図ることが必要となります。
- ・ここでは「標準化」を支える支援技術「スキル」の向上と「一貫性の確保」の取り組みについて、十分な仕組みが作られているかを評価します。
- ・また、研修等を通じてレベルを高める取り組みがどのようになされているかを評価します。

評価項目 V - 2 - (1)

職員のスキルの段階にあわせて計画的に技術の向上に取り組んでいるか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	次の項目のうち全てに該当する。	
_	職員参加により、定期的(年1回以上)に、自己評価を行っている。	1
Α	質の向上を図るための会議・勉強会が開かれている。	1
	必要に応じて外部から援助技術の評価・指導等を受ける仕組みがある。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その	他の工夫事例:	

- ◆まずは一時保護所内で、援助技術のレベルの確認・チェックを定期的に行うことが求められます。
 - ・個々の職員について、職員参加により援助技術の評価を行う機会が定期的に設けられているかを確認します。
 - ・評価にあたっては、職種別、経験年数別等により目標を定め、到達度を評価しているかどうかを確認します。
- ◆一時保護所の運営にあたって工夫・改善した良い事例について、どのように共有化を図っているかを とらえます。
 - ・個人あるいは集団での援助技術を向上させるためには、事例研究会、勉強会等の開催が有効です。 定期的に開催されているかどうか、また不定期の場合、実際の開催状況を聴き取り、必要に応じて 開催できる体制が整えられているか確認します。
 - ・それらを踏まえて、一時保護所運営の質の向上や改善のための具体的取り組みが図られているかを 確認します。
- ◆高度化する専門技術に対応していくためには、福祉系大学や専門機関、先進施設における先端技術を 習得できる仕組みが重要です。
 - ・必要な時には外部の専門家などの支援が受けられるよう、専門機関や他の施設との連携が図られているかを確認します。

評価項目 V - 2 - (2)

職員・非常勤職員の研修体制が確立しているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。 内部研修が定期的(年2回)に実施され、職員・非常勤職員とも必要な職員が 必ず受講できる。	
A	施設外の研修会、大会等への参加、他の福祉施設での実地研修等が積極的に行われている。 研修の成果について、受講者が発表し、他の職員にフィードバックするなどの工夫がされている。	
В	職員の研修ニーズにも配慮し、研修担当者が研修計画を作成している。	
С	施設としての研修計画を作成しておらず、取り組みが不十分である。	

《評価の視点・ポイント》

- ◆職員の資質向上のためには、実務を通じて経験を重ねるだけでなく、適宜、一時保護所を運営する手 順や理論などを再確認したり、新しい援助技術を学ぶ機会を設けることが必要となります。ここで は、職員の能力向上の取り組みとしての研修について評価します。
- ◆研修は計画的に行われることが必要です。そのためには、研修計画が作成されていることが必要で
 - 研修計画を書面で確認し、
 - ①職場で研修担当者が選任されているか
 - ②目的、対象、実施時期、などが明確にされているか
 - ③0JT、0ff-JT、SDSの3つのタイプの研修が体系的に確立されているか
 - ④職種、経験年数別等、具体的に策定されているか などをとらえます。
 - ・また、研修計画の策定にあたって、どのように各職員のニーズを把握しているか確認します。
 - ・職員に多くの仕事を経験させるように、人材育成計画に基づいて、定期的に職務の異動を行ってい るか(ジョブ・ローテーション制度など)確認します。
- ◆経営責任職、運営責任職等が人材育成の必要性を十分理解し、研修体制を支援する仕組みが整えられ ているか評価します。
 - ・内部研修の実施、外部の研修会・大会等への参加の状況など、具体的な取り組みを聴き取って確認
- ◆研修計画に沿って職員研修を行うだけではなく、研修成果を評価する仕組みや、職場外研修を受講し た職員が研修成果を職場へフィードバックする方法や仕組みが確立されていることが大切です。
 - ・研修効果の測定が行われているかどうかを記録等により確認します。
 - ・外部研修等に参加した職員が研修成果を一時保護所内で活かすための仕組みについて具体例などを 聴き取って確認します。
- ◆研修の成果を検証し、見直しをすることも重要です。
 - ・研修の成果や実施経過についての評価がいつ、どのように行われているか、必要な軌道修正が行わ れているかを聴き取り、見直しの仕組みが確立されているか確認します。

《工夫事例》

- ・研修推進委員会等を設置し、職員ニーズの把握や研修を体系的に進める体制を整えている。
- ・一時保護所の研修計画を評価するチェックシート・個人の研修成果を評価するチェックシートを作成 し、研修計画の見直しや個々の職員の取り組みを評価し、課題を明確にしている。

評価分類 Ⅵ - 3 健康管理・安全管理

《評価のねらい》

・健康管理、安全管理はそれぞれ性質が異なるものの、非常に重要な観点であり、家族の関心も高いものです。子どもの健康管理のための取り組みが適切になされているか、感染症予防などの衛生管理は適切に行われているか、事故や災害への対策や対応が適切に取り組まれているか、などの側面から評価を行います。

評価項目 V - 3 - (1)

子どもの健康管理は、適切に実施されているか。

		判断基準	評価 (A・B・C)
	次の	項目のうち全てに該当する。	
		入所時の子どもの健康状態について的確に把握している。	
А		一人ひとりの子どもの健康状態を把握するよう努めている。	
^		医薬品や医療器具が準備され、適切に管理されている。	
		既往症について保護者及び関係機関から情報を得られるように努め、対応を関	
		係する職員に周知している。	
		中でいずれか2つは該当する。	
С	$A \mathcal{O}$	中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
その	也のコ	□夫事例:	

- ◆子ども一人ひとりの健康状態を把握するために、どのように取り組んでいるかをとらえます。
 - ・入所時の健康診断により、子どもの健康状態について、的確に把握しているかどうか、記録等を確認し評価します。
 - ・子どもの健康状態について、食事、入浴時等日常生活の中で把握しているかを日誌等により確認し 評価します。
- ◆子どもの健康管理に必要な医薬品、診療材料、医療器具などが準備されているか、また、期限切れが生じていないか、衛生的な管理がなされているかを確認し、評価します。 ◆既往症について情報を入手しておくことは、緊急時などの対応に役立つことから、保護者や関係機関
- ◆既往症について情報を入手しておくことは、緊急時などの対応に役立つことから、保護者や関係機関などから入手するとともに、子どもに対応する職員にその内容を周知しているかを確認し、評価します。

評価項目 V-3-(2)

衛生管理や感染症対策が適切に行われているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	マニュアルは職員参加により定期的(<u>最低</u> 年1回)に見直しを行っている。	
А	感染症の発生時の対応について、子どもへの対応方法や配慮事項を全職員が共	
_	有している。	
	マニュアルの内容を全職員が共有するため、定期的な研修の実施などの具体策	
	を講じている。	
В	衛生管理、感染症防止に関するマニュアルがある。	
С	衛生管理、感染症防止に関するマニュアルがなく、取り組みが不十分である。	
その化	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆入所児童の快適な生活確保のためには、病気にかからないよう、施設・設備等の衛生管理に加え、子どもの生活場面及び職員の援助場面での衛生管理などが必要です。
 - ここでは、衛生管理や感染症対策が適切に行われているかを評価します。
- ◆衛生管理、感染症対策は、全ての職員が統一的な対応が行えるよう、組織全体で取り組むべきものであり、そのための「マニュアル」整備が最低条件になります。
 - ・「マニュアル」には以下の項目が必要です。

【衛生管理マニュアル】

- ①調理関係の衛生管理
- ②浴室、トイレ、洗面所、洗濯室等の衛生管理
- ③寝具等の衛生管理
- ④給排水、換気、空調設備等の衛生管理
- ⑤ごみ処理等における衛生管理
- ⑤日常的及び定期的に点検すべき項目(点検表)
- ⑥衛生管理体制(責任者、担当者)

【感染症マニュアル】

- ①感染症の基礎知識 (定義、類型、感染源・感染経路等)
- ②感染症予防策(利用者・職員)(標準予防策:スタンダード・プリコーションに準拠)
- ③感染症防止体制 (責任者、担当者) ④感染症発生時の対応
- ◆立派なマニュアルを作成していても、その内容を職員が理解し、マニュアルに基づく対応が行われていなければ、何の意味もありません。そのためにどのような具体策がとられているかを確認します。
 - ・マニュアルの配布状況 (誰が持っているのか) 確認します。
 - ・マニュアルの置き場所を確認するとともに、職員の周知度を確認します。
 - ・研修の回数、内容、対象者等を確認します。
 - ・その他の取り組みについても、実施状況のわかるものを提示してもらいます。
 - ・マニュアルの内容を職員に質問し、理解度を確認します。
 - ・マニュアルの内容は、入所児童に関わる職員のみならず、事務職等も含めた全職員が把握しておく 必要があります。把握状況を職員から聴取します。
 - ・必要な物品がすぐ使えるように準備されている。
- ◆施設独自のマニュアルではなく、既存のものを活用することも1つの方法ですが、施設・設備等の状況、入所児童の状況等により対応策は自ずと変わってきます(独自のマニュアルの場合も同様)。 自施設にあったより良いマニュアルにしていくためには、定期的な点検・見直しが必要です。
 - ・見直しの時期、内容、参加者を記録等で確認します。

評価項目 V - 3 - (3)

職員のメンタルヘルスへの対応が適切に行われているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
А	次の項目のうち全てに該当する。	
В	Aの中でいずれか1つは該当する。	
С	上記のいずれにも該当しない。	
その	也の工夫事例:	

《評価の視点・ポイント》

- ◆近年の一時保護所は、虐待を受けた児童や非行の児童など処遇困難なケースが増え、職員に対する 児童からの暴力や備品の破壊などが発生しており、職員のストレスも非常に高まっています。 そのため、処遇困難な児童へ組織的に対応し、職員個人の負担を軽減しているかを評価します。
- ◆市役所で設置しているメンタルヘルスを扱う「こころの相談室」が、職員にどの程度認知されている か確認します。
- ◆メンタルヘルスを理解するために、職員に対してどのように研修が実施されているか確認します。

評価項目 V - 3 - (4)

安全管理のマニュアルがあり、事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	マニュアルは職員参加により定期的(最低年1回)に見直しを行っている。	
	緊急連絡体制が確立している。	
Α	通報や連絡体制の予行演習、地域の避難場所等への誘導などの訓練を定期的	
	(月1回以上)に実施している。	
	職員が救急救命法を身につけている。	
	救急薬品やAEDが設置され、すぐ使用できる状態になっている。	
	事故や災害に適切に対応できる具体的なマニュアルを作成している。	
	事故や災害に適切に対応できるマニュアルがなく、取り組みが不十分である。	
その作	也の工夫事例:	

- ◆事故や災害のマニュアルを備えているだけでなく、内容が全職員に周知されていることが必要です。
 - ・マニュアルに記載されている内容を確認し、予想される事故や災害への対応についてもれがないかを評価します。
 - ・マニュアルについては、健康上配慮すべき子どもたちの誤薬による症状悪化や、アレルギー疾患のある子どもたちのアナフィラキシーショックなどの想定をしている具体的なものか、確認します。・マニュアルをどのように職員に周知しているかをヒアリングします。
- ◆緊急連絡体制について、掲示または文書の有無を確認し、いつでも、誰もが見られるようになっているかを確認します。
- ◆事故や災害に備え、様々な事態を想定した訓練を日頃から行っていることが大切です。
 - ・防災・避難訓練の実施頻度、内容について訓練記録により確認し評価します。
 - ・訓練内容には、通報連絡の訓練や、地域の避難所への誘導訓練が含まれているかを確認します。
- ◆出来るだけ多くの職員が繰り返し救命救急法について学習し、身につけていることが重要です。

評価項目 V - 3 - (5)

外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	不審者の情報が関係機関、近隣住民等から得られるネットワークができてい	
Α	る 。	
	不審者等の侵入防止策(出入り口の施錠等)が講じられている。	
	不審者等に対する緊急通報体制が確立されている。	
В	外部からの侵入者対策マニュアルが作成されている。	
С	外部からの侵入者対策マニュアルがなく、対策が不十分である。	
その化	他の工夫事例:	

- ◆地域で犯罪や子どもに関わる事件が発生した場合は、外部からの出入りについて細心の注意をすることが必要です。情報を速やかに得るため、関係機関や地域住民とのネットワークについて確認します。
 - ・各区の警察及び地区の派出所や学校との連携がとれているかについてヒアリングします。
- ◆不審者が侵入した場合、警察や近隣に対する通報体制を確立していることが重要です。
 - ・不審者侵入時の通報体制がどのようになっているか、また、通報訓練や避難訓練の実施について、 訓練実施記録の参照やヒアリングにより確認します。
 - ・不審者の侵入経路は予測が出来ないため、あらゆる場面を想定した避難訓練、通報体制ができているかを確認します。
 - ・出入口に門扉があり、施錠が出来る、センサー等が取り付けられ、警備会社等への非常通報システムがある、など確認します。
 - ・宿直の業務員が勤務していて、非常ボタン等で他職員に通報するシステムがあるなどを確認します。
- ◆侵入防止対策についての日頃の取り組みを確認します。
 - ・侵入防止対策のマニュアルがあるかどうか確認します。
 - ・侵入防止策が講じられているかどうか図面や施設状況等(入り口等)で確認します。

【法令等の規定】

[児童福祉施設における児童の安全の確保について]平成13年6月15日雇児総発第402号

- 1 児童福祉施設等については、従来から、地域に開かれた地域のボランティア、保護者、関係団体等の協力も得つつ、地域と一体となって児童の安全確保に努めること。地域に開かれた施設づくりは危険に関する情報の収集や緊急時の支援にもつながることから、徒に施設開放に消極的にならないよう留意すること。
- 2 児童福祉施設等の児童の安全の確保については、都道府県、市町村と各施設等が一体となって対策 を検討すること。

評価項目 V - 3 - (6)

無断外出の防止や発生した場合の対策が適切にとられているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)		
А	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。 入所児童に対して日頃から無断外出をしないよう指導している。			
	建物の構造が、自由な出入りを制限できるように工夫されている。			
	警察や関係機関との連絡調整が円滑に行われている。			
	無断外出に備えて、マニュアルなどを用意し、捜索や連絡調整等について適切かつ迅速に対応するよう努めている。			
С	特に配慮していない。			
その何	その他の工夫事例:			

- ◆無断外出発生時のマニュアルを備えているだけでなく、内容が全職員に周知されていること が必要です。
 - ・マニュアルに記載されている内容を確認し、予想される事故などへの対応についてもれがないかを評価します。
 - ・マニュアルをどのように職員に周知しているかをヒアリングします。
 - ・無断外出児童について警察、必要があれば、学校等相談機関との情報連絡網があるか、確認します。
 - ・一時保護所への自由な出入りを制限できる構造となっているか確認します。

評価分類V-4 地域や関係機関との関係

《評価のねらい》

- 一時保護所を地域や関係機関に知ってもらい、一時保護所が地域の社会資源として機能するためには、一時保護所自らが地域等に対して情報を発信していくことも必要です。
- ・一時保護所の情報をプライバシーに配慮しながら、地域や関係機関に提供することは、一時保護所の理解を深めるばかりでなく、運営の透明性の確保にもつながります。
- ・また、入所児童の在籍校との情報交換など良好な関係が維持されているかも評価します。

評価項目 V - 4 - (1)

地域や関係機関との関係は良好か

	判断基準	評価 (A・B・C)			
А	次の項目のうち全てに該当する。 プライバシーの尊重を前提として、一時保護所の概要などを、地域の関係機関に情報提供している。 学校等関係機関や地域住民に対し、一時保護所の理解を深めるような活動をしている。 入所児童の在籍校との個別の情報交換が必要に応じて行われている。				
В	Aの中でいずれか1つは該当する。				
С	上記のいずれにも該当しない。				
その	その他の工夫事例:				

《評価の視点・ポイント》

◆地域の人達に一時保護所を理解してもらうためには、施設見学時等に情報を提供していくことが必要 になります。

なお、情報提供に際しては、子どものプライバシーへの配慮が不可欠です。

- ・施設見学時の対応などの作成物を直接確認します。
- ・プライバシーへの配慮については、具体的に何にどのように気を付けているか、ガイドライン等を 聴取します。

<u>評価分類Ⅴ−5 実習・ボランティアの受け入れ</u>

《評価のねらい》

- ・ボランティアや実習生の受け入れには、施設運営が閉鎖的になることを防ぐという役割と入所 児童の生活の広がりに寄与するという役割が期待されます。
- ・また、ボランティアや実習生が一時保護所での経験を通して、児童福祉への理解を深め、地域 での福祉の風土づくりの一翼を担っていくことなど福祉人材の育成も期待されます。
- ・ここでは、一時保護所がボランティアや実習生の受け入れを通して、福祉の普及・啓発をどれ ほど意識し取り組んでいるかを評価します。

評価項目 V - 5 - (1)

実習生の受け入れを適切に行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)			
А	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。 受け入れにあたり、あらかじめ職員や子どもに基本的な考え方・方針が理解されるよう説明している。 受け入れのための担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。 実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫している。 実習生と職員との意見交換の機会を設けている。				
В	マニュアルに基づき施設の方針、子どもへの配慮等を十分説明している。				
С	マニュアル等がなく、取り組みが不十分である。				
その化	その他の工夫事例:				

- ◆実習生の受け入れは計画的に行わないと、子どもの生活や一時保護所の運営に混乱を招く懸念があり、受け入れに当たっては、施設としての一貫した方針が必要で、受け入れのためのマニュアル等の整備が最低条件になります。
 - ・マニュアル等について、特段定めはありませんが、以下の点が盛り込まれているか確認します。
 - ①実習生受け入れの方針(「社会福祉人材の育成」など)
 - ②実習生の対象要件、受け入れ期間、業務内容
 - ③担当者、受付・対応の手順・方法
 - ④入所児童の人権やプライバシー保護について
 - ・実習生への説明資料についても、「やってもらいたいこと」、「やってはいけない」ことなどが明記されているか確認します。
- ◆マニュアルがあっても、受け入れる側の職員や子どもが受け入れの趣旨を理解していなければ、実習 は円滑に進みません。
 - ・事前に、職員や入所児童に趣旨を説明しているか聴き取りを行います。
 - ・また実習生の受け入れについて事前説明を行うなど、理解を図っているか確認します。
- ◆実習生の受け入れにあたっては、責任の所在を明確にするため担当者を定めておくとともに職員が、 実習生の活動を把握できるよう記録を残しておくことが必要です。
 - ・実習生受け入れにあたっての担当者の決め方について聴き取りを行います。
 - ・また、実習の日々の活動記録など書面で確認し、実際の活動内容を把握します。
- ◆実習生からの意見や指摘事項を貴重な外部からの目として、一時保護所運営の質の向上や今後の運営 に役立てていこうとする姿勢を評価します。
 - ・振り返りや意見交換の場など、実習生から意見を聴取する仕組みを持っているか確認します。
 - ・実習生の受け入れを通して気づいた点や、実際に意見や指摘事項をもとに改善した事例などを具体的に聴き取ります。
- ◆また、実習生の受け入れは福祉人材の育成という側面もあるため、ただ受け入れれば良いということではなく、どのようなプログラムを策定し実施しているかが重要となります。
 - ・受け入れ職種や実習範囲に応じてプログラムを設定しているか、実際のプログラム内容を書面で確認します。

評価項目 V - 5 - (2)

ボランティアの受け入れや育成を行っているか。

	判断基準	評価 (A・B・C)		
А	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。 受け入れにあたり、あらかじめ職員や子どもに基本的な考え方・方針が理解されるよう説明している。 受け入れと育成の担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。 ボランティアの意見や指摘事項を施設運営に反映させている。			
В	マニュアルに基づき一時保護所の方針、子どもへの配慮等を十分説明している。			
С	マニュアル等がなく、取り組みが不十分である。			
その他の工夫事例:				

- ◆ボランティアの受け入れは計画的に行わないと、子どもの生活や一時保護所の運営に混乱を招く恐れがあり、受け入れに当たっては、一時保護所としての一貫した方針が必要で、受け入れのためのマニュアル等の整備が最低条件になります。
 - ・マニュアル等について、特段定めはありませんが、以下の点が盛り込まれているか確認します。
 - ①ボランティア受け入れの方針(「社会福祉人材の育成」など)
 - ②ボランティアの対象要件、受け入れ期間、業務内容
 - ③担当者、受付・対応の手順・方法
 - ④入所児童に対する人権やプライバシー保護について
 - ・ボランティアへの説明資料についても、「やってもらいたいこと」、「やってはいけない」ことなどが明記されているか確認します。
- ◆マニュアルがあっても、受け入れる側の職員や子どもが受け入れの趣旨を理解していなければ、ボランティア活動は円滑に進みません。
 - 事前に、職員や入所児童に趣旨を説明しているか聴き取りを行います。
 - ・またボランティアの受け入れについて事前説明を行うなど、理解を図っているか確認します。
- ◆ボランティアの受け入れにあたっては、責任の所在を明確にするため担当者を定めておくとともに、 職員がボランティアの活動を把握し、十分指導できるよう記録を残しておくことが必要です。
 - ・ボランティア受け入れにあたっての担当者の決め方について聴き取りを行います。
 - ・また、ボランティアの活動記録など書面で確認し、実際の活動内容を把握します。
- ◆ボランティアからの意見や指摘事項を貴重な外部からの目として、一時保護所運営の質の向上や今後 の運営に役立てていこうとする姿勢を評価します。
 - ・振り返りや意見交換の場など、ボランティアから意見を聴取する仕組みを持っているか確認します。
 - ・ボランティアの受け入れを通して気づいた点や、実際に意見や指摘事項をもとに改善した事例など を具体的に聴き取ります。

平成 30 年度 児童相談所一時保護所外部評価報告書

平成 30 年 10 月

横浜市児童福祉審議会